

平成28年9月21日（水曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	山 崎 正 男	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	矢 野 昭 三		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	森 田 貞 男
情 報 防 災 課 長	松 本 敏 郎	税 務 課 長	川 村 一 秋
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健 康 福 祉 課 長	宮 川 茂 俊
農 業 振 興 課 長	宮 地 丈 夫	ま ち づ く り 課 長	金 子 伸
産 業 推 進 室 長	門 田 政 史	地 域 住 民 課 長	矢 野 雅 彦
海 洋 森 林 課 長	尾 崎 憲 二	建 設 課 長	今 西 文 明
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 都 築 智 美

議 事 日 程 第 4 号

平成 28 年 9 月 21 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 25 号から第 44 号まで及び議案第 46 号から第 54 号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 3 議員提出議案第 2 号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第 4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

● 議員から提出された議案

議案第 2 号 参議院議員選挙の合区解消についての意見書について

議 事 の 経 過

平成 28 年 9 月 21 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

冒頭、台風 16 号に関する災害対策について報告をさせていただきます。

9 月 20 日火曜日の未明から午前 11 時ごろにかけて黒潮町に最も接近した台風 16 号は、強い勢力を保ったまま土佐湾を横切り、午前 9 時前には佐賀地域で時間雨量 86 ミリの猛烈な雨が降り、町内では近年にない河川はらんらんも見られ、一時は土砂災害や洪水による甚大な被害が心配されるような危険な状況でございました。

幸い人的被害は発生しなかったものの、橋や道路および農地の冠水、倒木、土砂崩れ等が多数発生し、地域の生活環境に多大なる被害をもたらしました。

黒潮町では、台風 16 号が近づく 19 日月曜日の 15 時に市町村配備体制を、その後、22 時 31 分には高知地方気象台から大雨洪水暴風波浪警報が発表され、22 時 35 分に災害対策本部を開設致しました。

そして、翌 20 日火曜日 5 時 45 分に土砂災害警戒情報が黒潮町全域に発表されたことから、町内全域に避難勧告を発令。その後、伊与木川と蛸瀬川ではらんらん危険水位を超えたことから、横浜、浜町、明神、会所、町分、下分、大和田、および上田の口地区に避難指示を出しました。また、伊田川、有井川、蟻川、湊川、および加持川も相次いでらんらんすることとなり、町内各地に大小さまざまな災害のつめ跡を残したところでございます。

今回、避難勧告を行った地域は町内全域 5,605 世帯、1 万 1,738 人。避難指示を行った地域は 8 地区、837 世帯、1,853 人で、開設した 24 カ所の避難所への避難者数は、20 日の 6 時 15 分時点で 35 世帯、64 人でございました。

被害の詳細につきましては、現在関係する部署で取りまとめを行っている最中ではありますが、9 月 20 日 18 時時点での取りまとめの概要を報告させていただきます。

家屋被害は、床上浸水が 9 件、床下浸水 21 件の、計 30 件。

昨日、各課調査により報告のあった被害件数は、町道関連 71 件、地区内道路および排水路関連 15 件、林道関連 11 件、情報通信関連 5 件の、計 102 件の被害が報告されております。

また、農業施設被害 4.56 ヘクタール、農作物被害 5.4 ヘクタールも確認されており、各関係機関での対応が進められているところでございます。

このように、当町における被害も決して少なくはありませんが、人的被害が発生しなかったことは、地域の方々の防災への備えと適切な行動があったからだと考えております。

また、避難所の開設等におきましては、区長様をはじめ地域の皆さまには大変お世話になりました。この場

をお借りし、厚く御礼を申し上げる次第です。

今後、被害全容が明らかになるにつれ被害報告も増えるものと想定はしておりますが、復旧対策に全力で取り組みとともに、より一層防災体制の引き締めを行い、地域の皆さまと一緒に災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

これで町長の発言を終わります。

産業推進室長から発言を求められております。

これを許します。

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

おはようございます。

先日、16日の中島議員の、黒潮町缶詰製作所の運営についてのご質問のうち、交付金を活用した町からの補助金で缶詰製作所が移住をした方を雇用した採用日がお答えできておりませんでした。

採用日は、平成28年4月21日でございます。失礼を致しました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

これで産業推進室長の発言を終わります。

議長（矢野昭三君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、小松孝年君。

13番（小松孝年君）

それでは、私の一般質問を始めます。

昨日は、先ほど町長の方からもありましたけれども、台風16号の影響で会が開けませんでしたので、今日に一日全部詰まってしまいました。ですので、なるべく簡潔なやり方でやりたいと思いますので、答弁の方もなるべく簡潔に分かりやすく、よろしくお願い致します。

それでは、今回は3点について質問を用意致しております。そのうち最初の2点、防災関連と人脈活用については、昨年投げ掛けた提案をその後どう取り上げていただいたか、検討はなされたかという意味で、今回取り上げさせていただきました。また、その中で新たな提案も織り交ぜて質問していこうと思います。

まず1点目は、防災関連の質問です。

質問要旨の1問目は、先ほど言いましたように、これは昨年の12月議会で取り上げさせていただいた質問についてです。

海岸部への放送施設について、その後、必要性和事業費等の検討は行われたか、ということをまず通告書のとおりお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは小松議員の一般質問、防災関連についてのご質問に、まずは通告書に従ってお答えしていきたいと思っております。

海岸部への放送施設についてのご質問でございますけれど、まず、ご質問の必要性についてでございますが。これは津波浸水予想エリアへの無線による拡声設備について、緊急性も含めて必要だと強く認識をしております。

事業費の検討につきましては、専門業者によるコンサルティングなどは利用せずに、あくまでも町の担当者の概算設計による試算ではございますけれど、目安となる事業費幅はつかんでおります。

ただ、昨年の回答と同様に、活用できる補助事業はなく、実施するための財源確保が困難なことから、事業実施に向けた具体的なスケジュールはいまだ定まらないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

まあ、必要性については必要と認識していただいているという答弁いただきました。

それから、事業費もある程度の概算はつかんでというふうにお聞きしましたが、それはどのぐらい掛かるというふうな形でつかんでおられますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、小松議員の再質問にお答えしたいと思います。

事業費に関するご質問でございますけど、これは防災行政無線整備ということでお答えしていきたいと思いますが。この場合、実施する範囲が大きな事業費の差になってまいります。

従いまして、黒潮町全町的に防災行政無線をデジタルでやった場合には8億8,000万円。それから沿岸部だけ、沿岸部というのは津波に襲われる危険がある地域をやった場合6億円。そして、沿岸部の集落の密集地域をやったときは3億円。そして、佐賀地域においては現在のアナログの防災行政無線を活用して大方地域のみをやった場合については2億円、というふうな概算をしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

いろいろと細かく、大まかではありますけれども事業費について答えていただきました。

これは防災行政無線、無線にした場合ですけれども、どうしても災害はいつ起こるか分からないので、やはり犠牲者を少なくするためにはなるべく簡単にできる方法で早くやっていただきたいと思うんですけれども。

前回でも、その防災行政無線についてはいろいろと答弁もいただきましたが、事業費については今回初めてお聞きしました。

実際、放送施設というのは、災害時において発生前のJアラートなどによって緊急告知放送が可能です。これは、いち早くそこにいる人たちに危険が迫っていることをお知らせしまして、避難を啓発する手段として大変重要な設備だと思っております。

避難行動は、自助、共助ということに当たるとは思いますけれども、発生前のJアラートやエリアメール、昨日もかなりエリアメールは鳴ってございましたけれども。それはもう、自分は公助の方に入るんじゃないかと思っております。

そういった考えはいかがですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、小松議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

まず、J アラートの中の緊急地震速報のご質問だと思うんですけど、南海トラフ地震の場合、直下型になりませんので、ある分、発生するポイントが距離があると思っております。従って、緊急地震速報が非常に有効に活用できるんじゃないかというふうに考えております。

今のJアラートの仕組みによって、各家庭に一軒一軒に告知端末が入っておって、現在でも揺れる前にいわゆるP波というのをとらえて告知ができておりますけれど、さらに、それについては高度な仕組みの緊急地震速報の導入も必要ではないかと、担当部署の方では考えております。高度だというのは、まださらに早く伝える仕組みを導入するべきではないかというふうに考えております。

それからエリアメールにつきましては、これは昨日も台風16号のときにお伝えしましたが、非常に携帯を持ってる方には迅速に通知できますので、これについてはなお一層の活用を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

ありがとうございます。

これは公助に当たるかというのも聞いていたんですけども、まあ恐らく、災害の発生前の公助に当たると思います。

そしたらいろいろ答弁いただきましたので飛ばしてですね。それでは、今言った事業費がかなり防災行政無線では掛かるというので、ちょっとひとつ、次はそういった広いエリアでなくてですね、ピンポイントに絞って考えてみたいと思いますけれども。実際この部分を言いたかったのが、今から言ったところです。

次に提案ということで、いち早くそういったたくさん人々がいるところにそういった情報を伝えるために、大方球場付近ですね、あの付近のことについて今から話したいと思います。

先ほど言った防災対策の必要性といった点で、さっき膨大な予算が掛かるというふうなことを言っております。前回も少し触れたと思いますけれども、ポイントを絞って町の所有する施設、大方球場付近にスピーカーを3基ほどつけたら、かなりあの辺のエリアが網羅できるんじゃないかと思いますが。

どうしてかという、大方球場付近では、野球はもちろんのことグラウンドゴルフや、それからソフトボール、またサーフィン、サイクリング、ジョギング、ウォーキング。また、ちょっと離れたところではキャンプ場なんかもあります。また、畑。ラッキョウ畑なんかでも、多くの人々が日中はいるときがあります。大会等などがあってですね、多いときには全部合わせると500人を超える人口がその辺に集中している場合があります。防災対策の必要性として考えてみれば、あの辺、避難困難地域というふうにいわれておると思いますけれども、避難困難区域や逃げ遅れた人のために建てられた避難タワーと同等の意味をなすものではないかと思っております。なぜなら、この日中にこの付近にいる人たちは、家の中にいて家屋の下敷きになったり、家の倒壊で身動きが取れなくなるという心配はありません。もう外ですのですね。そして比較的、まあ割と元気な方ばかりです。いち早く情報が得ることさえできればですね、早く避難行動に移すことができれば、助かる可能性

が多い人たちです。それゆえに、1分1秒でも早く避難行動に移せるように、放送施設と言ってましたけど放送設備を整えることは、避難タワーで2、300人の命を救うのと情報伝達でそれ以上の人を救うのは同等以上と思いますけれども、今回、そういった提案をしたいと思います。

ちょっとそのへん、いろいろと自分もどうやったら一番安く上がるかなという方法をいろいろと見てきました。先ほど、課長からの答弁で概算も出していただきましたけれども、それは防災行政無線であって、今のケーブルを使った、そういった放送設備というのは見てみると、球場まではずっと電気も配線されています。電柱もずうっとあります。それと、どういうわけかあの球場の入り口付近に町の電柱、何も使ってない町の鉄柱がありますけれども、あれは何のために使うのかなというふうに思っておりました。結構その電柱を使って遠回りしてきても、そういう電柱を立てずにある電柱を、今立っている電柱を利用させていただければ、約、線が来てる所から600メートルか700メートルぐらいじゃないかと思いますけれども。これも正確に測ったわけじゃないので確かではありませんが。あと、まだ電柱を立てていけばですね、その球場付近まで行くのにまあ400メートル、そのぐらいで済むんじゃないかと思いますが。

あこに行けばいろいろと、ネットを張ったり、照明をつけた電柱とか混注がいっぱい立っております。そのうちの一番高いやつにつければですね、その海岸でサーフィンしている人や、それから補助グラウンド、球場で競技をしている人、それからまたラッキョウ畑で作業をしている人、そういった人たちには十分聞こえる位置じゃないかと思っております。またウォーキングとか、先ほども言いましたけれども、散歩やジョギングしている人たちもかなりいます。そういった意味で、そういった線を引っ張ってやってやる方法もぜひ検証していただきたいのですが。

すぐやれるかどうかその予算にもよるとは思いますけれども、比較的安くできるんじゃないかと思うので、そういった検証をしていただけないかという質問を致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは続いて、小松議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

ポイント的に大方球場をポイントにご質問でございますけれど。おっしゃるとおり、海沿いの広い大規模公園内の施設、幾つか県の施設と町の施設ありますけれど、町の防災上の考え方としては、すべての人がたくさん集まる所にはやはり告知端末など、すべて情報がすぐ伝えれる施設が必要だと思っております。県の施設には県に設置していただくべきで、町の施設については町が設置するべきだと考えております。

大方球場は、ご存じのとおり町の施設でございます。議員ご質問のとおり、最近スポーツ合宿とかで活用も増えて、これからも恐らく利用する方は増えると思いますので、やはりそちらの方に町の地域防災計画に基づく避難勧告、避難指示がしっかり通る施設の導入は必要ではないかと、基本的に考えております。

ただ、その費用でございますけれど。私の方で把握してる資料としましては、大方球場に光ケーブルを張る場合に、最短距離でいくと348メートルくらい。そんなに距離はないと思います。既設の電柱で対応可能だと思っております。

それから、その引き込み費用としては金額にすると、概算で38万円ぐらいでできるのではないかと考えております。

それから、球場に光を引いて、ベンチからですかね、告示端末でストレートフォーンでつないで音達するのに掛かる費用が別途57万ぐらいではないかと思っております。

なお、さらにそこに野球の実況中継なんかをする施設をつけるとですね、さらに100万を超す費用が必要か

と思いますけれど。

これぐらいの費用で議員が今ご質問されたことできるんじゃないかと思いますので、課の方では今後検討を
してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

そこまでいろいろと調べてくれてるとは思っておりませんでしたが、球場まで最短で 348 メーター。それから、そういった線をケーブル引っ張って、また放送できるようにするのに 38 万と 57 万と言いましたかね。足したらなんぼになるがやろうか。ちょっと計算がちょっと遅いですけど、また。90 万ですかね。100 万掛からない予算でできるというのでしたらね、ぜひそのへん検討していただいて、まあ防災行政無線ができるようになるまでは、それに対応するようなことも考えていただいたらありがたいと思います。

もっとあったんですけど、いい答えをいただきましたので次の質問に移ります。

防災関連の 2 問目の質問です。

これはですね、民間団体の防災研修は、防災対策においても被災後の復興においても、人材育成に大変有意義なものであると思われますけれども、見聞を深め見識を深めるために現地視察を推進してはどうか、という質問で答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは小松議員の防災対策に関する 2 番目のご質問、人材育成のために民間団体の被災現地視察の推進に関するご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、防災対策は被災地に学ぶことが原則だと認識をしております。人材育成のためにも、被災地での現地視察は大変意義深いものと、当然考えております。

これまで、町職員、それから消防団、そして議員の皆さまの視察研修は行っておりますけれど、民間団体が現地視察する場合の支援は、これまでは行ってきておりません。

今後の展開と致しましては、民間団体という枠組みよりもですね、現在進めておる地区防災計画の取り組みの中での検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

今答弁で、今後いろいろとやっていくような予定があるみたいですけども、地区防災計画でということ。また、民間団体という枠ではなくてそういう形でということですが。

先月、私たち議員で 8 月 22、23、24 と議員視察で、復興状況について視察で行ってきました。そこで私が強く印象に残ったのが女川町の部分で、ここはほかよりかなり復興が進んでおりました。被災前よりまして活発なまちづくりができていっているように思ったのですけれども。ここは復活の第一歩としてですね、コンテナ商店街から始まって、プレハブ店舗で、きぼうのかね商店街というのを早々に立ち上げて、町の人たちの元気を取り戻して、現在はプロムナードに隣接するテナント型商店街で、シーパルピア女川という名称で町のにぎわいと、

それから町の人たちの癒しの空間、また、観光客にも対応したテーマパークを思わせるような新しいまちづくりができ始めておりました。

また、これはただ単に復興予算が多く下りたということではなくて、予算が多く下りたということだけではすね、こういった復興の形はできなかつたと思います。

こういった復興の原動力になったのは、まあそこで質問したのですけれども、どういうことか。また、その原動力となった仕掛け人というのは誰ですかというふうに聞いてみるとですね、商工会青年部の人たちが中心になっていろんなアイデアを出し合って、それから、年取った人は文句は一切言わない。そういった口出しを出さない。若い人たちに一切任せたというふうな形でやった結果がこういうふうになった、というふうな話を聞かせていただきました。

それでは、どうしてこういったときに若い人たちが一致団結できたかというですね、それも聞いてみました。この町は日ごろからイベントや祭りも多くありまして、そういった活動を通じていろんなつながり合い、またそういった活動ができてきたからだそうです。実際、私も商工会青年部で副長をやっていたころがありました。そのころは、そういったイベントとかそういった活動が何のためになってるのかというふうに分でもいろいろと迷ったこともありましたが、いざというときにはこういったイベントなんかの、出店とか出したりする活動も、日ごろはあまり意味を感じないのですけれどもそういった原動力になる。そういったふうには私は感じたところであります。

将来この町にとってですね、非常にそういったことが有益になるのではないかと考えていたかと思いますが、どうかということです。ほんとに、今いろんな団体がちょっとやることを迷ってる。ほんとに商工会なんかもそうですし、農業、漁業のそういった婦人部とか青年部、そういった団体。特に若い人たちを中心にそういった研修活動をして、実際、先ほど課長も言いましたが、そういう現地を見ていただいですね、自分たちはいざとなったときにやはり何をしなければいけないかということを今から考えていただくためには、ほんとに現地に視察に行くということは、ほんとに町の将来のために役に立つと思いますので、ぜひそういった研修を幅広く、地区防災組織だけではなくいろんな団体に行かせてもらいたいと思いますけれども。

そういった形はつくることは可能でしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

被災地に視察に行っていたかというのは自分たちも同じ思いですけども、どの方からどういう目的で優先順位をつけていっていただくかというのが、少し議論をしなければならないところだと思います。

課長がお答えしましたように、例えば地区防災計画を地域で主体的にお作りいただいている策定委員の皆さまには、復旧、復興だけではなくて、その被災地から学ぶ事前の防災ということもあろうかと思いますし、そういったことを、今、最前線に立っていただいている地区の皆さんにご視察いただくというのは大変有意義だと思っています。

それからもう一つは、議員からご提案がございました、民間団体の平素の活動を通じて絆をつくりながら、いざというときの復旧、復興にということも重々、重要なことであると承知をしております。

特にタイミングの問題だと思うんですけども、今黒潮町が何を最優先事項としなければならないのかと、被災した自治体が何を最優先事項にしているのかというのは、若干ちょっと齟齬（そご）があるように思います。当然のことながら、被災された自治体というのは復旧、復興が最優先事項でございます。従いまして、復旧、

復興に有益な仕組みを、どう精度を上げて取り組みを進めていくかということだと思いますけれども、黒潮町の場合は、それまでにいったんその有事の際にどう人命を確保するのかというのが自分たちにとっては最優先事項と規定をしておりますので、そちらをしっかりと詰めていきながら次のことを考えていると。こういったことになろうかと思いますが。

新想定から4年半、防災対策を進めてまいりまして、若干ではございますがそういうことを考える余裕も少し出てきたと思います。まだ議論は少し先になるかも分かりませんが、ご指摘いただいた平時の関係性をもって復旧、復興にということもしっかりと自分たちでは承知をしながら議論をさせていただきたいと思いますが、答えはもう少し時間がかかろうかと思います。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

今、町長から答弁いただきました。ほんと、それは当然だと思います。

今自分が言ったのはですね、被災後の復興のためにどういった心構えをするか、またそういった人材を今から育成していくと。そういった意味で言っております。

ほんで、当然命を優先的に思うのは、これは行政の役目で、被災後にですね、復興においてのこういった活動をするかというのは、やっぱり民間団体が主となってやるべきやと思っております。それこそ公助は必要ですけれども、主となるのはやはり民間だと思っております。ですからそういった復興のためにですね、まあ言うたら行政と民とのその役割分担ですね。そういうことがしっかりできるような形を整えていくためにはですね、やはり、いつ起こるか災害は分かりませんので、今からそういった準備というか心の準備なんかもししていいたら、もし被災したときにはそういったことにスムーズに取り掛かれるんじゃないかと思っておりますので、今日こういった質問をさせていただきました。

当然、何のために行くかという、そういったシナリオは作って町の方に申し込みはせないかんとは思いますけれども、そのへん、我々の後輩たちにいろいろとまた伝えていきますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それではですね、2 問目に移ります。人脈活用についてということで、ここでは2 点取り上げさせていただいております。これも昨年一般質問で取り上げた内容についてまだですので、まだちょっと早いかもしれませんが、その後の動向について聞きますということで。

まず1 問目はですね、前はビジネス視点から見た人脈づくりについてということ質問して、行政とビジネス戦略をダブらせて質問しましたが。

1 問目ですね、黒潮町に有益な人脈の調査方法、これは情報収集の方法ですけれども。の検討は行ったかということで質問させていただきます。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

それでは小松議員の一般質問の、人脈の調査方法につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

12 月議会では、町長の方が、どういう情報収集の仕方があるか勉強させていただきたい、というふうなお答えをさせていただきました。

調査方法、あるいは情報収集につきましては、具体的な検討が不十分ではございますが、それぞれの担当部

署によりご支援、ご協力をいただいている方々や、団体の皆さまの情報の共有をすることが大切なことであるというふうに考えております。

これまでも、後ほど紹介はさせていただきますが、それぞれの担当者が具体的な事業の実施に向けて、技術的、あるいは財政的にも、また人的にも、さまざま方々にご支援をいただいております。

その方々の情報収集および共有をどこまで広げていくのか。庁舎内、職員間、議員の皆さま、そして、町民の皆さまへということになろうかと思ってございます。

そのときに考えなくてはいけないのが、いろいろな町民の皆さまからご紹介をいただきましたが、失礼な言い方とはなりますが、必ずしも町の計画しております事業とマッチングがうまくできない場合なども想定されます。広く一般的、公募的な調査等は、もう少し検討が必要であるというふうに思っております。

まずは、具体的な事業を職員間で協議、検討する中で共有をしまして、情報収集を行うことから進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

はい、よく分かりました。

そうですね。それではそういったことなかなかね、今副町長言われたように、実際この町に有益な情報かどうかというのは、その事業に則したならば即やっていったらいいですし、そのへんの見極めはなかなか難しいところかもしれません。ただ、一応そういう話をデータで取っておけば、そういった人脈が必要なときにすっというふうに思いますので。

そのことを受けて2 番目ですね。

人脈から得られた人材活用について、現在該当した例があれば聞くということで。ちらっとさっきも出ましたけども、ちょっとあったようなこともありました。

また、今後、町にとって有益と思われる人材を紹介された場合ですね、受け入れ態勢や窓口等はどうか決めておいた方がよいのではないかと。というのが、今さっき言ったような話を今2 番目の質問で言っておりますが。

今ちょっと聞き逃したんですけども、この2 番目の質問に入っていく部分が出たと思いますけど、各課でいろいろと情報収集してくれてるというふうに聞いたと思うんですけども。どういった形で情報収集しているかということも織り混ぜて、この2 番目の質問に入ります。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは小松議員のご質問の、人脈活用の事例および体制づくりにつきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

まず、事例ということでございますが、これまでの蜷川のであいの里にも深くかかわっていただきました高知大学とは、地震津波対策、医療、地域活性化など、それぞれの先生方にお世話になってきたところでございます。そして、高知大学の脇口学長にご紹介をいただいた方の中で、東日本大震災、熊本の震災においても緊急医療支援活動を行ってきております特定非営利活動法人アムダの菅波代表とは、医療支援の協定を締結することになったところでございます。

また、地震津波対策関係では、群馬大学の片田教授と京都大学の矢守教授には、防災教育におきまして多大なるご支援をいただいているところでございます。

また、観光、スポーツツーリズムにおきましては、サッカー大会のスポンサーでありますスポーツメーカーの方々や、大会に参加いただいております監督の方々のつながりで大会が盛大に行われ、宿泊数の増にも寄与しているものと思っております。

そのほか、各分野でいろいろな方々に顔をつないでいただきながら事業を進めてきており、特に小松議員の人脈によりまして大学野球部の合宿誘致が推進されましたことは、大きな成果であると感謝をしているところでございます。

また、人脈の活用などと申しましたら、本人を前にして失礼かと思いますが、総務省より北岸参事をお迎えできたことが、まず一番の人脈づくりであるというふうにも考えております。現在の主要事業であります地方創生関係の具体的な事業をまとめていただくことは当然のことながら、北岸参事がこれまで築いてこられた人脈、総務省関係の方々には、情報提供や要望などの橋渡しなど、さまざまな面でお世話になるものというふうに思っております。

続きまして、窓口等はどうするか決めておいた方が、ということでございます。現在、関係する事業に携わっていただいている方との連携は、それぞれの担当部署において接触をしているところでございます。先ほども申しましたが、具体的な事業のマッチングのことなど考え方もいろいろあると思いますので、特定の窓口を作ることが逆に専門性がなくなることもあり得ますので、それぞれの担当部署が窓口となることで進めてまいりたいというふうに思っております。

情報収集につきましてもですね、担当部署においてそれぞれ情報収集をしているところであるというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

なかなか、自分の名前出されたら後の質問が全然できなくなってしまったんですけど。

まあ実際、そういったいろいろ活用はしていただいております。また、今ツイッターとかいろいろありますけれども、そういった友達の友達は友達みたいな感じで、そうやってずっとつながっていけばですね、かなりいろんな人脈が得られるんじゃないかと思っております。

また、窓口はつくと、ちょっと専門性に欠けたりするということもありますが。なかなかこれは難しい問題だとは思いますが、ぜひとも、確実に窓口つくって、そういった人脈窓口というようなものはなかなかできないと思いますが、今、副町長から答弁にいただきましたように、いろいろとその人脈、人のつながりをどんどん、輪を広げてですね、ぜひともそういった活用をしていただきたいと思います。

それでは、最後の問いに移りたいと思います。最後はですね、参議院選挙の合区についての質問です。

この質問は、町行政の所管するものと違っている質問ですので、本来ならば一般質問で出すべきではない質問でありますけれども、地方創生という時代の中で、私たちの住んでいる黒潮町も人口減少という大きなハンディを抱えて、また地理的なハンディも抱えているという状況の中で、ここで町長の考えがどうかということを知りたいというのが町民の関心事項でもありますので、あえてここで出させていただきます。

質問の要旨に書いているのはですね、先の参議院選挙区において、徳島県および高知県が合同選挙区として選挙が実施された。確かに、選挙区ごとの一票の重みについては重要な課題ではありますがありますけれども、東京一極

集中型社会の中では、ますます地方の声が国政に届かなくなるのではないかと危惧（きぐ）しております。

今後、ますます人口の減少が予想される地方の首長として、合区制度についてどう考えるかお聞きするとうふうに要旨に書いておりますので、町長、よろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは小松議員の、参議院議員選挙における合区についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、第24回参議院議員選挙において実施された合区制度につきましては、これまでも県選出国会議員等を通じ明確に反対の姿勢を国に訴えてきたところです。

反対の姿勢を明確にする理由につきましては幾つかございますが、一つは、合区を採用することによる負の影響。そしてもう一つは、手続き論でございます。

前者につきましては、議員もご指摘されておりますように、東京一極集中の是正を国として掲げながらも総体的に都市部の議席の割合が増加し、結果、一極集中の是正に歯止めがかかってしまうということ。

および、総体的に議席の割合が減少する地方においては、実際問題として声を届ける機会の減少につながるというのは間違いないことだと思っております。

また、参議院としての政策判断、意思決定を行う際、限られた地域において現状の認知度、熟知度が低いままでの判断をするケースが想定され、そもそも課題構造が適切に設定できるかどうか大いに疑問が残ります。これは、議席が減少する地方へのみの負の影響を及ぼすということではなくて、今後の国のあるべき姿に政策誘導をする際の判断の精度の低下を招くということでございますので、地方、都市を問わず影響が出るということであると考えております。

また、今回の改定は選挙制度のみとなっており、その負の影響をフォローする仕組みが確立されておらず、制度全体としては未熟であると言わざるを得ません。

次に、後者の手続き論でございますけれども。解釈論と含めまして、憲法14条の法の下での平等という大きな概念から、選挙制度のみを抜き出して単独で解釈をしようとするところにそもそもの限界がございます。これまで国が取ってまいりました、一定の地域に傾斜した経済施策や現在の一極集中、および地方自治との関係性を、憲法論の中でどう評価、解釈していくのか。こういった観点が必要でございます。

また、憲法95条1の地方公共団体にのみ適用される特別措置法についてに規定される手続きを踏まえておらず、納得のいく説明が必要でございます。

いずれにしても、合区での選挙実施は今回のみとするべきで、恒久的な規定と併せて緊急避難的な措置も含め、直ちに解消すべきと考えております。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

ありがとうございます。

ほんとに私たちの地域はですね、こういった人口密度といいですかね、いろいろともう地理的なハンディあります。地方議会の選挙でも、やはり土地の面積なんかも考慮に入れられておりますので、そういったことも考えてほしいと思います。

ほんで、町長に今、考え方を聞きました。最終日、今日に議員提出議案もありますし意見書も出ております。

あえてまたいろいろと話すことはありませんので、町長の話を開けましたので、これで私の質問を終わりたい

いと思います。

どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、10時まで休憩致します。

休 憩 9 時 48 分

再 開 10 時 00 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

6 番（宮川徳光君）

おはようございます。台風 16 号の関係で、町長始め職員の皆さんには一昨晚からですか。大変なお世話をいただきましてありがとうございました。お疲れ様でございました。

では、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は 3 問ですが、まず 1 番目の町管理施設の使用料についてということでございますが。町管理施設の使用料については近年減少傾向が伺われる状況の下、以下を伺うとして 2 つ、2 項目について質問致します。

まず 1 項目目は、平成 23 年度から平成 27 年度の使用料の状況とそれへの対応策はとしております。なかなか使用料を払っているところが数多くあるということで、主に商工業ですかね。そっちの関係の使用料の方を教えてください。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして宮川議員の 1、町管理施設の使用料についてのご質問のうちカッコ 1、平成 23 年度から平成 27 年度の使用料の状況とそれへの対応策はについてお答え致します。

まず施設でございますけれども。指定管理者制度導入施設についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず平成 23 年度末現在の指定管理者制度導入施設は 16 施設でございます。このうち施設使用料の納付を求めている施設は 3 施設で、使用料総額は 464 万円でございます。このうち 2 分の 1 の減額を認めた施設が 1 施設、全額免除が 1 施設となっており、減免額は 142 万円。減免後の使用料総額は 322 万円となっております。

平成 24 年度末では 17 施設中、施設使用料の納付を求めている施設は 5 施設で、使用料総額は 608 万 5,000 円でございます。このうち 2 分の 1 の減額を認めた施設は 3 施設、全額免除が 1 施設となっており、減免額は 258 万 2,500 円、減免後の使用料総額は 350 万 2,500 円となっております。

平成 25 年度末では 18 施設中、施設使用料の納付を求めている施設は 5 施設で、使用料総額は平成 24 年度と同額の 608 万 5,000 円でございます。このうち 2 分の 1 の減額を認めた施設が 3 施設、全額免除が 1 施設、省エネルギー設備の取得に関する減免が 1 施設となっており、減免額は 272 万 2,500 円、減免後の使用料総額は 336 万 2,500 円となっております。

平成 26 年度末では 19 施設中、施設使用料の納付を求めている施設は 6 施設で、その総額は 969 万 7,550 円でございます。このうち 2 分の 1 の減額を認めた施設が 2 施設、4 分の 3 の減額を認めた施設が 1 施設、全額免除が 1 施設、省エネ減免が 1 施設となっており、減免額は 453 万 1,815 円。減免後の使用料総額は 516 万 5,735 円となっております。

平成 27 年度末では 19 施設中、施設使用料の納付を求めている施設は 6 施設で、その総額は 1,007 万 6,630 円でございます。このうち 2 分の 1 の減額を認めた施設が 2 施設、4 分の 3 の減額を認めた施設が 1 施設、全額免除が 1 施設、省エネ減免が 1 施設となっており、減免額は 491 万 900 円、減免後の使用料総額は 516 万 5,730 円となっております。

なお、使用料が無償の施設につきましては、それぞれの協定書等で使用料の無償について規定をしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

多くのところで減免をされているように聞いておりましたけども。

私が今回この質問を取り上げましたのは、指定管理者を指定しまして貸し出している施設というものはですね、町民全体の共有財産であると私は認識しているところでございますが。そういったところから考えていきますと、町民は税金を納めております。それは条例に基づいて税金を納めておりますが。職員の方もその納税に関しては厳正に対応していただいていると認識しております。そういった観点で使用料について考えますと、この住民が税を徴収する、そういった重みいいますか、考え方と指定管理者から使用料を納めていただくという考え方、同等といえますか。同じよりはやや指定管理者の方にもう少し荷を負っていただく。言葉が適切かどうかは分かりませんが。そういう考え方の下に立って運用していただかなければならないと考えて質問をしているわけですが。

かなりの減免をされているようで。今 9 月定例会にも 5 件ですかね、指定管理者の指定の案件が出ております。その案件の中に 4 議案ほどが公募によらない指定管理者の指定となっております。常任委員会でもこの点がかかり論議をされたところでございますが。この公募するかしないかという、その判断ですね。そのあたりをどういうふうに考えておられるかお聞きします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

まず指定管理者の公募にするのか公募にしないのかということでございますけれども。規定では原則では公募ということになっておりますので、公募が原則であろうかと考えております。ただその中で、それまでの経過であったりとか、事情それぞれの施設にございますので、そういった事情を勘案致しまして公募によらないこともございます。ただ原則としましては公募でございまして、そういうことで取り扱いをしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

答えはいただきました。質問するつもりで漏れておりましたが。

今回の公募によらない 4 件と公募によった 1 件の減免の状況をまず 1 点。

さっき言いました常任委員会でもちょっといろいろな意見が出ましたのはですね、常任委員会の話はまあいい

ですが。私が思いますに、公募をしないということは、選ばれる事業所はいずれにしても結果はあんまり変わらないかもしれませんけども。やりたいという意思を持たれている方の芽を摘むという恐れもありますし、そういう行き着く先にはこういった多くの減免、半額とか4分の3とか全額とかいった減免をしなくてはならないような状況を生み出しているひとつの要因になっている可能性もありますが、そのへんはどんなふうに考えますか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

指定管理者制度導入する施設といいますのは、それぞれそれまでのできた経過等々がございまして、そういったことも勘案して公募するとか公募しなくて指定するという事情がございまして。そういったことで、先ほどの繰り返しになりますけれども、原則では公募をするということが原則でございまして、その中で公募の原則に従って募集を行い、その結果をもって指定管理者委員会に諮って指定をするということでございまして。

以上でございまして。

議長（矢野昭三君）

何、答弁漏れですか。

産業推進室長（門田政史君）

失礼致しました。

減免の内容でございまして。減免の理由としましては、指定管理者からの減免申請がまず根本にあるわけでございますけれども、その申請に基づきまして当該施設の経営状況、そういったものを鑑みまして減免する。そういったことが一般的な理由でございまして。

（議場から何事か発言あり）

産業推進室長（門田政史君）

今回公募でご提案致しました施設につきましては、その経営状況そういったものを鑑みまして、申請に基づきまして減免をしております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

すみません、横着なものの言い方しまして。

私は先ほどの質問の冒頭にですね、今9月議会で5件出ました。その指定管理者が5事業者ですか。その5事業者について減免をされているかどうかということを問うたと思うんですが。お答えください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは今回ご提案のうち公募をしない4件。1つが黒潮町農林業基盤整備用機械施設にかかるもの、また黒潮町林業総合センターにかかるもの、黒潮町立漁村センターおよびホエールウォッチングセンター、また同じく黒潮町立漁船漁業用作業保管施設。これにつきましては冒頭の2つが幡東森林組合の、後半の2つにつきましては高知県漁協ということになってますが、こちらにつきましては利用する者が特定をされています。漁業者等に特定をされて、また利益を生じませんのでこちらにつきましては100パーセント減免、無料ということで行っています。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

失礼を致しました。

公募に基づきご提案させていただいている分につきましては4分の3減免をしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今お聞きしたのは、じゃあ5事業所全部減免されて1つは全額免除であとの4つは4分の3ということいいですかね。違うがですかね。私がちょっと申し上げたいのは、そういうふうなかなり減免の額が4分の3とかいうような減免をされているのにもかかわらず、公募もしないで引き続いてやっておいでる。

先の答弁で公募が原則ということがありましたけど。そのあたり私が質問する理由となった、町民から税をいただいている。払っていただければ督促もして納めていただいているような状況の中です、町民の税金によって建てられた施設を減免、4分の3も減免するなり全額減免するなりしてという、ちょっとそれも公募によらなくて町長以下、町長は入ってないかもしれませんが、職員で構成される選定委員会なるもので決まっていくというのはちょっと何か基本的なところでもう少ししっかりと考えてもらわなければならないところがあるんじゃないかなと思います。このあたり町長はどんなふうに感じますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

ちょっと勘違いされているところがございますので少し補足をさせていただきますと。4分の3減免施設につきまして今回公募でやらせていただいております。そちらの方少し補足させていただきます。

それからこれ議員からおっしゃられるように、指定管理でございますので利用料を設定させていただきます。利用料が入るべしで事業目的を達成するために設置をしているものですから、利用料をお納めいただく努力を事業者にしていただくのももちろんですし、そういった環境整備をしていくのも自分たちの責務であると考えております。ただし、減免の規定に適用される経営状況であるから町内に例えば影響を及ぼしていないかというところではなくて、これは一貫して議会でもずっと自分は産業施策の柱として申し上げてきたところですけども。利益の上がっていないところはおしなべていうと役員手当等々圧倒的に圧縮されていて、ほぼすべてが非雇用者へ向けての給与還元こういうことになっております。これによって、地域内の消費性向を高めてそれによる乗数効果で域内の経済を潤しましょうというのが産業施策の大きな柱でございます。従いまして、自分たちとしては減免申請に基づき規定に適用されることでありまして、経営支援としてその減免を適用することも是としておりますし、また経営改善に向けた環境整備、こちらについてお手伝いできることがあれば積極的にしていく。これが黒潮町の産業施策の大きな柱でございますので。それに基づいてさまざまな運営をかけているというところでございます。

繰り返しになりますが、大前提は議員からご指摘ありましたように利用料金をしっかりといただくと。そのための経済環境をしっかりと整えていくといったことを大前提の上での答弁ということでご理解いただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

ちょっと思考回路が大分鈍っておりますので、ちょっとあと先になるかもしれませんが。

あと1、2点確認させていただきたいと思いますが、多くの減免をしているというひとつを取っても、公募すべきやと思います。原則公募すべき。条例には原則というような言葉はないようにも見えますけども。原則公募すべきであればそれを守るべきやと思いますが、そのあたりの考え方と。出さなかった、5つのうち4つは公募しなかったというその理由をちょっと教えてください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

公募をしなかった理由につきましてですが、議会初日に提案説明をさせていただきました。それぞれ各施設の公募しなかった理由を改めて報告させていただきます。

まず1点目の農林業基盤整備用機械施設、こちらにつきましては通常昨日もありましたような災害、このような災害で軽微な崩土、その他が発生した場合そこにある機械を使って森林組合が崩土とか撤去します。そういうような施設を使いますので、まず利益を生じなくて黒潮町のために使うと、そういうものでありますので、幡東森林組合に公募によらないで施設を委託すると。そういうことで提案をしております。

続きまして、議案48号の黒潮町林業総合センターにかかる分ですが、こちらにつきましては幡東森林組合の事務所の横に併設をしています施設です。こちらは農林業課の並びにまた付近の地域住民の会議、こちらに利用しています。そしてまた森林組合の研修等にも使っておりますので、そういう施設の特性を考えますと施設を公募によらず幡東森林組合にそこを管理していただきながら地域の方に利用開放するとそういうことで公募によらないということにしております。

また、議案49号の黒潮町立漁村センターおよびホエールウォッチングセンター、こちらにつきましては施設が2階の構造になっておりまして、1階部分はホエールウォッチングセンター、ホエールウォッチングの観鯨者、クジラを見に来られた方、この方の待合場所ということで使っております。また2階につきましては高知県漁協に加入の黒潮町内の漁民の方の研修施設、そういうことに使っておりますのでこちらも利益を誘導しない施設でありますので、同じように公募によらないということで、高知県漁協さんを指定をしております。

また議案50号、黒潮町漁船漁業用作業保管施設、こちらにつきましては漁具、魚網ですね。そういうものを保管をしておる施設です。そのために使う方も漁業者ということになってきますので、その施設を使って利益を誘導するというものではありませんので、同様に高知県漁協に公募によらないということで指定管理を提案をさせていただいております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

わかりました。議案の提案のときに伺った内容を再答弁していただいたような形になりましたが。

明らかに今言われたような施設は今の指定管理者に選ばれると思うんですけども。公募するといろいろ双方

に手間言いますか、いろんな煩雑なあれがあるのかなというふうに思われます。あまりそちらの方になければやはり原則、公募であればそちらの方にやっていただいた方が理由の説明がつきやすいかなというふうには感じております。

早く済ませということを同僚議員からも言われてますんで、次へいきますが。

次はカッコ2で、町内の公共施設等の一般町民への貸し出しについての基本的な考えを聞かせてください。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、宮川議員の1番のカッコ2、町内の公共施設等の町民への貸し出しの基本的な考え方についての、ご質問にお答えを致します。

町内の公共施設等のご利用につきましては、それぞれ施設の設置及び管理に関する条例等により定めておりまして、基本的な考え方につきましては、設置目的に沿ってそれぞれ町民の方々にご利用をいただいているところでございます。

一例を申し上げますと、保健福祉センターの設置目的は、町民の健康の保持及び増進並びに地域福祉の向上を図るため。また、ふれあいセンターの設置目的は、スポーツ振興法の趣旨に基づき、地域住民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の高揚に寄与するためとなっています。

なお、使用料につきましては、各条例等によりそれぞれ使用目的によりまして、無料または有料としているところでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今、答弁の中にありましたように、無料で貸し出されているところが私の認識では多いと思います。例えば保健センターのホールを借りてもどっかの部屋を借りてもすべて無料です。今言ったふれあいセンターなんかは1回目は無料ですかね。同じ月に2回目から借りると使用料が要るというようなことになっておろうかと思いますが。無料というところがちょっと引っかかりまして、今回ちょっと質問するわけですが。

先ほどいいですか、これは何月ですかね、7月でしたかね。公共施設等に関する住民アンケートいうのがあり、無作為に3,000名を選び出してアンケートを行うということであったようですが。この中でも維持費が大変でこれからどうしたらいいのかというようなことを問われてると思いますけども。私も先ほど申しました保健福祉センターなんかを利用させてもらうことが多いのですが。ホールなんかを使うときに少人数でクーラーつけて暖房つけてとかいうような感じで、これただで、ほかの例えば四十十市なんかはこんなことはないと思いますし。四十十町はちょっと分かりませんが。そのあたり有難いのは有難いですけど。電気料ぐらいいいただかないとあとあと大変やないかなというふうに思いながら借りていたところにこういったアンケートもきまして。そのあたり受益者負担といったようなことについての町の考え方があれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

町内公共施設の利用料についてのご質問でございますけれども。一概に一律の基準ですべてをイエス、ノーというのはなかなか難しいところではございます。利用目的等々もございまして。例えば前の施設なんかは利

用目的によってはきちんと利用料もいただいておりますので、一律どのような利用目的であってもただですということにはなってございません。まずことをご理解いただいたいということ。

それから、例えばですね利用料をいただかないことで社会活動を誘発したり、あるいは現在行っていたい社会活動を結果的に支援することになったりとかいうことでありましたら、積極的に自分たちとしては利用料金を取らないという選択肢もあって然るべきではないのかなと思っております。いずれにしても不透明でその都度恣意（しい）的な判断をするわけにはいきませんので、条例等々でも利用料等々を設定をしそれに従った運営をしているということをごさしまして。現在のところ特段の問題があるというふうには捉えてございません。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

いろいろな活動されている方にとってはすごい有難い答弁だと思います。繰り返しになりますが、維持の面でというふうに受益者負担も絡めてというふうにちらっと思いましたんで、今の答弁でいいです。

では次に2 番目いきます。森林資源の活用を図ろう。についてですが。

今月の9 月1 日より、幡東森林組合が黒潮薪本舗を立ち上げて、薪加工、広葉樹の買取を始めました。そういうチラシを見まして、9 月2 日の朝に私目にしまして、ちょっと適当な言葉が分かりませんけども、何かはったようなことを覚えてますが。チラシの中にも素晴らしい言葉がいっぱい書かれていまして、急遽この質問をすることに致しました。

内容には、この事業には森林率が大きい当町にとって取り組むべき課題が多いと考えますが、町の考えを伺うとしております。

お答えください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは宮川議員の2、森林資源の活用を図ろうについての幡東森林組合が実施しています薪事業について、森林率が大きい当町にとって取り組むべき課題が多いと考えるが、町の考えを伺うについて通告書に基づきお答えします。

黒潮町の現状ですが、町の森林面積は1 万4,750 ヘクタールで、黒潮町の総面積の82.9 パーセントを占めており、林業振興の環境にありながらその効果を見出せない状況です。その要因として、人工林は伐採期を迎えている山林が増えていますが、保有面積が大きな林家が少なく、また長期の木材価格の低迷により林業事業者として専門的に経営が成り立たないため、後継者不足になり農業経営の中に林業が縫合されている現状にあります。

近年、県内では木質バイオマスエネルギー発電所や大型製材所の稼働、並びにCLT 工法建築の普及など、少しずつではありますが木材需要の高まりが増してきています。また、身近なところでは薪ストーブを設置する一戸建て家屋が増えている状況もあります。

黒潮町では一昨年度から幡東森林組合と民間事業者と協働した黒潮町木質バイオマス資源活用事業として、黒潮薪本舗という事業所を立ち上げ、広葉樹を使った薪事業を展開をしています。これまで森林組合や事業所は山林所有者へ直接相談をしていましたが、材料の確保は難しく、改めて町内の皆さまへ幅広く材料を確保するために先日幡東森林組合から薪を買い取りますというチラシを全戸配布をさせていただきました。

この事業の目的はチラシの裏面にも記載をしていますように、黒潮町の森林資源を活用し、木質エネルギーの地産池消を勧めることでエネルギー需給率の向上を目指す。また木材の新たな販路を作ることで、林業をはじめとする地域産業の底上げ、底支え、雇用の創出を促し、地域の参画、連携、協働によるコミュニティを推進するなど5つの目標を掲げ、旧黒潮消防施設を活用して取り組んでいます。

黒潮薪は直接お客さまの手に触れる商品ですので、一定の規格を定め、生産者としてよい商品を提供するという意識を持ち、事業展開を図っていく必要もあります。町としても本事業を支援することにより、小額ではありますが町内の木材が貨幣化されることを合わせ、ふるさと納税の返礼品として活用することで黒潮町の魅力を発信する、またそのことにより購入者のリピートやまた口コミによるさらなる情報発信を目指して取り組んでいく必要があるとも考えています。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

今答弁の中にもありましたけども。何かふるさと納税の返礼品でという話がありましたが。私もこのチラシを見て、ダンボール詰めにしてとかいうような説明が写真でありましたんで。ふるさと納税の返礼品であれば納得できるかなというふうに今感じたところです。

事業の目的がすごいいい目的だと私は感じてまして。すごい大きなことを言えば、地球温暖化ですか。そういったのが自分たちの生活で石油とかそういったものを、まあ車に乗ることも人のひとつですけども。そういったことによって温暖化を引き起こしている。その今出てきました薪ストーブなんかを広めたり、また例えばハウスのボイラーとかですね、宿毛でやってる発電所、これは最たるもんだと思いますけども。そういったことに取り組むことによって、一番私が大事だと思うのは住民の意識を変えていくことがすごい大事なことで思ってるわけで。薪ストーブにしろ焚いたときはすごい気持ちいいですけど経費が掛かります。灯油なんかやったら安くてあれですけども。それでも将来のことを考えていいですか、皆が少しずつ意識を変えていって、大きな話ですけども地球温暖化に歯止めをかけるような動きになっていってもらいたいと、大きなことを言いますけども。そのへん町長に考えがとおりでしたらお聞きします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答え致します。

少し想定してなかった質問でして。ただしですね、おっしゃっていただいておりますように、温暖化につきましても誰も自分たちは関係ないという方はひとりもいなくて、意識の改善というのは大変重要なことであるかと思っております。ご指摘いただきましたように、ひとつの切り口としては大変優れたものではないかなと思っておりますが。現段階では具体的にこれをもって温暖化対策につなげていく、ロードマップを持っているわけではございませんで。当面こちらの方の経営安定するように町として何らかご支援ができるようなことがあればですね、そちらを積極的に検討していくというのが現段階での精一杯の答弁かなと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

私もですね、何年になるでしょうか。先輩の大工さんにお世話になってですね、薪ストーブを入れてもらいまして、薪は自分で近隣の主に支障木を切って薪にしたりもしていますが。そういうふうに今の例で言いますと支障木があったお家の方は喜ぶし、そういったいろんなちょっとした取り組みでいい方向へ行っていきたいと思っの質問です。

それから町長が言われたように、すぐには、私もちょっとチラシを見てはっと思いついたような感じでの質問ですので、そうやけどやっぱりずっと気になっちゃってですね。例えば昨年の11月に九州へ議員の県外研修で行かせてもらいまして。フェリーで八幡浜から九州渡るときの昼食の折ですね。折。お弁当の入った折が木製、木でできてまして、これはいいなあ思うて。昔はそういうのが結構折もありましたけど。今全部プラスチックが、ちょっとあれですが。木でできていることにすごい感心してですね、いい取り組み。思いがあってやっておいでることやったらいい取り組みやなあと思うて。高知県にはそういう工場はないとのことでございましたけども。

それから先日も越知町ですかね。木育の町宣言という、17日土曜日。先週の土曜日の朝刊に出てましたけども。こういった動きも出てきてます。それからいつも言ってますように、近頃海がすごい荒れてきたということで、一つ目は広葉樹が少なくなってきたということも挙げられてますので、そういったことなども踏まえていろいろと検討していただけたらと思います。

そういうことで山の資源の有効利用を図ることによって、海の活力も取り戻す。黒潮町がうたい文句にしている自然が元気というような状態になっていてもらいたいと思ひまして質問致しました。

では3問目へ行きます。

3問目は請負契約の締結についてということで。先の7月臨時会において、避難道整備工事の請負契約におきまして、設計変更により議決を要する金額以上になったため、議会の議決を求めるとのことで提案がありまして、可決されました。この件に関して以下を伺うとしております。

まずカッコ1として、設計変更の手順について教えてください

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の一般質問、請負契約の締結についてのご質問にお答え致します。

まず、1点目設計変更の手順についてお答えをしたいと思います。

当初の契約における設計内容を変更する場合の手続きとして、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、あるいは、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等においては、発注者と受注者の間で契約書第18条（条件変更等）及び第19条（設計図書の変更）により書面にて設計図書の変更をその都度行っております。また、工事完成前には、精算を目的とした変更契約手続きを行う必要がありますが、工事期間中の段階においても、当初契約内容が大幅に変更となる場合には契約内容の変更を目的とした変更契約手続きを行う場合があります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私が問うたのはですね、設計変更により議決を要する金額、設計変更ですよね。設計変更のときの手順。私

はこれは変更ですので予定価格ではなくって今度は請負金額ですかね。請負金額をまず出してやるのが筋だと思いますけど、そうじゃないがですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

請負金額を出して契約をやるというか、契約そのものはまずは前段に通常の工事の場合は入札があります。それによって業者が決まって、業者で契約を。そして契約の金額全体が請負金額になるわけですね。その後先ほど答弁で申しましたように、設計の内容と変更せざるを得なくなった場合、その場合はそのときの当初の契約書には契約書第 18 条、これは主に請負業者の方から協議がある場合が多いわけです。そして第 19 条については、こちら発注者の方から設計を変えたいというふうに言う場合が多いわけですが。18 条、19 条によって先ほど申しました状況が出た場合に変更していくと。当初の契約書の中での変更しているというのが手順でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今回提案がありましたよね。議案 22 号で。設計変更により議決を要する金額以上になったためということで提案があったがですよ。これが最初は 4,100 万ぐらいの金額が 8,100 万ぐらいになって。この差額の 4,000 万円を設計変更で追加したわけですが。この 8,100 万というものをまず出して、それから議会の議決を受けて工事の指示ができると思うのですが、そうではないんですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは先の 7 月の臨時議会で議決をいただきました工事のことの具体的な事例でご説明していきますけれど。前回の場合も、当初先ほど申しましたように 18 条による変更協議が 2 回ほどございました。それは先ほど申しましたように、いろんな状況によって変えざるを得なくなったという状況で生じております。そういうことの中で、今度工程で大幅な変更をしなければならなくなった。これ法枠面を大幅に拡大しなければならないことが大きな原因でございますけれど。その工事を入れると地方自治法 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会に議決を得らなければならない工事費が請負契約にして 5,000 万以上になってきたわけです。最終的には 8,145 万 360 円という数字になってきたわけでございますけれど。その時点で大幅な変更をせざるを得なくなったわけですから、設計変更して。その金額が 8,000 万にがしになって。そのことについて変更して、仮契約ですね。その後に議会の議決をいただくための提案をさして議決をいただいたというのが流れでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私の言うことと妙にかみ合いませんが。

7 月議会で何人かから質疑が出まして。もう変更されてる内容のことを既にやっておるんやないかという質問だったのですが。その答弁の中に増額 4,000 万円ぐらいはひとくくりなものですよね。その中の一部分の工程がなんでできるのかなということなのですが、お答えください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では2問目のご質問とちょっと重なる場合もあるかもしれませんが、お答えしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

あくまでも5,000万を超す金額になる前の当初の契約の中で、18条の中の協議の中でその防護柵だと思うんですけど。その工事については5,000万を超えない状況の中で18条の協議によって、先ほど申しましたように18条の中で予め契約書に書いているのは、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、そしてあるいは設計図書で明示されてない施工工事について予期のできない特別な状態が生じた場合は18条協議によって変更するというように当初の契約書になっております。

その防護柵をやる費用を含めても当初の契約書の中でやれる金額でしたので、契約書18条の範囲の中で現場を動かしております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

カッコの2の方の内容が入っていたかもしれません。失礼致しました。

ではカッコ2の方にいきます。

この件については、議決をする前に設計変更後の工程を行っていたとのことだったが、その工程の内容とその施工の指示を出せる根拠を教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員のご質問の2点目にお答えをしていきたいと思います。

ご質問の設計変更後の工程とあるのは、4月22日付け契約書第18条にて追加した仮設防護柵を指しているものと思われますけど。当初契約金額は4,120万2,000円であり、仮設防護柵に掛かる費用としては670万円。合計4,790万2,000円であることから、地方自治法96条第1項第5号の規定による議会の議決に付さなければならないとされる5,000万以下であったことから、仮設防護柵の設置については議決は不要と判断されます。

また、仮設防護柵の設置に至った経緯、工程も絡んできますけれど、工程につきましては立木の伐採後、専門業者の法面調査期間中に地山から落下した石が弘野団地住民の運転する車両に当たるといった事案が発生したため、当然のことながら発注者の責務として二次被害の発生を未然に防ぐため早急な対応が必要と判断したからでございます。

その後6月30日の法面調査結果により、地山の土質が不良であったことから当初予定していた法枠工を大幅に増やす必要があると判断して、結果として大幅な設計変更となることから、7月7日付けで変更契約を実施、その際に議決が必要とされる5,000万円を超える金額となったことから、7月11日付け臨時議会で議決をいただいたところでございます。重ねて申しますけれど、施工指示ができた根拠と申しますのは、当初契約の建設工事請負契約書の第18条によるものでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

防護柵と法枠工、地山と言うたですかね、山の法面を大幅に切っていったのですが。防護柵は 5,000 万円を超えないので先の工事に追加したがですかね。

私は縦でも構いませんというそのゴーを出せる根拠を聞きようがですよ。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

まず、根拠は先ほど課長が言ったとおりなんですけども。これ法律の方からするとですね、法律の枠組みの中での運用になっています。つまりですね、契約行為はどの段階で有効かっていう判断基準が 96 条の 5,000 万以下だと当町の場合はそれまでの設計変更はしっかりとした契約行為に基づいておれば、その契約は有効ですということになっておりまして。中の揺り動かしというのは自分たちに裁量権を与えられているものでございまして、それは何ら法的に問題がないところでございます。

ただし、前議会で自分たちが釈明といいますか、少し説明を要したのは、大幅な変更がもしかすると工事が始まるまでに見込めていたのではないかというご意見があった、その意見を踏まえてですね、もしかするとかういうことがあるかも分かりませんというようなことがどこかの段階で説明ができていればよかったかと思えますということとして、今回のこの契約行為については、すべて 5,000 万以上、96 条の該当要件に付さないものについては 7 月 11 日の臨時議会でいただいておりますので、これは完全な法的な有効性をもっておりますし。5,000 万以下、つまり議会に提出するまでの契約の内容の変更につきましても、すべて法律の枠組みの中での運用となっております、法律的な瑕疵（かし）は一切ございません。それをまずご理解いただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

防護柵は 5,000 万円以下だからということで。私はその話を聞きますと、何らかのその防護柵についての契約があったかと思うんですが。ちょっと私が不思議なのはその追加の項目の中に 7 月臨時会での追加のところに入ってきて、お金もその追加の 4,000 万円の中に防護柵のお金が入っちゃうわけですよ。そこが何か私には納得できないのですが。5,000 万円以下でできるのであれば、5,000 万円で収まる工事ですよ。すべてやって 5,000 万で収まる工事であれば町長にそらお任せしと思うがですけれど。この収まるか収まらないというのは工事全体の金額のことを言うことでしょう。積み上げていって何もかも手当てして 8,100 万になる工事をしたいというのが筋やと思うんですよ。ほいで、いくらになるかをまずこの場合は契約いいですか、業者と話をしていくらでできるという話になって、それからそやけど 5,000 万円超えるから、議決を要するかから議決があるまではタッチできませんよというのが筋だと思うがですよ。それが条例で議決を要するいうがありますよね。5,000 万円を超えるとしか書いてないですよ。但し書きも何も書いてない。それはもう、そこはばしっとそれしかできないということに私は取れるがです。そのへんについて教えてください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

説明したつもりでおったんですけれども。既決の予算内ですよ。今、自分たちが確保している予算内のその工事に充当すべき財源のうちの予算内の中の変更の揺り動かしというのは、自分たちに裁量権が与えられているものでございます。これはですね、どういうことかと言いますと、立法趣旨から入っていかないかんがですけれども。ある一定裁量権を執行部にお与えいただくことで、円滑な業務を執行してそれが結果的に住民福祉の増進につながると、こういうことです。従いまして、自分たちには裁量権が与えられているということです。その既決の予算内、その工事に充当すべき財源の予算内での契約行為の変更というのは私たちの裁量でございまして、それは何ら法的に瑕疵（かし）があるものではございません。

それでまず当初想定していなかった工事をその契約変更でやらせていただいたと。それによって財源不足が生じると。従いましてその工事の目的ですね。目的が達成できないので、目的達成のための補正を組ませていただくところを96条に該当する要件があったので、議決をお願いしたというのがこのたてりでございます。防護柵につきましても、防護柵の一部先行実施があったにせよ、その金額内で収まらないことが想定されるのであれば、補正で当然計上しなければならないものでございまして。全体から見るとこういうことになっておりまして。何らどこかでその契約行為について無効な契約行為があったのではないかとかですね、そういったことは一切発生しておりませんので、そこはご理解いただければと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私が尋ねたことにお答えしてもらってないような気もするのですが。

防護柵をその既存の予算で収めたのであれば、追加のところに項目が入るのはおかしいんじゃないですかいうて聞いたつもりですが。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では設計の内容にもかかわってきますので、私の方からお答えしていきたいと思います。

先ほども申しましたけれど、議決をいただくまでにですね、協議書が2回交わされております。それはあくまでも法律で許される範囲の中の行為なんですけれど。その内容についてもですね、5,000 万を超えた議決を得られなければ条件●か、大幅設計による設計書にまとめて項目が上がってきます。従いまして、防護柵も設計書に上がってきておるということでございますけれど。防護柵の費用があることで5,000 万を超えたということではございません。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私が問うてるのは、その5,000 万円を超えない範囲で防護柵が済んでおるのであれば、何で設計変更の中に入ってくるのかということを開きようがですよ。質疑の答弁でですね、その項目は追加のところへ入っているという説明を受けているのですが、そのへんをお伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ちょっと答弁が不十分になっているというご意見ですけど。

鍵はあくまでも 5,000 万を議決を得なければならない大きな原因は法枠の面積の増加でございます。それで、設計変更、いわゆる 18 条の協議以外の設計変更というのは現在のところ 1 回ですので、その中に 18 条で協議した内容についても設計に盛り込んでいくわけですから。18 条で協議した面も含めて設計書に範囲されてますので、先ほど議員がおっしゃられたような状況になっておると思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

じゃあちょっと観点というか言葉変えて言いますが。

7 月に追加になった部分いろいろ説明がありました。その部分を先に法枠工も含めてやっとなのはそういうやり方もできますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ご質問にお答えしていきたいと思います。

変更のときの、変更前と変更後の資料で申しますと、議決をいただく前の内容も入ってますので、いわゆる町長が先ほど説明したように執行部の裁量の中でやれる部分についてはやれます。ただ、議決をいただければならない金額超えた部分については、当然 7 月に議決をいただくわけですけど。その内容がですね、変更してますので、例えば法枠工当初設計よりも変更してる場合とか、揺り動かしがさまざまに設計書の中でありますので。事業としては可能です。できます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

7 月の答弁のときですよ。説明で 4,100 万円あったものに、やってる部分の説明が準備工と切土工と防護柵。それがひとつの増額としてここまではやりました。それが 1,500 万ぐらいですよ。そやけど設計変更で認めてくださいと上がってきたのはこれは含まれた金額が上がってきたわけですよ。

ひとつの工事でそんなことができるのですか。例えばどの工事でも、もともとは 8,000 万の工事を 5,000 万の作業までは町長の裁量があるからやれという話に聞こえますよ。ある工事の中の一部分だけをやるということは僕はできんと思うのですが、そのへんはどうですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けて宮川議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

先ほどの 18 条のところで言いましたけど、予期せぬ状況。当初からすごい大きな、これもあるかもしれない、これもあるかもしれないというふうに想定して大きな事業費を組むことはまずできませんので。当初の設計をします。そのあとに予期せぬ状況とか、土地の状況、自然の状況によって工事というのは大幅に変更せざるを得ないというのが必ず、必ずではないですけど発生する場合がございます。その場合は今回のケースのようになろうかと思うんですけど。地方自治法 96 条の第 1 項第 5 号で言われているのはですね、工事の内容ではなくて金額なんですね。請負金額なんです。その金額を超えるときは必ず議決をもらわなければならないというふうになっておりますけれど。その議決をもらわなければならない金額以外の部分の工事の設計内容について

は、町長先ほど申しましたように裁量の中で変更できる範囲だと認識しております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今の答弁であれば、工事の中をある部分だけ先にやれるというふうに言いようようにも取れますけどもね。条例で先ほど言いましたけど、予定価格 5,000 万円以上変更とか掛かってきたら契約金額になると思うんですが。この予定価格、5,000 万円以上の工事またはその請負は議決を得ないかんというて書いちゃってますよね。その予定価格とか請負価格というもんに対する認識が違うがやないです。

それとですね、私変に思うがやけど、18 条 18 条いうてさっきから何か言われてますけど。18 条の設計図書の変更を言われているがやと思うんですが。設計図書の変更で今言われている 18 条で変更できるのはですね、発注者の意思により、工事、数量が変更される場合はこの条文は適用されるいうある解説があるがですよ。ひとつの契約書ですよ。契約書いうたらいろんなこれこうしてくださいいうことを確実にやってもらうことを守るために付けちようもんですよ契約書。その 18 条いうか、その中のひとつの条文がそんなことができるとは私は到底思えません。

その設計書の一文が、条例を飛び越えたような考え方になっておると思うんですが。そのへんどうですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けて宮川議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

例えば避難道。このケースやなくて避難道のケース。さまざまな事例を出して申し上げますと。1 つの避難道を作るときに、最初に契約をしてその工事を進める中でさまざまな条件が発生します。細々な階段をスロープにするとかですね、道の幅を 10 センチ広げるとかさまざまなことが出てきたりしますね。そのときに現在の契約の仕方は一時設計変更契約ではなくて、先ほど申しましたように、当初契約で契約している 18 条と 19 条の範囲で工事の変更指示をしていきます。当然工事量が若干動くわけですから契約も変わってきます。階段を 1 段増やせばその分費用も発生しますので。当然法律でいうと公共事業の品質の確保の促進に関する制度とかですね、国交省の指針に準じて業者にも負担させるわけにはいきませんので。そうすると当然金額の変更も生じるわけですね。そうした場合に最終的に生産の契約の変更をして、最終の支払いをしているというのが現在の契約のやり方でございます。

そして今回の鞭の場合も、工事の途中で例えば防護柵を付けなければ地域の住民の安全が確保できないという緊急の事態が発生したわけですから、地方自治法 96 条の範囲の中で内容を変更してやるというのは、現在の地方自治法、あるいは契約の中では法律的に可能というふうに認識しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私は 7 月のときに質疑したときに、同じことを 3 回して、3 回の規定に引っ掛かりましてというのがありました。今も何か私が質問したことに答えてくれてないと思うんですが。

工事のある部分だけを、5,000 万円以下やったらできるかできないかということと、その条例ですよ。条例とこの契約書。契約書のさっきの私が言った認識は間違ってるがですかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では宮川議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

どっかですれてると思うんですけど。私がしゃべってるのはあくまでも法律と契約書の中で可能だというふうに説明をさせていただいております。町長の裁量の問題と、それから地方自治法の問題。これは地方自治の実務提要を議員も見たと思うんですけど。その定義を参考にしてもですね、これは適切な何ら法律に違反していない事務処理だと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今ネットがありますんで、いろんな情報がいろいろ収集しやすいんですが。この関係のやつを見てみると、すべて条例違反ということになっているように私には見えるんですが。同じ自治法の中で動いてですよ、こういう動きがあるというのが私にはちょっと信じられんですが。

もういっぺん確認します。変更するときは、その変更部分の積算とか積み上げてお金を出して、5,000 万円を超えるなら議決を要するということではないのですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

なかなかうまく伝わらないみたいなんですが。

議員のご指摘のとおりですね、運用するとどうということになるかといいますと。例えば4,000 万の既決の予算があって、その事業に充当しようとする財源があって、そこの中には設計図書の中に内訳が書かれているわけですね。それ以外については一切できなくて。例えば落石があっても防護柵、その内訳書の中に防護柵が載っていなければ防護柵の設置もできないし、改策した結果ですね、法枠工が例えば3 倍に広がりますと。ただし、当初の想定はここだけだったので当面ここだけしかやったらあきませんよということになるわけですね。そうなりますと、事務の円滑な執行に非常に支障をきたすので、ある金額以下については執行部側にある一定の裁量権が渡されていると。これが自治法のたてりでございます。これは自治法2 条にある住民福祉の増進からすべてぶら下がってる、これが法体系になっておりまして。その枠組みの中で自分たちは運用させていただいていると、こういうことでございます。

従いましてもっと極論を言いますと、例えばですね流用をこれにプラスして考えたときには、今ここで議論になってる案件なんかはすべてクリアができて、単純に5,000 万の地方自治法の96 条だけをクリアすればいいと、こういうことになります。ただしそれにはもう少し自分たちとしても議会に丁寧な説明責任が必要であらうと思っておりますので、こちらの繰り返し答弁をさせていただいておりますけれども。実際の契約行為の有効性とそれから法解釈はこういうことでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

延長構いません。

議長（矢野昭三君）

40 分で。延長、8 分。

6 番（宮川徳光君）

質問のいろいろし方が悪いようで、なかなかかみ合いせんけども。

その 5,000 万円を超えなければできるとするのはそれは条例にありますんで、分かりますよ。だけど、できてやっとならば追加の方へ上がってくるのがおかしいんじゃないですかいうて。ほいでやっとならしたら、それなりの契約行為がないとゴーがかけれんのじゃないですかいう僕はそういうところ疑問に思うてるわけですよ。

その矢板打って防護柵やるというのがあとの追加の方へ上がってくる理由、再質問になりますますが答えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けてご質問にお答えしていきたいと思います。

結局は増加した金額はですね、18 条で変更したものを金額の増加分を踏まえて総額での増加になりますので、当然その内容としてもこの変更内容に含まれているというふうなことで、7 月の議会では説明させております。内容がその 5,000 万を超えた分だけの増加の内容いうたら説明ができませんので、当初の契約から変更した分すべて載せる、つまり 18 条の中で変更した分も含めた内容になってきますので、議員がちょっと整理できない部分がそこにあるかと思えますけれど。増加した金額をここまでは変更前、ここまでは変更後ということにはならないのです。そこがご理解いただけない部分じゃないかと思えますけれど。

繰り返しますが、増加したすべての内容を変更内容として表示しておりますので、こういうふうなことになっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

18 条で対応されて、何か契約行為がないときいていませんよね。建てられませんが。何か契約行為があったがですかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

続けてお答えします。

この工事まだ工期中でございますけれど。本来ならば議決を得なくてもいい 96 条の議決の要らない範囲であれば変更して、最終的には精算の上で変更契約を結びます。すべていろいろ細かいのもまとめて精算契約で変更しますが。今回のケースは途中で 96 条の変更契約必ず地方自治法上必要になりましたので、それもまとめて今回のところに入ってきておりますので。例えば防護柵だけの変更契約というのはなくて、当初の契約の 18 条の範囲の中で指示できる範囲と思っております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

18 条と言われるのは何か設計変更に伴う内容通知協議書とかいったもので執り行われるがですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けてお答えしていきたいと思います。

契約書の 18 条というのは工事請負契約書の 18 条でございますけれど、業者側から出てくる協議書でございます。それに対して町はその協議のとおり工事を施工していいという指示を出しますので、そういうやり方になっております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私が問うたことを答えてくださいね。

設計変更に伴う内容通知協議書ですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けてお答えしていきたいと思います。

当然内容が変わってくるわけですから、設計内容にかかわることですので、議員がおっしゃるように当初契約と同じようなボリュームの契約書になってないです。ただ当初の契約書の中にそれができるという契約書ですので、18 条 19 条というのは、その範囲の中でのやり方。そして協議に基づく指示書。場合によってはこの 18 条の協議書たくさん出る場合もございます。さまざまな小さいことも含めてですね。

最終的には先ほど申しましたように、それをまとめて精算のときの契約書として変更していくというのが通常のやり方でございます。ご理解いただけるかどうか分かりませんが、繰り返しの答弁になります。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

もうこれ 3 回目ですよ。

設計変更に伴う内容通知協議書という様式で協議をされたのですか。様式のことを聞きようがですよ。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

様式はですね、工事条件変更確認要求書という業者からの様式ということで、それについて内容を確認して町長の方でそのとおり指示するという行為に基づいたものになります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

それは支出できる書類になるのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、支出です。

（宮川議員よりお金を払えるというか、工事のゴーをかけれるとの発言あり）

では続けてお答えしたいと思います。

指示書ですからゴーをかけれることになります。あくまでも繰り返しますけど、当初契約の範囲の中のものでございますので、ゴーをかけれる。そして最終的には当然精算の契約は要りますけれど、当初の契約範囲のものでありますから当然有効でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ゴーがかけれるものだという事。その中に防護柵と法面を多く切るという工程。あと準備工ですかね。1,533 万ですか。そういったもんが入ったということですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けて答弁をしていきたいと思います。

この協議書、2 回目の協議書で 4 月 22 日に協議されたものでございますけど、その内容は掘削と仮設防護柵の設置についての協議でございまして、平面図と展開図とを添付しておりまして、当然当初の契約の 18 条に基づくものと判断して指示書を出しております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

確認しますが。

今、図面もあったというような私は受けたんですが。7 月のときに変更前と変更後いうて、法面の土を切る図面がありましたけども。切る図面をそのときに出しておるということですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けて答弁していきたいと思います。

先ほど答弁しましたとおり、内容が防護柵と掘削ですからその図面も付いております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

では提案前に業者にはその変更図面とか何とかもちろん渡っているのは別に問題ないんですよ。そやけど、工事をそこでゴーがかけれるということですよ。ゴーをかけるにはお金払える手立て、できるということなんで、そこまでやっとなら追加のどこへ出てきたらおかしいと思うんですが。そこはどうですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

課長の方ですね、議員の疑問に思われてるところがちょっと僕らから聞くと繰り返し答弁をしているんですけど。ちょっと分かりやすく全体を言いますと、最初に4,000万のお金がありますよね。で、工事の設計をしていますのでこういう工事をやりますという項目がございます。それを着手した結果、例えば落石が落ちてくる恐れが発生したとかですね、実際落ちたんですけど。あるいは法枠工もここ安定計算するとちょっとは法枠工を、今まで土羽でいこうと思うたところ法枠工広げないかんというふうに土工の場合だとこういうケースがまま起こります。これはこの場で議会で説明したとおりです。従いまして、当初はこういうことをやろうとやろうと思っていたんですけども、緊急避難措置として講じなければならない案件がいくつか出てきたら、それは18条19条に基づいて自分たちが裁量権があって設計変更ができるようになっています。これはあくまでも予算の範囲内のお話です。ここまではまずよろしいでしょうか。

その次ですね、その次。これで工事を終了さそうと思っていたんですけども、余分なものが発生したので結構補正を組まないかんだったと。補正を組もうとした結果、規定にある5,000万を超えてしまうので議会に提案させていただくと。これもよろしいですね、手続き論として。

その中身なんですけれども、指示を出して防護柵をやらせましたと。それは先ほど申し上げましたように、予算内で他の項目を止めて予算内でこれをやりなさいという指示が出てくるわけですね。補正の場合は、じゃああなたが4,000万で仕上げるいう工事は一体仕上げろとしたら何ぼになるの。それが8,000万ですというお話です。その中には当然当初設計に盛り込まれてなかった仮設防護柵も変更設計図書には載ってくるわけですね。なかなかこれ以上簡単に説明せれっていうのも難しいんですけど、何とかご理解いただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

条例のですね、その予定価格とか請負金額の考え方が違うと思うがですけどね。

予定価格が8,000万円あるものを、例えば議会で議決必要ですけど。5,000万円まではやっとなにかまんにうふうには私には取れるがですよ。もちろんそうじゃないと思うがですけども。今回は追加するもんが、法枠、それは危ないから防護柵でとかいうのは緊急措置でいいと思うがですけど。それも私から言わせれば、法面多く切ることから発生したようにも取れるがやけど。ちょっとそこまでは言いませんけども。法枠面をどんと切るということは、いろんなものがそれをやることによってずっと一体化した工事の中に波及していったら8,000万になつとると思うがですよ。追加の4,000万ですね。その4,000万の切るだけやったら5,000万円超えんぞいう話には私には到底そんなことはできんと思つとるがですが。

それとさっき言うた18条の図書の変更いうのも、数量の変更をするときに認められとること。それを設計変更まで広げて解釈しようように私には取れるがですが。そのへんはどうですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けて私の方から答弁させていただきます。

まず18条の問題。数量、今組まれてるものの設計の数量だけではなくて、予期せぬ場合があったりすると、例えば防護柵なんか正しくそうなんですけれど。そういう場合は新たな18条の中で設置することは可能です。

それからひょっとしたら今、どうしたら議員にご理解いただけるか考えておったんですけど、もしかしたら議員は全部の8,000万の工事すべてに対して18条でゴーを出しているというふうに勘違いされているかもしれ

れませんと思って、ちょっと言うんですけれど。そうではないです。あくまでも5,000万以下の部分でのゴーサインでござまして。あれで仮にです。7月11日の皆さんのご協力で議決いただきましたけれど、あれで仮に議決を否決された場合どうなるかという、今の予算の中で工事をして、そして別工事として別途発注という流れになります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

さっきの発注者の意思により工事数量が変更される場合この条文が適用ということで。この設計書を読んでみるとですね、1条で工事が間違いなく行えることを目的として契約書を結ぶのであって。細かいことを。それで先ほど法面を多く土切ったような図面も渡して、これをやってくれという。それを切ることによって5,000万円を超えるいうか、4,000万円の追加。同一のもんじゃないがですか。その切るということは4,000万円につながっていくもんじゃないですか。

議長（矢野昭三君）

答弁はどうなりますか。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

なかなかご理解いただけないですけど、繰り返してご質問にお答えしていきたいと思います。

工事、確かに一体のもんでないかという、弘野の避難道としては一体ですけど。あくまでも法律の中でできない工事であればですね、別工事として分けてやることもある場合があります。その場合は一体と考えるのか別工事と考えるか、別工事になりますがあくまでも別になるんでしょうか。そういうこともですね、法律の制限の中でできない契約であればそういうような形になります。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私もちょっと頭こんがらがりますけど。

防護柵ちょっと置きましょうか。追加で防護柵をのけて、法面を多く切るということで、あと型枠工をやっ
ていかないかというの、それ1つの工事やなと私は思うがですよ。ほいで、その1つの工事は足していくと5,000万円を超えとなると、それを追加することによって5,000万円超えとなるとまず議決がないとゴーはかけれんと私は思うんですが。

同じような質問しません。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けてお答えさせていただきます。

当初から8,000万正確に分かっておればですね、そういうことで1つの工事として。当然当初の設計でくくるべきです。ところが土地の状況、自然環境状況はですね分からなかった。あるいは落石があると予期せぬことも発生した。そういうふうなことでありますので、今回のケースは地方自治法96条の枠にかからない部分については18条19条の変更でしていった。ところが大幅な変更をしなければならないという状況になりました。

ので、議決をいただいたというふうに流れになります。

先ほど申しましたように、そのときに否決というような結果になっておればですね、これは当然別工事として再度発注するというようなことになるのが私たちの事業のやり方だと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今、大幅な変更という言葉がありましたけども。変更工事が出たときは、何べんも言うように追加ですので請負金額を業者との間で決めて、それが 5,000 万円を超えた場合は議決を要するというふうに私は解釈しとるわけで。その作業が抜けてないですかいう。それは条例に基づいてやってないんじゃないかなというふうに私は思ったんで聞きようがですが。

その設計変更のときに請負金額追加の分ですよ。その防護柵は別として。その分ひとまとめじゃないがですか。それを教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ひとまとめというのは 8,000 万までいくのをひとまとめという意味じゃないですか。

5,000 万を超える部分ですか。

そこは契約できない部分になりますので、7 月 11 日の議会に提案にしたのは 5,000 万を超える金額の部分が出てきたので、ご提案させてもらったわけですよ。一体というのが防護柵は別として一体という意味でしょうか。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私も何回同じこと言いようがやらちょっとこんがらがりますけども。

防護柵を置いても 600、700 万足らずやから置いても 7,000 万以上になるわけで。その 7,000 万やったら追加は 3,000 万か分かんけども。その 3,000 万の中に掘削の、追加される分はひとまとめのもんじゃないですか。この法面をこればあ多く切ってくださいいうたら、その部分は、設計図書というのはその図面だけじゃないですよ。いろいろな約束事まですべてひっくるめて設計図書というものは変更していくわけで。

議長（矢野昭三君）

1 分です、あと。

6 番（宮川徳光君）

はい、もういっぺんそれ答えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

続けてお答えをさせていただきます。

7 月 7 日の議決に付した設計内容については、18 条の分も含めた一体のもので出てるのは確かですけど。そのときに先ほど申しましたように否決される状況になればですね、その分の一体の分が認められないわけですから、18 条で変更可能な部分について工事を完了していく。そして別工事としてできなかった部分をしていくというふうなことになるかと思います。

大幅な変更というのは何回も言ったと思うんですけど、法粋工が面積が非常に増えた。そこが大きな原因でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

時間がなくなりましたので。私はそれではちょっと納得がいきませんので、再質問をするようにします。

今日は以上で終わります。

議長（矢野昭三君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、午後 1 時まで休憩します。

休 憩 11 時 47 分

再 開 13 時 00 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

通告書に基づきまして、私の質問を致します。

今回は 3 点出しております。

1 点目のデマンドバスについて、まず質問を致します。

ここ半世紀の間に、私たちの暮らしは車なしの日常生活は考えられないものになりました。特に地方で暮らすには、都会のようにきめ細かな公共交通の充実は難しいので、買い物、病院通い、親戚付き合い等々、多様な状況で車がなければ不便さを痛感します。交通弱者といわれる方々は、主に高齢者や免許所得年齢に達していない住民の皆さんだと思いますが、このすき間を行政としてどう手を差し伸べて補うのか、地方では切実な課題の一つとなっています。

公共交通については、以前にも何人かの同僚議員が質問をしたことありますが、私は、まだ下村前町長のときに質問を行いました。そのころはデマンドバスという言葉さえあまり知られてなくて、制度としては先進地域の自治体で実施しておりましたので、議員研修にでも行って何とか黒潮町でも取り入れられないものかなあと思っておりましたら、大西町長になりましてデマンドバスの導入を早々と取り入れてくれまして、大変うれしく思ったものです。

今回の質問は、デマンドバスについて全般をお聞きしたいと思います。

デマンドバスを利用されている住民の方からは、大変ありがたいとの声をお聞きします。またその一方で、自分の地域でもぜひデマンドバスを走らせてもらえないか。自分たちが年を取って運転できなくなる日が来ればたちまち買い物や病院通いができなくなって不安だ、との声があります。また、せっかくの制度をまだまだ知らない住民も多くて、詳しい状況などは知られてない所があると思います。

まずは 1 番目の、現在の運行状況についてお聞きします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の 1 番のカッコ 1、デマンドバスの現在の運行状況についてのご

質問にお答えを致します。

デマンドバスの現在の運行状況としましては、北郷、加持エリアの6集落、大井川、大屋式、本谷、田村、加持本村、小川を出発地としまして、入野駅周辺を到着地として現在運行をしております。

運行日は、月曜日、水曜日、金曜日の、週3日の運行となっております、祝日および12月31日は運休となっています。

運行につきましては、一日5往復10便のうち、予約がある場合に運行をするといったものになります。

運賃につきましては、一回100円となっております、小学生以下の子どもと障がい者の方は半額となります。

デマンドバスの特徴としましては、運行方法にありまして、小型車両を使い対象区域の中をある程度自由に運行することができることでございます。

また、デマンドバスをご利用いただくには、電話による事前予約制で出発時刻などを定時としているところが特徴としてございます。

定時路線バスとハイヤーの中間といったイメージになろうかと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

では、現在の運行状況についてもう少し質問致します。

今、月水金と。週3日のうちで祝日のときは休みということで5往復ということでしたけども、これの出発時刻が何時になるのかというのと。

電話予約で乗れると言いましたが、電話しないでですね、たまたまそこへ、まあ加持川なら加持川の人が通りよったというときには乗車できますか。

まず、それについてお聞きします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮地議員の再質問にお答えを致します。

まず最初に、出発時刻でございます。第1便が7時発、それから第2便が9時発、これは北部地域を出発の分ですね。それから第3便が11時発、第4便が14時発、それから第5便が16時発となっております。

それから今度、帰りの便になります。この入野駅を発ですね。まず第1便が8時発、それから第2便が10時発、第3便が13時10分発、それから第4便が15時発、それから第5便が17時発となっております。

それから、2点目にご質問がございました電話予約でございますけど。基本的に、このデマンドバスをご利用いただく方につきましては、まず最初、原則的に利用者の登録をお願いをしております。登録に当たりましては無料でございますので、いつでも登録できます。それで電話予約をですね、利用する前に、前日の正午ぐらいまでにはご連絡をいただければと考えております。

あと、2便目以降につきましては、出発時間の2時間ぐらい前までに予約していただければ可能かと思えます。当然、予約をしておいて急に行けなくなったということもあろうかと思えますので、その場合はまた連絡いただければと考えております。

それから、予約をしていなかったけど途中乗車できるかということですけど。それにつきましては、その乗車定員にもやっぱ影響もしてきようかと思えますので、可能な範囲ですね、それについては乗れるときには乗

っていただくということもできると思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ乗車定員がね、オーバーしてたらもちろん予約してない方は乗れませんけども、可能な範囲、そこ通りをよったらバスが来たと。乗りたいというときは、まあ乗せてくれるということですよ。

それでもう一つですね、その6集落以外の町民でもあるんです。ここから加特川へ行きたいなあと思ってるときにですね、デマンドバスが来て、あ、乗せてもらいたいなあと思って前に言ったらですね、駄目だって断られたそうなんです。それはだいぶ前ですけど。

やっぱり6集落以外の町民は登録してませんので、当然。利用できないのかどうか。もし利用できないんなら、今後利用できるようにならないかどうか。

お聞きします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

恐らくそのときにはですね、まあ定員の関係もあったかと思いますが、基本的に事前登録をしていただいた方を優先に乗車いただいているわけございまして。

確かにおっしゃられるケースもあろうかと思いますが、その付近は今後の検討課題でもせないかんかなと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今後の検討課題ということは、今現在は、6集落以外登録してない町民は基本的には、空いててもですよ、すきすきだっても基本的には乗車できないと。今後の検討課題になるということですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほど言いましたように、基本、事前登録が基本でやってますので、それでお願いをしたいわけですけど。

今言いましたように、確かに乗っていない、まあ余裕があるというときに乗っていきたいという方も当然おられると思います。それにつきましては、可能な限りですね、乗車もできるような方法も一つはまた考えてまいります。

その場合はまた、ある程度臨機応變的に使えるバスじゃないと、何のためにまたそこを走らせているのかということもありますので、その付近は再度十分検討してまいります。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

いつでもどこでも、勝手に乗ってね、来られてもほんとに困るでしょうから、その一定の枠は要すると思いま

す。可能な限りということでしたので、運転手さんの裁量なり何なり、判断して乗せていただければなと思います。

それですね、その6集落から来て入野駅へ来ますが、途中に寄る所はないのか。入野へ来てからですね。それから、始めた当初と比べて利用状況はどういうふうになってますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答え致します。

運行ルートとしまして、現在、北部地域から国道の方へ出てきまして、まず最初、道の駅のビオスの方面へご利用の方がおりましたら、そちらの方にも寄っていきます。

それから、この駅周辺、病院もございますので、その付近におられる方がおられます。で、近くのスーパー等に行かれる方もおられます。

それから、若干ちょっと距離がありますが、以前100円ショップがございましたけど、現在はお薬屋さんになっておりますね。あの付近につきましても運行しておりました。

それから、現在までの実績というご質問があったと思います。25年度より実証運行を行いましたので、そのデータにつきましてちょっとご報告をさせていただきます。

25年度実績につきましては、6集落の登録者が86名でございました。延べ681人のご利用がございました。

また27年度の実績につきましては、登録者が101名で、延べ1,250人の利用がありました。これにつきましては、地域におきましてもこのバスの認識がかなり増えまして、ご利用が増えていたのかと分析しております。

当然、先ほど申し上げましたように、登録者、利用者とも増加をしている状況でございまして、目的地につきましても今言いましたような所へ行かれると。大部分が、どちらかというスーパー系統の方へお買い物に行かれるというふうに分析しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今現在の状況は大体分かりましたので、カッコ2の方に行きますが。

高齢者等の交通弱者の現状を町の方でも実際とらえてると思うんですね。その町としてはどのようにとらえているかをお聞きます。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の1番のカッコ2、高齢者等の交通弱者の現状をどのようにとらえているかについてのご質問にお答えを致します。

自らの移動手段を持たない高齢者など交通弱者に対して、公共交通は必要不可欠と考えております。そのため、町の対応としましては、黒潮町地域公共交通総合連携計画の基本目標でもあります、公共交通空白地域の解消にこれまで努めてきたところでございます。

それと同時に、現在の路線バスでは高齢者のニーズに対応がなかなか難しく、利便性の向上を図る取り組み

を進めているところでございますけど、利用者から好評でございますこの定時型のエリアデマンドバスを今後、中山間地域全域へ導入を図っていき、買い物とか通院等への移動支援を充実させていきたいと考えているところでございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

交通弱者において、ほんと高齢者のニーズに応えていくことでは今の公共交通では無理な面があるので、利便性を考えて今のデマンドバス、今後もね、増やしていくんじゃないかなと思うんです。今のお話聞いてますと。

交通弱者の現状を踏まえますと、今言われたようにですね、今後どうやっていくかという展望を町としても持つてると思うんですね。それにおいては担当職員さんも大変日々努力なさってることが伺えますが、今6集落をデマンドバスをやっておりますので、今後新たに運行地域を広げるんじゃないかと思います。

それらは、広げるとしたらいつごろ、どの地域を予定しているか。まずは中山間地を中心に行うというふうにもお聞きしたんですけども、具体的に地域名とルート、いつからの開始になるかをお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書の3番目ということでございますので、デマンドバスの今後の方向性についてのご質問に、まずはお答えを致します。

公共交通の今後の方向性としましては、先ほども申し上げました黒潮町地域公共交通総合連携計画の基本目標に基づきまして、効率的かつ柔軟で持続可能な公共交通を構築してまいりたいと考えております。

移動手段を持たない交通弱者の方には、ライフラインとしまして公共交通は必要不可欠でございます。そのためにも、今後も公共交通の維持をしていけるように、経費を縮減するとともに、利用者が利用しやすい運行方法を検証の上、確立をしていく必要があると考えております。

また、新庁舎移転に対応するための交通手段を創設する必要もございますので、今後早急に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

（宮地議員から何事か発言あり）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

3 問目の質問の前に、デマンドバスの今後の予定ということがありましたので、そちらの方を先に探しておりましたので申し訳ございません。その分を申し上げたいと思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、今後、町内全域、中山間地域中心に広げていきたいというご答弁をさせていただきました。

その中で現在計画をしておりますのは、まず最初、馬荷、大方橘川、御坊畑、上田の口方面でございますね。ルートの的には馬荷線でございますけど。ここにつきましてもできるだけ早い時期に、できたら今年中には実証運行もしていきたいと考えております。

それから、奥湊川、口湊川、鞭方面でございます。まあ湊川線の方でございますけど。ここにつきましては来

年度あたりに、できたら県補助を頂いて運行していきたいと考えております。

それから、伴太郎、蜷川方面。米原から川ノ内、有井川方面でございますけど。ここにつきましても、来年度あたりには導入を実証していければと考えております。

それから、佐賀地域の方でございますけど。ここにつきましては、鈴、中ノ川、熊野浦方面がございます。その付近につきましても、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

いずれも運行形態としましては、現在の北郷地域に行ってます週3日程度で計画をしていければと考えているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

予定としては今年度、馬荷ルート、馬荷からずっと来て、上田の口の方に来ると。

それから来年度、29 年度になると湊川路線で、奥湊川から入って鞭まで来て、最終点はどこになるがですかねこれね、全部。入野駅でしょうかね。

それから、平成 29 年度には蜷川ルートも用意されてる。検討課題に挙がってるということで。

ほんとに、なかなか公共交通のバスは少ないですのですね、皆さん苦勞されてますけど、こういう所までデマンドバスがきめ細かく入ってもらえれば、ほんと週2日か3日でもいいんですよ。住民としてはありがたいですよ。

それでですね、先ほどの6集落の大井川の方のルートでも、最初は少なかったけど段々利用者が増えてきましたよね。それは知らない方も多いのかなと思ってますが。

その該当する地域住民へのお知らせ。取りあえずはもう平成28年、もし馬荷ルートが決まったとしましたら住民へまずお知らせしなきゃなりませんけど、その方法はどのように考えておられますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答え致します。

住民への周知方法はというご質問でございますけど。これ、実行が決まりましたら当然広報はもちろん、告知放送ならびに関係集落にはチラシ等を。これが北郷地域のチラシですけど、こういう形でいついつから運行が始まりますというお知らせはしてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

すいません、ちょっと補足説明をさせていただきます。

ちょっと言い忘れましたけど、このデマンドバスを運行する場合ですね、詳細に地域でのやっぱ説明も前段として当然必要でございますので、それを踏まえた上で、先ほど言いましたことを最終的にお知らせしていくというふうになろうかと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私が地域説明はないんですかと聞こうかと思いましたが、町長の方が先に言っていただきまして、ありがとうございます。

地域説明がないと、なかなかチラシを見ない方もいるし、高齢者は読まない方もおいでますので。まあ放送もありますけども、きめ細かな対応をぜひお願いしたいと思います。その点は置いてきまして。

今ですね、住民が高い関心を持っているというのが、新庁舎が高台に上がりますけど、それへのアクセスですね。平成30年度からもう高台へ庁舎が移転しますと、町民にとってはこの役場っていうのは大変大事な所でいろいろと用事がある所なんです。車がないと、自転車でも当然、歩いてでもなかなか行きにくい大変な所なんです。何か方法、まあデマンドバスですね。デマンドバスを考えてるのか。

運行状況などが一定決まっているとしましたら、お答え願います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

新庁舎のところについて対応を検討していくという答弁をさせていただきましたが、なお、再質問ですので補足をさせていただければと思います。

公共交通の再編をずっと検討してまいりまして、基本的に現段階で得られてる結論は、平成31年度をもって黒潮町の公共交通の再編は終わりたいと思っています。

新庁舎にかかわることですので、もしよろしければ全体をよろしいですか。

これまで取り組んできた内容はご存じのところだと思います。今、議論になっておりますあのエリアデマンドバスの導入と、それから運賃の低廉化。

それから、佐賀地区におきましては、本年度までに川奥、それから市野々川地区に、空白区域を埋めるための路線バスの導入を図りました。それから、今年はその路線の運賃の低廉化、それから路線延長、これを行いたいと思っています。

これまで佐賀の市街地を回る、市街地の中を移動する公共交通がなかったために、路線延長させていただき、明神、会所、浜町、それから下分、町分、そして横浜。こちらがカバーできる路線延長を行いたいと思っています。

これがまず、今年度までの取り組みです。

今後ですけれども、残るフィーダー路線につきましては、全エリアのデマンド化を平成31年度までに終えたいと思っています。

ただし、公共交通の再編はデマンド化だけではなくて、ほかにもいろいろ課題がございます。

一つは、やっぱり運賃です。例えば、現在運行しております川奥の一番奥のリョウチから佐賀の市街地までお出掛けいただくとすると、往復で1,000円以上掛かると。こういったことになっておりまして、なかなかこれでは年金でお暮らしの高齢者の方が何度も何度も外出してみようということにはならないのかなと思っています。こちらの方の運賃の低廉化を実証運行させていただきたいと思っています。公共交通活性化協議会の方には既に提案済みで了承をいただいているところでございます。

それから、もう一つは待合場所でございます。便数がですね、それほどふんだんに多いわけではないので、いったん出てきていただいて、帰りの便までにどこで時間をお過ごしいただくかと。こういうことも非常に大きい課題となってくるんですけれども、大方地域では現在、錦野であつたかふれあいセンターをやらせていただいておりますが、こちらの建物の改築によって少し、1年ぐらいいちょっと休止せざるを得ないような状況も出てきようかと思っておりますけれども、ターミナル機能を持ちたいと思っています。つまり、お買い物において

いただき、それでもあったかふれあいセンターまで移動していただければ、そこでそれぞれのフィーダーのバスをお持ちいただくと。こういったターミナル機能。

それから佐賀地区におきましては、できれば平成 30 年度中に、今年、今年度導入しますあったかふれあいセンターの拠点を、今、利用している佐賀保育所の方に移させていただき、同様にバスターミナル機能を持ちたいと思っています。

つまり、これらをもちまして黒潮町全域の公共交通の空白区域をまず解消し、そして外出の誘発効果も見込みながら運賃の低廉化を図り、かつ、市街地へ出てきていただいたときに待合場所でお困りになることのないような配慮をされたネットワークを 31 年度で完成させたいと思っております、いったんはこれで再編ができるのかなと思っております。

しかしながら、種々まだ課題は残っております。例えば市街地へ出てきていただいたとき、例えば大方の地域ですと、利用されたい施設が結構点在しております、この市街地の二次交通をどうするのかということと。

それから南部地域ですね。南部地域は現在、入野駅から南部地域古津賀経由で四万十市へ接続する路線バスが運行されております。現在はそれで何とか移動手段は確保できているのかなと思いますけれども、やっぱり南部地域も例外ではなく高齢化も進んでおりますし、今後新たな対応が必要となってくるということになりましたら、またさらなる積極的な対応を考えていかなければならないと思っておりますが。

当面、全容につきましてはそういうことです。

で、ご質問を賜りました新庁舎に対するアクセスですけれども。こちらもう少し時間がございますので、先ほど申し上げた市街地のみの二次交通ですね。四万十市で言うと、ぐるりんバスをイメージさせていただきとお分かりいただければと思います。そちらにするのか、各種フィーダーの路線延長で対応するのかは、もう少し議論をさせていただければと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

全体について今、町長が答えていただきました。

庁舎へ上がる分ですね。まだ結論は出てないんですけど、いずれは用意するということで考えてよろしいですよ。

それとですね、今少し町長は言われましたけど、もう少し具体的に、じゃあ将来的に、31 年度までに終わりますので、ここはどうなるのかなという住民の声もありますのでちょっと聞いていきたいと思います。

今少し町長からも南部地域というのに出ましたが、住民はですね、この町内に来て、入野駅まで来ますけども、四万十市への病院に行く要望がかなり多いんですね。そういうときは、四万十市は町外になるんですけども、こういう点が今の話を聞きますと公共交通につないでいくのかな、それとも連れてってくれるのかないうのを聞きたいのと。

まず、それを聞きます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではお答えさせていただきます。

町内に張り巡らすデマンドのネットワークとしては、あくまでも町内完結でございます。

今、特化されて南部地域のお話でしたが、南部地域は既に四万十市への路線バスが運行されておりまして、四万十市の、例えば病院であるとかお買い物であるとかを望まれている方は、この路線バスを現在ご利用いただいているというのが現状でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

じゃあ、デマンドバスはあくまで町内ということで、四万十市の病院まで連れていってくれるということはないというふうに解釈でよろしいですね。

それではですね、もうちょっと町内の中ですが、その国道縁ですけどね、大方地域には団地がありますね。先ほどの町長の話では、全地域を網羅するという方向性は持つてると言われましたのでちょっとお尋ねしますけど。

大方地域の団地、緑野、錦野、広野、王無、王迎団地、等々ありますが。そういう所はですね、そういう所まで実際バスが上がってくれるのか。高齢者の方はなかなか、足が悪いとかいろいろでバス停まで遠いという方が多いんですけど、そのへんはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在、自分たちが持っております公共交通の再編の構想の中では、今おっしゃっていただいた団地はすべてカバーするようになっております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

住民にとっては大変ありがたい答弁です。

もう 1 点お聞きしますけど、その点について。国道に比較的近いんですが、例えば入野地域で言いますと、万行、浜の宮、新町なんかは入野駅まで歩いていくのも遠いし、国道まで歩いて行くにもちょっと時間が大変だということで。そういう、比較的中山間地じゃないんですけど国道に近いとこなんですけど、そういう所も入っていただけますか。デマンドバス。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中でですね、少し二次交通のお話をちょっとさせていただきましたが、早咲以西、それから下田の口以東の、このいわゆる入野エリアという所はですね、ちょっと対象人口が多いために、デマンドで対応するのはちょっと現実的に困難ではないかと思っています。

従いまして、二次交通でのいわゆる周遊、周回バスというんですかね。定時の周回バス、あるいは、先ほど課長が答弁しましたように、馬荷線、それから北郷線、それから湊川線、それから有井川線と、4 つのフィーダーがデマンドで入野市街地に乗り込んでくるわけですけども。その路線延長をもって、それぞれの路線を延長することで代替できるかどうか。いわゆる二次交通で対応するのか、デマンドの路線延長で対応するのか、この 2 つに選択肢は絞られるわけでございますが。

いずれにしてもこの入野市街地の中、多数人口がごございますけれども、やはり同じように高齢化が進んでおりまして、そちらもカバーできるような構想にする予定でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

住民はですね、中山間地の方の国道から離れてる所は入っても、うちの方は無理かなあというふうにかなりの方が言っておりましたが、今の町長のお話を聞いて大変安心致しました。ほんとに高齢者にとっては、車がないとなかなか暮らしづらいという、今後ですね、ありますので。

それですね、先ほど課長が県の補助も得てというふうなことを答弁でおっしゃいましたが、県や国の補助も当然あるんじゃないかなと思うんですが。

補助っていうのは当面続いていくんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

現時点では、続いていく予定でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、デマンドバスが一定網羅されていきますと、それから町長の話では二次交通ということがありましたから、そこはちょっと私に分からなかったのも、もしかしたら町長の答弁と重なるかもしれませんが。

その路線バスとタクシー会社との兼ね合いっていうのも、すぐ気になるところなんですよ。その点については、二重になるかもしれませんがどのような方向性で進めていくのか。

再度お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

これまで公共交通活性化協議会の中で、タクシーと、それからデマンドを含めた公共交通とのその共存をどう図っていくのかということは、ほぼ毎回テーマになってまいりました。

ただ、自分たちが目指す公共交通というのはあくまでも公共交通でございまして。例えば、タクシー会社さんのように移動にちょっとお金が掛かるというような手段ではなくて、できるだけ運賃の低廉化が図られて、何度でもご利用いただいてもできるだけ経済的な負担がないような、そういった公共交通を張り巡らせたいと思っています。

しかしながら、そうなりますと当然のことながら民間事業所にも影響が出てくるわけでございまして、その共存をということですが、幾つか方法はあると思っています。

一つはですね、もう事業所に、例えばそのエリアデマンドをお願いすることも一つの選択肢だと思います。

あるいはもう一つは、何らかの補助的措置を講じるというようなことも選択肢だと思いますが。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、公共交通という全体のネットワークの中での検討については、先ほど申し上げましたようにできる運賃がお安く、そしてご利用ができるだけいただきやすいと。こ

ういったものにしたいと思っております、まだまだ協議を要しますが。

実際に、タクシー事業者さんも公共交通活性化協議会の委員としてご参画をいただいておりますので、そちらの方はお互いが納得するような形で結論をつけていく。そういった、これまでの審議会でもそういった運営を心掛けているところです。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私もこのデマンドバスが一定網羅されると、ほんとにタクシー会社さんとかはどうなるのかなという心配をしておりましたが、今のお話を聞きまして、もちろん町の方も考えた上での対応ということですので。今後、住民のために充実させていっていただきたいと思います。

1 問目はこれで終わります。

2 問目の防災対策について質問致します。

浜の宮部落はご存じのように、入野松原に隣接した部落です。海が近くて津波への脅威も身近に感じられ、避難への関心も比較的高い地域ではないかと思っています。

避難訓練も熱心な方が少なくありません。浜の宮部落の避難場所は、国道から山側には大方中学校、入野小学校などが避難所として指定されていますが、山まで逃げられないことも考慮されて、あかつき館の後ろ側に避難タワーが建てられています。タワーだけでなく、あかつき館の屋上も1次避難所として指定されていますので、タワーが100人、あかつき館の屋上が160人と、両方合わせると約260人の住民の避難が可能です。

今年、ありがたいことに浜の宮部落の防災倉庫をあかつき館の屋上に移動させていただくことができまして、大変感謝をしています。今までは、防災倉庫は津波が来れば浸水は免れない、賀茂神社の横に設置しておりました。実は当初、防災倉庫を設置するときに、部落としてはあかつき館の屋上が真っ先に候補として挙がったんですが、そのときは設置の許可が下りず、やむを得ず少々かさ上げをして賀茂神社の横に設置した経過があります。今回、坂本教育長のご英断がありまして、景観の心配や設計者との心配等があったかも分かりませんが、命の方が優先するとして、あかつき館屋上への設置を快諾していただきました。おかげさまで防災倉庫は津波の心配がなくなり、心よりお礼申し上げます。

今回の質問の主題は防災倉庫ではなくてタワーのすぐ横で、あかつき館の裏側にはモニュメントとしての池が造られています、この池について防災の立場からの質問です。

この池は、あかつき館の裏庭に造られて、正面玄関を入りますとエントランスのガラス越しに見えて大変景観も良く、当初はおしゃれな建物だったことをうかがわしてくれます。また、設計者の思いがこもったのかなと、そのような池かと思います。

しかし防災の立場から考えてみますと、ひとたび地震が起きると、津波から命を守るために一刻を争う避難となります。タワーへの避難は、正面から、または左右から、後方からなど、あらゆる方面からタワーに向かって住民が避難してくると考えられます。浜の宮部落はあかつき館の裏手になりますので、正面というよりは裏側から避難する住民も多く、裏庭は集まってきたたくさんの避難者が殺到することと考えられます。タワーの東方面から避難してきた住民は、タワーに上がるためにその池の横を通っていくことになり、住民が殺到して必死で津波から避難している光景を考えてみますと、大変危険な場所に池があるのではないのでしょうか。

その上、池には何の囲いもなく、夜間には昼間の数倍危険性が増すと思います。平時にはあまり問題になる池ではありません。水深も10センチか20センチぐらいですので大したことはないんですが、一刻を争う災害時ですと、元気な人であっても大変危険な場所になります。特に津波は一瞬の差で生き残るか命を落とすか、

そういう分かれ目になったと東北の地震での教訓で聞いていますが、ましてやお年寄りや小さな子どもたちにとっては、それ以上に命にかかわるかも分かりません。

住民からは、以前からこの池をつぶしてほしいとの要望が挙がっていますが、もしかしたら役場にはその声は届いていないのかもしれない。命を守る大事な避難路です。この際、池に囲いを造るとかの応急処置ではなくて、すっぱりとこの池をつぶしてほしいというのが住民の正直な気持ちです。

答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは宮地議員２番目の防災対策についてのご質問に、通告書に基づき答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の大方あかつき館北側の池は、館のモニュメントとして建設時に設置をされたもので、池の規模は約 100 平方メートルで、深さが 30 センチです。通常は、水深は 20 センチほどだというふうに思っております。

平成 26 年度に、この池の西側約 5 メートルに津波避難タワーが建設をされました。夜間、避難タワーへ避難をする際にこの池の近くを通過して避難をされる方々は、主にあかつき館東側にお住まいの皆さまになるというふうに思っております。避難する際に、あかつき館の建物北側に沿った通路を通過して避難タワーに向かいますので、タワーの直前で池の近くを通過ということになると思います。

ただ、この池とあかつき館までの通路の幅でございますけれども、約 7 メートルほどございます。まあ十分な広さがあるというふうに考えております。

議員ご指摘の、池に落ちる危険性があるということにつきましては、私も夜間実際にこのルートを確認を致しました。避難タワーには照明施設が設置をされており、その照明によりタワーの周辺はかなりの明るさがございます。タワー東隣にある池も、池の周囲まである程度確認ができる明るさがあるというふうに考えております。

大方あかつき館は、上林暁先生を検証するとともに、黒潮町の文化、芸術発信の拠点施設として整備をされました。上林先生の代表作、白い屋形船をイメージしたモニュメントとして整備をされた池は、あかつき館のシンボルともなっております。

命の危険性があるというご指摘でございますけれども、現状が町内の他の多くの避難場所、避難道に比べて非常に危険性が高いというふうなことで、より安全性を確保する必要があるというふうに判断をされるのであればですね、あかつき館等へ照明を設置することにより十分な明るさが確保できるというふうに考えております。

従いまして、池は残して、より安全性を確保する方法で情報防災課と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

池はですね、池が危ないのは何も夜だけじゃないんですよ。地震は夜起きるか昼起きるか分かりませんので、昼間でも、まあそこに住民が殺到した場合、確かに狭い避難路よりは場所があると言われれば、それは比較すればいいとは言えません。でも、自分たち命の道をですね、避難路を通るときに、危なければ何とかして

もらいたいというのが、見えるかいいというものじゃなくて、池っていうのは障害物ですから何とかしてもらえないかっていうのが住民の意見なんです。

それで今、教育長の答弁では、あれはシンボルだと。あかつき館のですね、一つの。そういうふうに言われました。あのあかつき館の屋上も、確か設計者の思いがあって、といもなければですね、全体的な外観から考えて。それで、当初はあそこに何か首のブロンズ像でしたか、そんなものを置いたりですね。屋上としても、全体から考えると私はシンボル全体だと思うんです。でも、その点については教育長が防災倉庫を設置してくれました。

住民としてはですね、その防災倉庫は構わんけれども池の処理というのはシンボルだからいかんという、その教育長の判断がですね、納得しかねると思うんですが。

防災倉庫だったらなぜいいのか。池だったらできないのか。その違いについて、再度教育長、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁させていただきます。

防災倉庫の設置につきましては、屋上へということで協議があった時点ですね、屋上については通常、下からは屋上の状況はなかなか見えにくい状況でございました。普段、屋上へ上っていくということもございませんので。そういうことから景観等を考慮して、なるだけ目に付きにくい場所へということで屋上に設置を致しました。

ただ、この池につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、設置時にある意味シンボルとして造られたものでございます。現在、管理上は十分とは言えませんが、あかつき館の館、建物と、それからこの池。以前はきれいな船がございましたけれども。そういったことで、ある意味シンボルになっております。

そういう意味で、この池をつぶすということは、このあかつき館全体のイメージからしてなかなかできないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

きれいなシンボルって言われました。確かにそうかもしれませんが。

あそこにね、船の形をさして木ですね。もう腐ってるような木でね、決して美しいシンボルとは私は言えないと思いますが。まあ教育委員会がそういう判断をしてる以上ですね、屋上だったら見えんからかまんと。下なら見えるけん、あのぼろぼろの船もそのままというのちょっと矛盾があるように思います。

防災課長にもこの際お尋ねします。

一人の犠牲者も出さないっていうのが町の方針で、多額の費用を使って避難路や避難タワーを造っているのが町の方針です。防災課長として、防災の立場から、この池の危険性はどのように認識しているのでしょうか。この池は避難途中にある危険物であって、つぶすのには大したお金は要らないと思うんですね。

どのような判断をしているか、お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の方から、防災課長の方から答弁ということでございますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

まず、基本的な考え方というか、町としての防災のありようについて申し上げたいと思いますけれど。防災対策というのは、まちづくりの一環のものであろうかと思えます。従いまして、町の文化のことも関係するし産業のことも関係してきます。すべてに対して防災を優先するというふうにもなかなか取れないと思っております。

あかつき館の現状、先ほど教育長が申しましたように、池があるとですね、避難行動が取れないという状況ではないと考えております。

対策としては、なお安全な対策というのはあろうかと思えますけれど、町の文化的な拠点のシンボルとして、その池を管理する教育委員会の方はやはり文化の拠点として、まちづくりの中でしっかりと大事にしていきたいという考え方でございますので、防災の方の考え方もですね、今の状況の中で池をすべて埋めるようなことは必要ではないんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

もちろん防災がね、すべてを優先するということはありませんけども、命を守るという点で障害物があるからのけてくれないかという意見がなかなか通らない。町が言ってる意味も分からないではないですか。

それなら教育長ね、シンボルだったらですね、あの船は何とかしない。今は船というより木ですがね。腐りかかった木なんです。そこに針金みたいな、ずっと立ってですね、人が見て美しいシンボルと見えるかどうか不思議なんですけども。

これは防災の立場からという意味では違いますが、つぶさないという点でしたら、シンボルとしてあれを残すんでしたら、そのままですか。それとも何かします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

答弁させていただきます。

あの池ができた当初ですね、当初は設計者に委託をして、確か5年契約だったと思いますけれども、池の管理、それから船等の管理、モニュメントの管理を委託をしておりました。その後、年がたってですね、そういった管理の契約もなくなってきたという現状で、現在は決して管理が十分とは言えない状況でございます。

そういった議員からのご指摘もございましたので、今後は管理面を含めて、当然予算措置等も必要になってこようかと思えますけれども、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

防災にね、危ない所にまたお金を使って、あの船を何とかするというのもいかなもんかと思いますが、ま

あ町の方針はそういうことであるということですので、今回はそのあかつき館の池については置きますが。

通告書の項目にはありませんけども防災対策としての通告でしたので、今回、9月4日の防災訓練が中止になった件をお尋ねします。

その判断をとにかく言ってるのではありませんが、一人の犠牲者も出さないために1年に一度の防災訓練はやらないかんからやっていると、だと思えます。町民の命を守るためにやる必要があるものでしたら、日にちの変更なり、それに代わるものが必要ではないかというふうに、町民から声が出ております。

この町民の声というのは、私は町長をトップに行政が先頭に立って防災について大変力を入れてきだからこそ、その結果として町民の防災の意識も向上したんじゃないかなと。だからこのような意見が出てくるんじゃないかなというふうに考えまして、時宜を得た質問として取り上げました。

町としての考えをお聞きます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、防災に関するご質問、情報防災課の方からお答えしていきたいと思います。

9月4日の総合防災訓練が中止したことに対するご質問でございますけれど、こういうご質問をいただけるのは逆にありがたいことだと思っております。住民の方がそれだけで防災のことを熱心に考えていただいているんじゃないかと思えます。恐らく、中止になったことが少し残念だというふうなお気持ちもあらわれる質問ではないかと想像するわけですけど。

このときは、皆さんはご存じのとおり台風接近中でした。そういう中で、町としても全体の防災の会を持ちまして中止を判断したんでございますけれど。恐らくこのとき、2日ぐらい前も中止やったと思うんですけど。住民の方にすればですね、例えば農業をされてる方、漁業をされてる方については、訓練というよりも自分の生活の予防の対策をする時期だったと思います。従って、接近している中での無理な実施というのは避けるべきであろうと。しかも、中止するのであれば一定早い段階で判断するべきだろうということで、中止を判断しました。

その代わりですね、これが全く今年の防災訓練ができなかったかというふうには私ども考えてなくて、恐らく訓練の段階で、町もそうですけどそれぞれの地域でも住民の打ち合わせとかですね、さまざまな協議とかされてきたんだと思えます。そういうふうな計画を練る作業、それもまた訓練の一環と考えておりまして。

町の方も、この9月4日の総合防災訓練への協議というか企画はですね、5月から実行委員会を立ち上げてやってきました。そして、企画を練り上げてきたわけですけど。やはりその過程というものも訓練の一環であって、中止したから今年の訓練は全くゼロであったというふうには判断しておりません。

それから、代替のことはしないのかという趣旨のご質問もありましたけれど、今年は11月5日の日に、全町的に夜間の津波避難訓練を実施したいと思っております。11月5日というのは、世界津波の日、あるいは津波防災の日という日なんですけれど。津波が浸水想定されている地域については津波避難訓練、そして想定外の地域については避難所の開設訓練、そういうものを実施したいと思っております、今回中止になった分もそこで住民の方と一緒に作業をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私も全くこれをゼロだったと、やらなかったからゼロだったと言ってるのでもありませんし、住民の方もそう言ってるんじゃないですね。そのへんは課長の方も分かってくれてると思います。

それで今お聞きしましたら、11月5日に全町で夜間の訓練をするという点で、住民の皆さんも9月4日は中止になったけども、9月4日を中止したことをとやかく言ってるんじゃないんですよ。なったけども、11月5日に夜間の訓練をするということで、またそれに向けて私たちも取り組んでいきたいと思います。

2 問目の質問はこれで終わります。

3 問目の放射能問題についてお尋ねします。

3 番目の放射能問題ですが、前回の6月議会でも、町民の健康に関する取り組みとして、ビキニ被災者の健康相談会について質問を致しました。

宮川健康福祉課長と米津係長のご尽力で、7月18日、黒潮町主催の健康相談会が、専門家の大学の先生方お二人をお呼びして開催されました。ちなみに、町村が主催するビキニ被災者の健康相談会は、県下では初めての取り組みだそうです。高知県下で初めてというのは、多分日本で初めてじゃないかなと、私思ってます。

関係者の皆さんも大変感謝をしておりましたが、健康相談会についてどのような状況だったのか、最初にお聞きします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは、宮地議員の一般質問の3番目の放射能問題についてのご質問の1番、ビキニ被害者の健康相談会の開催状況について、通告書に基づきお答えします。

ご質問がありましたビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する講演会および健康等相談会につきましては、先ほどご紹介がありましており7月の18日、海の日の日曜日に黒潮町が主催することで開催をしております。

この講演会および健康等相談会は、皆さまにビキニ環礁水爆実験の健康影響について正しく理解していただきますとともに、関係すると思われる皆さまの健康問題に関する心配事をお聞きして、不安の解消等に努めることや、健康に関しての支援などが必要な場合は支援につなぐことを目的にして開催を致しました。前半の部分は、午前10時から1時間を放射線被ばくについての演題で、広島大学名誉教授である星先生、環境科学技術研究所前研究部長の田中先生をお招きしまして講演会を致しました。

また、後半につきましては、ご講演をいただきました両先生に協力いただき、11時から1時間を個別相談会として健康等相談会を行っております。

講演会につきましては、町内外より18名の参加者があり、参加者の皆さまにつきましては講演を熱心に聴いていただけるなど、大変有益な講演会となったと考えております。

また、健康等相談会につきましては、希望された5名の方の個別相談を行っております。

相談をされた方につきましては、両先生から専門的な意見や見解を聞くことで、不安の解消に向かうことができたのではないかと考えられます。

講演会および健康等相談会を行っていただきました両先生につきましては、前日に県主催の講演会を高知市で行った後の黒潮町でのご講演となったため、大変な負担を掛けたものと思っております。

また、講師の派遣にご支援をいただきました高知県の担当課にも感謝を申し上げたいと思います。

最後にはなりますが、この講演会および健康等相談会の開催につきましては、議員にも大変なご尽力およびご協力を賜わり、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変丁寧で、具体的な答弁をありがとうございます。

今、課長が言われたとおり実施されました。61 年も前のことですので、関係者の多くの方は、お亡くなりになったり引っ越しをしたり、また記憶も薄れてきておりますので、黒潮町内の関係者の方々全員にお知らせするというのは大変難しく、今回の相談会については町の広告に折り込みチラシを入れてくれませんかをお願いを致しましたら、快く引き受けてくださいました。そのおかげで、広報を見て、私たちの名簿から漏れていた方が初めて参加をしてくれました。

6 月議会での質問で、相談会に保健師さんもぜひ来ていただきたいと要望しておりましたが、約束どおり保健師さんも同席してくださり、ありがとうございます。被災者にとっては、今後の健康相談に大変心強い限りです。

8 月末、9 月初旬とですね、朝日新聞ですが、ビキニ問題を取り上げた連載がありました。その記事を読みますと、皆さん、ビキニで操業して港に帰港すると、放射能測定器の検査を受けたそうです。測定器がガーガー鳴り響いたことと、操業して取ってきた魚は全部海の沖の方に行って魚を捨てたこと、そのようなことなどが鮮明な記憶として残っていると語られています。

そしてその後、健康で屈強だった周りの若い同僚たちが次々と死んでいった。また、自分自身も病気になるなど、早死にするかもしれない、がんになるのじゃないかなと、そういう恐怖がずっと離れなかったと、この新聞記事を読んでいますと言っております。

国は、ビキニ被災者の事実をずうっと隠し続けてきましたので、今、健康相談会と並行するように国への国家賠償を求める原告団が組織され、現在係争中です。

黒潮町の被災者も、今では多くの方が亡くなっておりますが、今後は被災者の皆さんは高齢なことと、被ばくをしている不安もあり、日常のケアが大事ではないかなと考えます。放射能の心配がある皆さんは、その背景を理解してくれた人が話を聞いてくれるだけでも安心をすると、そういう話をしております。被災者の皆さんは、誰にでもそのことを話せないで、子どもさんにもまともに話ができなかったと。これは黒潮町の方ではありませんが、そういう方が数おられました。事情の分かっている人が話を聞いてくれるだけで元気になったという例が出ています。

それで、せっかく健康相談会をしていただきましたので、今後町としてはどのような方向で対処していくか。

そういう考えありましたらお尋ねします。

（議場から何事か発言あり）

あ、2 点目です。すいません。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の、放射能問題についての 2 番目のご質問、放射能の健康影響に関する今後の方針について、通告書に基づきお答えします。

先にも答弁させていただきましたが、7 月 18 日に開催しましたビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する相談会につきましては、今後の健康問題などに関する対応や支援も考慮しまして、町の保健師も同席しお話を聞かせていただき、被ばくによる健康問題に関して懸念等がありましたら健康対策として対応する予定としており

ました。

相談会で相談を希望された5名の皆さまにつきましては、ご本人の方が3名、ご遺族の方が2名の相談となっており、ご本人からの相談は、当時スクールを浴びたことや、マグロを食べたことなどに対する水爆実験の健康への影響についてのご質問がされておりました。

この相談につきましては、両先生の見解としましては、通常の健診で良いので今後も継続的に健診を受けるように、であるとか、内部被ばくの可能性はあるが健康には影響ないのではないかなど、健康被害に関してのご意見をいただき、ご相談された方につきましては随分安心されたのではないかと考えております。

特に、遺伝の心配はなく、産まれてきた子どもへの影響はないと思われるとの先生の説明があり、相談された方は大きな安堵感を持たれたのではないかと推測をしております。

今後の町の対応につきましては、今回の相談会の結果、早急な対応や支援を必要とする方はいなかったものと考えておりますが、皆さまに継続的な健診の受診が勧められておりますので、町の対応につきましても健診等の勧奨に努めさせていただくことが第一の対応となると考えております。

今後、ビキニ環礁水爆実験に関係する皆さまや、また、健康に関して異変を感じられている皆さまにつきましては、個別に相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、必要であれば病院や専門機関につなぐなど、適切に対応していく必要があるものと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変丁寧な対応で、答弁だったと思います。

被災者の方、ほんとに健康に問題ある方はほとんどの方がもう亡くなってるという現状で、今いる方も、放射能を浴びてると死の灰を浴びてるわけですから、急に悪くなったりするそうです。そういうときに、今回相談に来られて保健師さんも付き添ってくれてますし、課長の対応を聞いたら、健診を受けるようにこれから勧めていくという点ではですね、目配りもしていただけるという点で大変安心できることだと思います。患者さんにとって、被災者にとっては大変ありがたいことです。

それではもう3点目に移ります。

伊方原発は、福島原発事故から5年5カ月間停止をしていましたが、その間、電気が不足することはありませんでした。しかし、残念ながら8月12日、多くの国民の反対の声を無視して再稼動されました。必ず起きるとされる南海トラフ地震に向けて、伊方町では早速避難訓練を行ったと新聞報道でありましたが、福島の現実を経験してるだけに真剣な取り組みだったのではないかなと思います。

放射能被害は、政府の言う30キロ圏内だけが危険地帯で、あとは安全区域で心配はないとは、あの福島の実態を経験すれば誰もそんなことは思っていないでしょう。放射能は目に見えません。においもしない。肌に触れたからちくちくすると、そういうような感触も一切ない、シークレット物質です。風に乗り、風の強さによっては、想定を超えた速さと距離で周辺に拡散するそうです。

それらを踏まえて、9月4日には高知県と梶原町で、事故を想定した避難訓練を実施しています。

梶原町は、伊方原発から半径50キロ圏内にあります。幡多地域は、伊方から80キロの距離で100キロ圏内です。ひとたび伊方原発で事故が起きますと、油断のならない圏内にあります。風向きや風の強さによっては、大変危険な区域だとも思います。

事故が起きたときに、何の準備もない状態と事前の準備があるのとでは、事故対応にも、またその後の対応

にも、大きな差が出てきます。これは津波対策とおんなじです。決して油断のならない放射能被害ですが、津波のように目に見えませんか想定することが困難ですが、じわっと後々まで続いて、将来ある子どもたちへの影響が一番大きな被害です。

国は、原発災害の避難計画の策定は30キロ圏内の自治体しか義務付けはしておりませんが、梶原町と、一部が50キロ圏内に入る四万十町では今年の6月、県は8月に、それぞれ計画を策定しています。

黒潮町での避難計画はどうなっているのでしょうか。

お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の、放射能問題についての3番目のご質問にお答えしていきたいと思います。

黒潮町は、伊方発電所から最も近い北西端で約76キロメートルの位置にあり、原子力災害対策指針の原子力災害対策重点区域、これは議員おっしゃるとおり、おおむね半径30キロメートルの所でございます。その範囲外となっております。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、原子力発電所事故による被害は単純に原子力発電所からの距離だけでなく、さまざまな要素に起因する可能性がありますので、黒潮町地域防災計画の中でも原子力事故災害対策および原子力事故災害応急・復旧対策の項目を設けております。

従って、伊方原子力発電所事故が発生した場合には、基本的には黒潮町地域防災計画および高知県原子力災害避難等実施計画に基づき、応急対策および復旧対策を行います。

具体的には、まず、原子力事故に関する情報を県から速やかに報告を受けます。町は、町民に対してはあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故等に関する状況や、そして屋内退避等の指示を、必要に応じて伝達致します。

また、町は県が必要と認めた場合に実施する、町民等への安定ヨウ素剤を配布、服用の指示の実施に努めることになります。

そのほか、広域的な避難対策や支援要請等は高知県地域防災計画等との調整を図りながら実施致します。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今の答弁はですね、大体概要的なことを言われたんじゃないかなと思うんですけど。

今の答弁でですね、じゃあ梶原町や四万十町みたいに避難計画があると。もうできてるというふうにとってよろしいんですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしたいと思います。

避難計画というのは恐らく避難行動計画だと思うんですけど、地域防災計画以上の計画は、放射能対策について黒潮町独自のものは持っておりません。

ただ、現在の状況ではですね、県の原子力災害避難等の実施計画ですね、議員おっしゃられた8月3日にで

きておりますけれど。この計画に準じたものになろうかと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ちょっと語尾の方が聞き取れなかったんですけど。なろうと思うと。

県のあれに準じたものがもうできてるというふうにとらえてよろしいですね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

再質問にお答えします。

町独自の計画としては、地域防災計画だけです。県の計画も黒潮町当然該当しますので、この県の計画に準じて。独自の計画、いわゆる行動計画がない状況では、県の計画に準じて実施致します。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

放射能被害っていうのは私も詳しくは分かりませんが、普通の防災計画と違っていろんな要素がありますが、そういうところを。県の防災計画を見たわけじゃないですが、そういうところもぜんぶ盛り込んだ、これ独自の私は避難計画といいますかね、必要じゃないかなと思うんですけど。

もうこれ以上言っても、今は地域防災計画に盛り込まれてると。で、それ以上きめ細かなものは、当面はもう作っていかないわけですね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

地域防災計画の中で、主に書かれているのは屋内退避が中心の避難なんですけれど。そのほか、安定ヨウ素剤を住民に配布しなければいけない状況というのは、国、県の情報を聞かなきゃ分からないわけですね。

そうした場合に、現在の状況の中で、より具体的に安定ヨウ素を事前に町が幾ら持っておくというふうな計画そのもの、そういうような具体的な計画は、現在のところ作る予定はないです。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の答弁聞きますと、具体的に、もう少しきめ細かなものはできてないんじゃないかと思いますが。

またこの点について私も勉強して、日を改めてまた質問を取り上げたいと思います。

4 点目に移ります。

福島原発事故はいまだに原因もはっきりせず、汚水処理漏れも今もあります。完全な収束は付いておりません。国が世界一安全だと言ってきた原発でしたが、あの事故で、決して安全ではなく、逆に原発の恐ろしさ、将来延々と続く放射能の怖さを国民は知らされました。津波被害とは違い、放射能被害はふるさとへ完全に戻れなくなってしまう深い悲しみに見舞われることも知らされました。

福島原発が起きてからは、原発反対の声が国中に広がり 6 割を超えていますが、今では、あの小泉純一郎元総理も反対の立場で声を発信しています。

福島原発事故から、全国では原発稼働ゼロが続いておりましたが、再稼働へのかじを切った原発は、全国で伊方を含めて3基あります。しかし、福井県の高浜原発は司法の場から再稼働を止められていますし、鹿児島県内の川内原発は、再稼働に待ったをかける知事が選挙で公約に掲げ当選し、知事は熊本地震の発生で県民の不安が高まっていることを踏まえて、安全性を求めて即時一時停止を九州電力に要請しました。九州電力は聞く耳を持っておりませんが。

町長もご存じのように、伊方原発は国内最大級の活断層である中央構造線が6ないし8キロ沖にあつて、熊本地震でも影響が出るのではないかと心配されました。こんな危険地帯に原発が造られたことがそもそも問題ですが、再稼働すれば、南海トラフ巨大地震の影響は免れないと考えます。津波対策だけでも大変なんです、今後は原発災害被害も無視はできないと思います。

伊方原発再稼働に対する町長の見解を伺います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員の、伊方発電所の再稼働の問題について答弁させていただきます。

ご承知のとおり、東日本大震災発災以降停止しておりました伊方発電所3号機が8月15日から発電開始、9月7日より通常運転が再開をされたところでございます。これまで、新たな基準地震動の設定とそのための安全対策について、国の厳しい審査をクリアしての再稼働であると認識しております。

これまでの審査において、当町では独自の科学的見地から判断する能力を有しておらず、審査機関等の結論に委ねているというのが現状でございます。

加えて、県の方では四国電力と繰り返し勉強会を開催しており、800を超える項目の質問が出され、議論の熟度を高めてこられたと考えております。しかしながら安全対策にゴールはなく、引き続きさらなる安全性の確保、向上に努力をいただきたいと考えております。

これまでも原子力政策につきましての見解を議会で繰り返し申し上げてまいりましたので、今後重複する答弁となりますけれども、ご理解いただければと思います。

今回の伊方3号機を含めた再稼働につきましては、わが国の置かれた厳しい経済環境およびそれへの影響、そして代替発電施設のフル稼働による環境負荷等を考えますと、短期的には再稼働という選択も苦渋の決断としては取り得るのではないかと考えております。

しかしながら前提条件がございまして、まず、当然のことでございますけれども地元同意でございます。また、審査会のみならず多方面から検証できるよう徹底した情報公開がなされた上で、厳しい安全基準をクリアできていること。そして、原発依存度を低減させながら、中期的には脱原発を図る。まあ卒原発とかいろいろ言い方はございますが、原子力に頼らない。そういった電力ネットワークを構築するロードマップをしっかりと整備する、このことでございます。

これまで人類は特に、この近現代において、科学技術の発展とともに多くのリスクを生み出してきたことは事実であります。が、他方、その科学技術の発展において多くのリスクを回避し、利便性を生み出してきたのも事実であります。

今後は、短期的な廃炉、安全装備のための技術の進歩はもとより、中期的には脱原発を可能とする、省エネ、蓄電、新エネルギー等の技術の進歩を大きく促すための国の政策誘導を求めます。これらには多額の財源を伴うことになろうかと思いますが、現在、多くの国民の議論のないところではないかと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

原発の危険性は考えるんだけど、短期的には苦渋の選択だと。再稼働は仕方がないというのが町長の、要約したら答弁じゃなかったかなと思います。確かに、いろんな所を考慮しながらという意味でしたが。

多くのリスクを伴う。単なるリスクじゃなくて、町長は多くのリスクというふうに言われましたが。原発はひとたび事故が起きると、ほんとにとんでもない、未来永劫にもそういう被害を残していくし、原発の技術はまだ未熟ですので、完全に絶対安全ということは言えないというのが今の状況だそうです。

そういった中でですね、ご存じのように南海トラフ地震の研究者として知られております高知大の岡村特任教授ですけども、その教授によりますと、伊方原発の間近にある中央構造線は、過去 7300 年の間に 5 回、大地震を起こしたそうです。最も新しい地震が、420 年前の 1596 年に別府湾を震源にしたマグニチュード 7 クラスの慶長豊後地震で、大津波を発生させ、数日後には中央構造線に通って、京都の伏見城を倒壊させる地震が起きたそうです。

中央構造線は、1000 年当たり 8 メートルずれていることが分かっているそうですが、四国電力は 3 号機増設の申請のときに、敷地全面海域の断層について 1 万年前以降は動いていないと。そのように主張しまして、それを国も認めたようです。ですから、伊方原発 3 号機はもともと活断層がないとの前提で造られた原発ですので、650 ガルの揺れしか想定されていません。しかし、東北のあの地震のときですが、震源断層から 50 キロも離れている女川原発で 636 ガルが観測されています。

伊方原発は、日本最大の活断層の震源断層に極めて近い位置にあります。先の熊本地震でも最大加速度は 1,580 ガルだったそうですが、このような事実を聞くと本当に大丈夫かなと、不安を思います。しかし、原子力委員会では了承されています。

私たちの伊方原発反対しているのは、原発が危ないということだけじゃなくて、活断層のすぐ近くにあると。南海トラフ地震というのは必ず起きるといわれて、今、津波対策をずうっと黒潮町もやってるんですけども。その南海トラフ巨大地震が起きたときには、伊方原発には絶対大きな影響があるということで、ますます不安材料が出てきてるんですが。

町長は、いろんな条件はあったとしても再稼働には賛成ですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

先ほどご提示いただきました条件につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように国の審査機関に委ねるしか、当町としてはなかなか、判断すべき立場でもないんですけども。権限を有しておりませんけれども、判断をするのにはその審査会の審査結果に委ねるしかないというのが現状でございます。

この問題の恐らく各論となるところは、社会としてどこまでのリスクが許容できるのかという、こういうことだと思っています。まず、許容しなければならないリスクと許容しなくてもいいリスク。そして、許容しなければならないリスクの中で、許容できる範囲なのかそうでないのか。こういった属性のさび分がかなり重要だと思っておりますが。今回のこの原子力政策につきましては、当然のことながらマイナスファクターはたくさんございます。そのおかげで、プラスファクターも幾つかあろうかと思っておりますけれども。それらをミックスした上で、どうリスクを評価していくのか。これが、この議論の各論であると思っています。

再稼働を容認する立場で答弁しているわけではないので、純然たる事実を少し述べさせていただきたいと思

いますけれども。

自分たちが心配しておりました、例えば非常に厳しい経済状況の中で、毎年3万人を超えるような方がこの国内で自殺をされていて、多くの方が経済環境の問題を抱えられた方であると。こういったことになってございます。経済が上向けばすべてが解決できるとは到底思っておりませんけれども、少なくとも一要因ではあると思っております。そういったことを考えたり。

あるいは、例えば科学技術の発展において、自分たちは短期的に非常に長距離の移動が可能になりました。しかしながら、これも世界的に見れば毎年多くの死者を出していることでございまして、このリスクは社会全体でどう評価していくのかと。こういったことは、この議論の各論と非常につながる密接なものであろうかと思っております。

また、四国電力管内におきましては、ご承知だと思われましても、伊方の停止に伴い代替施設をフル稼働させております。特に、四国管内に10施設の火力発電所がございしますが、そのうち7施設は40年を超えた老朽施設でございします。これらの2年に一度行わなければならない法定定期点検を、特別延長で繰り延べ繰り延べして対応をしてきたと。これで何とか電力需要を賄っておりますが。平成24年8月には、一時的にはでございますけれども余剰電力は0.3パーセントとなりました。こちらは国の指針の3パーセントから8パーセントの下限値の10分の1ということでございまして、一つ火力発電所で何らかのトラブルがあれば、棟内の電力需要は賄えないと。こういった状況まで追い込まれたのも事実でございます。

こういったことを総合的に判断して、なお姿勢を示せということでございしましたら、先ほどの答弁になりますけれども、できるだけ短期で脱原発社会を確立しなければならないと思っておりますが、超短期的に、いわゆる現在の判断ですね。は、再稼働という判断も苦渋の決断としては取り得る場合があるのではないかというのが、自分の考えでございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

まあ、ゆくゆくは脱原発と。卒原発になるかもしれないけども、直近の判断では再稼働を容認せざるを得ないというのが、町長の答弁の要約ですが。間違ったらまた言ってください。

その3号機が稼働して、賄っているのは四国の電気の中で大体、町長もちらっと言われましたけど2割だそうですね。今までは3号機を動かさなくて、先ほど言われましたように、今もそうですけど火力発電を動かしております。

3号機を動かさなくても四国の電力需要に対する供給余力は、真夏でも5.8パーセントもあったようですが、今回の再稼働も電力が足りないから再稼働するというもとの理由ではなくて、先ほど町長も言われましたように火力発電所も老朽化してると。そういう問題も含めておりますが。もともと四国電力の電気は足りないからじゃなくて、余ってるんですよね。それを首都圏や関西圏に売るための再稼働ではないだろうか。安全性には不安を持っていますけども、いろんな面で不安があるしリスクもあるけども、もうけるために再稼働するということであつたら、これはやめなきゃいけないなと思います。

そういう意味からですね、火力発電が老朽化してると。ほんで、故障した場合大変になるというのが、今町長から言われましたが。電力会社の予備率は、気候変動などで3パーセント、故障停止などで5パーセント、合計、大体7から8パーセントの予備率が標準とされているそうです。

予備率に加えまして、もともと故障などには地域間連携でスケールメリットを生かした運用を行えば対応できますし、実際、全国で発生してる事故による火力発電の停止などには融通で対応しています。

先ほど町長が言われましたように、1 日だけ足りないときがあったそうですが、そのときも四電は融通で問題なく対応をできたと、そのように言っております。

そして電力自由化に伴いまして、その対応として昨年 4 月より広域組織というものができて、この組織は電力供給に不測の事態が起きた場合、各電力会社に発電量の増加や融通を行うように指示する権限を持っています。もともと故障すると。そういう場合には、各電力会社お互い同士で融通で対応するように制度が組み立てられております。火力発電の故障などは、原発再稼働の理由にはならないんじゃないかなと思うんですが。

私が言うのは長期的なことを言ってるんじゃないくて、今すぐにでもね、危険な原発は再稼働すべきじゃないんじゃないかと。そういう意見なんです、町長はどうですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

原子力政策を推進する立場でも何でもないの、そこはちょっとご理解いただければと思うんですけども。

四国電力のですね、例えば経営陣のトップの方とかとはなかなかお話をしたことはないですけども、名誉のこともあろうかと思しますので、少し自分が経験したことを答弁させていただきますと。

まず、自分たちが普段ご説明を受けたり、あるいはお付き合いをさせていただくその幹部の皆さんはですね、やはり一番は、やっぱり使命感です。安定的に安価な電力をどう社会に供給していくか。これがもう四国電力の使命だと言い切ります。

従いまして、中にはですね、恐らく社員の中でも、やはり原子力はどちらかというともう否定をしたい方もたくさんおられようかと思いますが、それでも社会に対する責任を果たすためには、どうしても短期的にはこの原子力に頼らざるを得ないといったようなお考えの方が大勢いらっしゃるのではないかと。まあこれ推測なので、あまり断言してはまずいかと思いますが。そういった中で、一生懸命社会に向けて、安定的に安価な電力を供給していただいているということでございます。

そして全国的に見ますと、例えばあの東日本大震災以降、家庭用電力でございまして最大 25 パーセント、商用ですと最大 38 パーセントの値上げ。これが、あの東日本大震災でわが国のその貿易収支が初めて赤字になったとき。あの環境下でこれが起こってしまったと。こういう経済ファクターは無視できないものであると思っております。自分たちが心配したのはそこでございます。

それからまたさらに申し上げますと、この老朽化は四国管内で相当進んでおりまして、定検を最大延長した 6 年 2 カ月の稼働した阿南 2 号機、こちら相当古いものですけども。もう既に休止致しまして、もう計画供給力からは除外された施設となっております。つまり、即時計画供給量から除外されるような施設で今まで四国管内の電力を賄ってきたという、これもまた厳然たる事実でございます。

そういったことを全体的に踏まえますと、現段階の超短期的にはやむなしという判断も取らざるを得ない場合もあるのではないかとといったようなことが、自分の考え方でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

分かりました。町長が原発推進者じゃないと。もちろんそうなんです、そういうふうな私のニュアンスになってたかと思えます。

再稼働賛成してるということは、やっぱり根本的にはそういうところがあるのかなと、私は思っていました。

というのが、南海トラフ巨大地震がありますので、ひとたびもう地震が起きると原発事故っていうのはもう免れませんから、そういう場合にはほんとに再稼働は反対すると。川内原発の知事がそういうこと取って、もう一度点検してくれというふうに言っておりますが、司法の方でも、危ないからちょっとやめなさいと。止めなさいということで点検しなさいという判断も出てますが。

やはり何重にも何重にもですね、安全性を掛けていっても、なおかつ危険なのがこの原発です。しかも南海トラフの地震が起きる所で、活断層がすぐ近くにあるという所では、リスクはもう免れません。ほんで、いつ起こるか分からないという点ではですね、私は即止めなきゃいけないんだろうと思うんです。

町長が言われたように、火力発電所、確かに40年たってます。伊方の1号、2号機も40年たってますので、まあ1号機は廃炉になりますけども。

伊方原発3号機は89万キロが最大規模の、まあ四国電力の中では一番の発電所ですよ。大規模なね。伊方原発、もし3号機が止まったとしてもですね、8パーセントの予備率では賄えませんが、もうもともと融通を前提にしている原発じゃないかなと思うんですね。そういう意味では、もう短期的にでも再稼働しちゃうとなかなか止められない。大きな事故があると大きなリスク、取り返しのない事故がある。そういう意味で一つは、私は、町長にも危険性が免れないという立場を取ってほしかったんです。

もう1点ですね、高レベル放射性廃棄物を本町に誘致するかどうかという点では、町長もきっぱり、その気はありませんという態度で答弁を今回いただきました。

しかし原発が再稼働しますと、この高レベル放射性廃棄物、核のごみですけど、これが増えるのは事実ですよ。そういうことを考えてもやっぱり、原発のごみ、核のごみは全国どこの処分場になるか知らないけども、取りあえずは仕方がないから原発再稼働させてくれという点では少しそこに矛盾があるんじゃないかなと、私はあの答弁を聞いてて思ったんですよ。

そういう点から考えた場合ですね、まあ並行線なるかもしれませんが。再稼働しますと核のごみが増えます。この処理がどうにもならないところへ来てますが。

そういう点から考えて、再度どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

先日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する一般質問をいただきました。その際の答弁と、例えばこの伊方の再稼働について、全体的な整合性が取れてない部分があるというのは自分も自覚をしているところで。あまりこう言うとはですね、ほんとに推進しとるんやないかと言われますけど。

核燃サイクルの中ではですね、むしろ3号機はプルサーマルでございまして、核燃の中の仮にもんじゅが止まったとすれば、核燃サイクルの中では非常に大きな役割を担う施設となることはご承知のところかと思えます。だからどうということではないんですけども。

確かにですね、高レベル放射性廃棄物、これにつきましては黒潮町へ立地することがという趣旨でのご質問であったので、当町ではお引き受けできないという姿勢を明確にさせていただきました。

しかしながら、そのごみが出るために稼働していた原発の恩恵は、自分たちも今現在でもこうして受けているわけで、なかなかそこは100パーセント自分でも納得ができる理論構成ができていてはなくて。

でも、そうであるならば、どこもがフリーハンドで受け入れ姿勢を示さなければならないのかというと、少し問題が違うのかなと思っています。

従いまして、この原子力発電所につきましても、当然のことながらプルサーマルとはいえごみは出るわけですから、そういったものに対してどう自分たちは向き合っていかなければならないのかというのが、広く国民議論が必要ですよと言いながら自分はどうかということ問われているところだと思わなければならないけれども、なかなか明確に、こうですと割り切った答弁ができないのが非常に苦しいところでございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ、これ以上言ってもおんなじことになってきますし。

核のごみは当町では駄目だけれども、よそはええと。多分そう言ってるわけじゃ決してありませんけど、やっぱり原子力発電所が再稼働されると核のごみが問題になるというのは、町長も今、矛盾しているところだと言われましたので。

今回は、私は原発は再稼働にはぜひ反対する立場を町長に取ってほしいという希望を添えまして、私の質問をこれで終わります。

議長（矢野昭三君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、15 時まで休憩します。

休 憩 14 時 43 分

再 開 15 時 00 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

4 番（山崎正男君）

それでは最後になりますけれども、私の方から一般質問を申し上げます。

私の方は、1 番に医療対策について、2 番に缶詰事業について、3 番に環境整備についてということで質問を致します。

そのまず第 1 の医療対策についてでございますが、佐賀診療所の住民対応は適切であるかお聞きします。また、町は今後の住民への医療サービスをどのように高めるつもりか、聞きたいと思います。

まず第 1 番目ですが、診療の実態と現状をどのようにとらえているか。

どのような医療サービスを町は考えているか。

医療機関との連絡や協議はどのようにされているか。

町が目指す診療所の在り方はどのように考えているか、という質問でございます。

まず、私はですね、この佐賀診療所というのは地域の中核でありまして、町の中心であると考えております。地域の診療所は地域住民の生きがいの中心になるべきものと考えておりますので、精神的にも肉体的にも、地域医療があるから安心して生活ができる。

このようなことが一番地域のためになると思っているので、このような質問をまずお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、山崎議員ご質問の医療対策についての 1 番目、診療の実態と現状をどのようにとらえているか、

など4問について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、診療の実態と現状をどのようにとらえているのかについて、お答えさせていただきます。

現在、佐賀診療所の内科は、院長の新井先生のほか、非常勤医師として、福本先生、奥本先生、康先生の4人の体制となっております。

また、主に土曜日を中心に行っています心療内科につきましては、聖ヶ丘病院副院長の三浦先生と島根大学教授の堀口先生のお二人による体制となっております。

そして、看護師につきましては、現在5名の看護師により対応しているところでございます。

平日の診療時間につきましては、午前8時45分から17時45分でございますが、佐賀小学校、佐賀中学校の学校健診日や新井先生がお休みの日には、非常勤医師を手配し、平日の診療日が休診とならないようにしているところでございます。

また、患者数につきましては、先週の中島議員のご質問の中にもお答え致しましたが、5月の385人から8月には1,005人と、順調に患者数が増加してございます。

佐賀診療所は町が経営している診療所ではございませんので、診療の実態や現状の詳細について十分承知しているわけではございませんが、こうした患者数の増加を見る限り、町民の皆さま方からも一定の評価をいただいているのではないかと考えているところでございます。

次に、どのような医療サービスを考えているのかについて、お答えをさせていただきます。

まずは、平日の内科診療でございます。これは新井先生や、新井先生のお休みの日には、最近では康先生が診療していただいております。

2番目は、土曜日を中心とした、認知症予防から認知症を止めるための心療内科、精神科でございます。これは、聖ヶ丘病院から三浦副院長や島根大学教授の堀口先生が来院され、診療していただいております。

そして3番目は、訪問看護ステーションでございます。訪問看護ステーションにつきましては、6月議会でもご説明致しましたので、ご説明を割愛させていただきたいと思います。

次に、医療機関との連絡や協議はどのようにしているのかについて、お答えをさせていただきます。

先週、中島議員にもお答えしましたが、実務的なさまざまな連絡や協議につきましては、主に聖ヶ丘病院の事務長と支所長、もしくは地域住民課課長補佐が連絡を取り合い、頻繁に協議を行ってきているところでございます。

続いて、町が目指す診療所の在り方はどのように考えているのかについて、お答えをさせていただきます。

本来、住民の皆さまが希望される診療所が、町が目指す診療所であろうかと考えておりますが、あまりにハードルが高いと現実に来ていただける先生がいなくなり、無医地区となってしまうと。町と致しましては、無医地区にならないようにすることが、まず第一の使命であると考えているところでございます。

住民の皆さまのご要望は一定承知していると思っておりますが、まずは平日昼間の診療を確実に確保すること、そのことが最も重要なことであると考えているところでございます。

住民の皆さまのご要望をすべて聞いて無医地区となるか、あるいは、一定の妥協をして平日の昼間は必ず医師のいる地域となるかについての選択は極端な考え方のように感じるかもしれませんが、現実の医師の状況は、まさにこの選択が求められている状況にあると考えているところでございます。

4月23日の住民説明会には山崎議員にもご出席いただいておりますが、そのときに町長があいさつで述べた趣旨は、ここで住民の皆さまに一定の妥協をさせていただいてでも無医地区にしない選択をしなければならないという、強い決意であったと理解しているところでございます。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

医療の環境整備ということでは、各いろんな、新井先生ほか何名かの先生に交互に来ていただいてやっているということでございますが。

現実、その現場というか町民はですね、この診療所が始まって、自分らが診ていただきたい気持ち。それから診ていただきたい診療。こういうものが内科ということでありまして、町民には遠慮があるわけですよ。ちょっとした傷、ちょっとしたけが、そういうものを、行ったときにですね、先生は頭から、これは別の病院へとか、うちでは診れませんとかいうようなお話をされるというようなことがあるようです。

私は、その先生と町民のこのギャップですね。ギャップを何とかせにやいかんねやという気があります。で、町民は、せっかくおいでてくれた先生なので、今さっき課長が言われたように医療をなくするかというような極論の話をされますけど、町民はせっかく町長が招いておいでもらうたものを大事に、先生にもおいでもらわないかん。でも、我々は今までと比べたら選択肢が狭まったという感じに思えます。それはなぜなんだろうかということですが。それはやはり、先生というものは偉いもんでして、先生がうんと言わにゃあ診てくれんようにならんろうかという、住民は感じるわけです。

ぜひですね、その住民の気持ちを早く先生方にも察知していただいて、スムーズな地域医療、お互いが喜べる地域医療になっていただきたいというのがこの質問の趣旨ですので。そこらあたりのですね、課長の言われるようなこの医師をないようにするかというような極論の考えは捨ててですね、今いるお医者、今いる医療をどうやって地域住民に受け入れてもらえるかということです。

私なんかだとやかくは言えませんが。やはり住民の来られる、そういうことを我々行政は察知せないかんがじゃないろうかと思います。

ますます佐賀診療所が盛리가っていきような状況、これを考えないきませんが、今の課長のですね、最初の答弁で気になったのが、その無医地区にするかというような答えまで出しておりますけど、それはちょっと住民に対してあまりにもきつい言葉じゃないかなと思います。我々は、前の先生がおらなくなったときに一生懸命探して、それから宿毛のその医院にお願いして、今の先生においでしてもらってる。その点はよく住民も分かっておりまして、我々も与えられたことをとやかく言うことではないですけど、がまんもせないかん。ただ、もう少し診療の対応が良ければ人気が出るんじゃないろうかと、私は住民の意見も聞きながらそう思うわけですけど。

今、先ほど先輩議員のその質問の中でもですね、聞けば、その診療に来られる患者の数も上がってきたということですけど、1 カ月 1,000 人ですか。それが今のところは一番高い。ところが前段では、去年まではそんな数じゃないと。今これ、単純に考えても 30 人か 35 人の話じゃないろうかと思いますけど。毎日毎日それだったらええかと思えますけど、以前は 70 人ぐらいおったというふうにも聞いておりますので。ここらあたりのギャップをやはりもうちょっと、祥星会さんですか、こちらとも話して人気度を上げていく。こういう努力をせないかん。なぜ患者が来ないのか、少ないのか、そこらを考えていかないかんと思いますが。

これ、まあ次の質問、次の質問にもかかわってきますけれど、やはり町は地域住民のニーズというものをしっかりととらえていかんと、ただ、医者をそこへ配置したのでがまんしてくださいというような感覚ではいけません。もう一度ですね、今現在の状況がほんとにベターなのか、ベストなのか知りませんが、これで十二分なのか。

課長の方にお聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

佐賀診療所は町が経営している診療所ではございませんので、診療の実態や現状の詳細につきましては、佐賀診療所にお聞きしないと分からないことが多くございます。

しかしながら、現在までに2件の苦情のご連絡をいただいたところでございます。その中にはですね、先ほど山崎議員が言われましたような、まあ内科なのでというようなお話もございました。ただ、それは患者様の立場に立ってそういった話をしたということのようでございまして、そういった苦情につきましてはその都度すぐに事務長に連絡致しまして、対処をお願いしてきたところでございます。内容的にはですね、診療所の対応が住民に誤解を与えたものだということに思っております。今後はこのようなことがないように、ご留意していただくようお願いしたいところでございます。

それからもう1点、ちょっと繰り返しにもなりますが、町としては無医地区にならないようにすることがまず第一の使命でございまして、まずは平日昼間の診療を確実に確保すること。そのことが最も重要なことであるということも、先ほど答えさせていただきました。

県庁本庁4階に本所を置いております、一般社団法人高知医療再生機構という機関がございまして、そのホームページの中に、高知県内の医療機関が医師の求人情報を掲載している、こうち医師ウェルカムネットというページがございまして、このこうち医師ウェルカムネットの中の幡多の医療圏で医師を探しますと、9月5日現在で15の医療機関が医師の求人募集をしております。その中で、内科を指定して募集している医療機関が12ございまして、その中には、県立幡多けんみん病院、そして四万十市立市民病院をはじめ、名の知れた民間の病院等がずらりと並んでおります。幡多の医療圏という狭いエリアの中でさえ医師の求人募集がひしめくという、医師にとっては完全な売り手市場となつてございます。もっと簡単に申し上げますと、現在の医師にとってはですね、いつ退職しても幾らでも再就職先があると。そういう状況だということでございます。

そういったことにつきましてもですね、ご理解をいただけたらというように思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

病院の事務についての質問、それから固有名詞等については控えていただくようにお願いします。

どうぞ。

地域住民課長（矢野雅彦君）

承知しました。申し訳ありませんでした。

議長（矢野昭三君）

いや、質問者も一緒でございますのでね。今の点は。

どうぞ、山崎君。

4番（山崎正男君）

議長から注文を付けられましたので、固有名詞というものは確かに使うべきでないと思いますので訂正致します。

これはですね、今のお話聞いておっても何か、医者を集めるにはこれだけ大変ながぞということでございますけれど。もちろんそんなことは当然分かっておりますし、そのために私、先ほども、町民も先生に遠慮しながらも先生に携わっていかないけませんので、そういう盛り上げ方をしていこうということで言ったわけです。

が。

まあ具体的にですね、その先生にもやっぱりこの協議の中で伝えてもらわないかんことは、医療の診察の中で、やはり患者の困った状況を聞き出す。よく聞いてくれる。こういうことを、対応をひとつお願いしたい。先生が目と目を合わせて、患者にも憂いを込めて話ができる。そういうふうになっていただきたいと思います。

それから、今言う小さな外傷とか切り傷とか、お子さんとかが来たときの対応なんかもですね、医者 of 根底に流れる力というのは、我々よりもかなり専門的に勉強もされておりますし、精神的にも、それから診療的にも深い知恵がございますので、一般の我々でさえ、子どもがけがしたらカットバン張れば治るとか、その程度のことは分かりますので、やはり優しく見極めて、一般的な診療は行っていただけたらどうかなという気持ちがございますし。住民も、まあせっかく行ちように端的に断らんとおったらええにね、という気持ちが多いですね。

そこらを踏まえて、やはり協議の中では、支所長あたりがやはり地域住民の声も聞き出しながら、その病院の方の事務長とか幹部の方にも相談しながら。もちろん先生とざっくばらんに話ができれば一番いいわけですけど、そこらあたりはやっぱり行政が潤滑油になってですね、いい診療所をつくるということでやっていかないかんと思います。

そういう気持ちはございますか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

良い診療所にするためにですね、私どもも一生懸命やっているつもりでございます。これまでもそうでしたし、これからもそうでございますが、苦情も含めていろんなお話がございましたら、診療所の方の事務長の方にもお伝えしております。これからもそういった形で、できることについてはやっていきたいというように思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

答弁の声があんまりはっきり聞こえませんので、まあできたらやはり。私の質問が分からなければ困るわけですけど、私の何割かが気持ちが分かったら、そういう答弁をしていただきたいと思います。

今言うふうに、行政の我々は先生の中に入ってどうこうはできん。できんけど、端から行政の立場として町民との間に立って、連絡調整ができるようにやってもらいたいと思います。

もう一度、そのことをお願いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

ちょっとマイクから遠かったようでございます。すいません。

今までも苦情がございましたら、佐賀診療所の事務長にそのことをお伝え致しまして、いろいろお願いしたところでございます。

これからも苦情に限らずいろんなことがありましたら、またそれはお伝えしていきたいというように考えて

おります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それでは、次へ移ります。

町民のために 24 時間体制はできないか、こういう質問でございますが。これは先ほど支所長が言いよりました、訪問看護の関係もあるかも分かりませんが。

前にもこの質問はしたがですけれど、地域の医者が、地域を抱えて地域を安心さすという、この大きな目的ですね。そのためにはやはり 24 時間、何らかの連絡の取れる状況をつくっていかないかんと感じます。

このことについてお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、山崎議員ご質問の医療対策についての 2 番目、町民のために 24 時間体制ができないかということにつきまして、通告書に基づきましてお答えさせていただきます。

24 時間体制という意味は、どうも 24 時間常に窓口があつてということではないようでございますので、6 月議会でもお答え致しましたけども、先生がお住まいになっている場所が四万十市でございますので、現状での先生の夜間の診療につきましては困難であるというように伺っております。

これから先もまた 6 月議会の繰り返しになって申し訳ないんですけども、医療法人祥星会様のお考えは、先生のお住まいになっている現在の場所を変えていただくことを強要するまでは考えておりません。

現時点では、6 月議会でもご答弁させていただきました、24 時間体制の訪問看護ステーションの構築によって対応していきたいというのが、祥星会様のお考えでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

その訪問看護というのがよく私には見えてきませんが。

まず、訪問看護ができたらどんな状況になるがですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

訪問看護ステーションにつきましては、今後、多くの需要があつて 24 時間体制の訪問看護ステーションが実現致しますと、看護ステーションに看護師が 24 時間体制で常駐しまして、看護師の訪問によって患者さんの容態を把握し、逐一医師に報告することによって、さまざまな状況に即応できる体制ということになりますとともに、状況によっては医師の指示の下に救急車による搬送を黒潮消防署に依頼して、近隣の大きな病院での速やかな処置や入院につなげていく体制が構築されるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

語尾があまりよく分かりませんが、まあ 24 時間、その訪問看護によってどなたかが診療所の中で寝泊まりされて、急患の場合には、看護師が誰かそういう方に連絡取って、お医者さんと綿密な連絡が取れると。で、どういう処置を受けられるという、こういう考え方でよろしいですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えします。

今言われたとおり、訪問看護ステーションの実現によって、看護師さんが中心となって医師の指示を受けながら対応していくということでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

地域を盛り立てるという意味では、訪問看護ができれば、少なくとも 24 時間は安心して連絡が取れるということで、まあ良きことかなというふうに感じます。

私も同じように考えておりましたが、その訪問看護でなくても、とにかく 24 時誰か診療所にすれば適切に医者と連絡してくれる。適切に導いてくれる。このような体制ができるとありがたいという質問を構えておりましたが、そういう状況のようですので一歩前進かなと感じます。

それですね、じゃあ 3 番目に移りますが。

住民の心配や困っている情報をどのように調査するか。そして、どうそれを生かしていくか。

これはまあ、今、訪問看護も答えも出ましたのであれですけど、やはり地域住民の声をですね、気持ち。患者という者は常にお医者さんに対して、ここまで聞いてみたいけれど、ここまで診てもらいたいけれど、という気持ちがあります。そういう気持ちを酌み取ってですね、どのようにそれを調査し持っていくかということですけど。

課長の考えはどのようなものかお聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、山崎議員ご質問の医療対策についての 3 番目、住民の心配や困っている情報をどう調査するか。そしてどう生かすかについて、通告書に基づきましてお答えさせていただきたいと思います。

調査するということではありませんが、佐賀診療所では意見箱を設置しております。意見箱に寄せられるご意見を検討し、佐賀診療所としてできること、できないことをさび分けし、住民の皆さまにとって利用しやすい佐賀診療所を目指して取り組んでいくこととしております。

なお、意見箱に寄せられるご意見に対しましては、記名の場合はご返事が可能ですが、匿名の場合はご返事ができませんので、ファイルにとじ、待合室で誰でもが閲覧できるようにするのをお聞きしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

どうもその答弁がですね、何言いますかね、住民の意見をその箱に入れて、答えるか答えんかと。そんな問題じゃないがですよこれは。

やっぱり全体の住民の、佐賀の暮らしがどうできるかというところまでですね、持っていけないいけませんので、そういうもろもろの意見を常に聞く姿勢じゃと私は思うがですけど、それをまた答えないかん。それでどうやって答えるか。そういう感じじゃないと思います。生かすということを考えてもらいたいがですよ、全体に。まだ町民にこんなところが不足しているな、こんなところをもっと盛り上げていけないかん、というところを考えていただきたいと思うわけです。

これはね、目的は住民の安心感の構築、こういうところにあると思います。住民は、何回も言いますけれど先生には弱い。自分がこんな治療を受けたい。こんな相談をしたいと思っていると感じますが、先生に要らんことを言うと、かえって嫌がられるのではないかな。要望を言えば医療が高くなるので、また自分たちに跳ね返ってこないのか。こういういろんな心配をされております。行政の予算が増えると国保に跳ね返る。こういう悩みの実態をどう解決していくか、ここらあたりをよく考えていただきたいわけです。住民がやっぱり大らかな気持ちになれるような、そういう対応をしていただきたいし。これは行政がやっぱり幅広く、私たちがバックにおりますので、皆さんどうぞ安心してお医者にもかかって心配事は行政にも届けてください、というふうなことになるかと思いますが。

もうちょい幅の広いお考えはないか、課長にお聞きます。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員のご質問にお答えします。

私自身はですね、意見箱を設置するということで一定の住民の皆さまのご意見をいただけるものと思っているところでございます。

意見箱の設置は、実は7月ごろから検討をしているとお聞きしておりましたが、設定したのはちょっと最近ではございますけども。意見箱を設置することによって、ご利用されている方々のご意見、山崎議員が言われているようなことも含めていろんなことを、なかなか直接言えないことについてもですね、匿名で出していたらというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私の今日の3問の質問の中でここへ一番時間を注ごうかと思ってやっておりますので、そこらあたりもお量りください。

その調査するのにですね、その意見箱、これだけの考えながですかね。私は、こんなに地域住民が悩んだり困ったり心配してるというときには、やっぱり広くアンケートでもこちらで考えてですね、どうやったら酌み取れるか、酌み上げることができるかということは、やっぱり行政がそういうことを考え抜いて、地域と一体となるというようなことにならないかと思いますが。

ほかの考えはないですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答え致します。

行政がアンケートをとということでございますが、佐賀診療所は民間の病院として運営されております。その民間の病院に対する住民アンケート調査等を町として実施するということは、祥星会様に対しても失礼であるというように思っております。

先ほどもご答弁致しましたが、意見箱に寄せられるご意見を検討して、佐賀診療所としてできること、できないことをさび分けし、住民の皆さまにとって利用しやすい佐賀診療所を目指して取り組んでいくこととしていところでございます。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

祥星会さんに失礼なとか、それは行政の立場で言う言葉であって、町民に対してほんとは失礼なことということになります。

ほんで、やっぱりどう町民の声を見極めていくか、どう安心さすかというところを考えていただきたいわけですので、これ以上申しませんけれど、そういうところを執行部の中でもうちよっともんでいただきたいと思っています。

次にまいります。

4 番ですが、救急車の取り扱いの実態と利用の仕方について、住民は心配と遠慮の中で暮らしているが、医療が安心できない状況であり続けるなら、困ったときは堂々と消防署に連絡してよいのか。

救急車に対する心構えができるようにしてほしい。

できれば救急車を呼ばないで、診療所で解決できるように願いたい。緊急時に車の配備はできないのか。

他の病院にも流れない方策も考えてほしい。

まあちょっと言葉が荒っぽいですけど、要は、救急車を呼ぶときには皆さん、やっぱりちゅうちょするわけです。このぐらいで呼んでいいのかなあ、ということですね。

それから、これは一番困るのは、やはり車の便のない方、それから高齢の方、急患でどうしようかと考える方たちがいっぱいおるわけですので、医療が24時間体制でできると。今さっきみたいな安心ができるということになれば、こういうこともそんなに多くはなくなるかと思いますが。お医者に行って、お医者に頼んで、医者判断で救急車を呼んでいただくのが一番いいかと思えますけれど。

それとですね、この救急車の問題は佐賀地区だけでなく、市野瀬、拳ノ川、鈴、中ノ川、熊野浦と、距離の離れている所は特に、救急車を呼んでも20分も30分かかるとい状況でありますので。この急患の困った状況をどう対応するかということで、私はそこに緊急時に車の配備はできないかというようなことも挙げてみました。

それから、今の現状で他の病院へ流れてる方もかなりいるようですので、これを早く元に、佐賀の診療所に戻してですね、安定した経営がなされるようになればいいなと思って質問しておりますので。

まず、これについてお答えください。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、山崎議員ご質問の医療対策についての4番目、救急車の取り扱いの実態と利用の仕方等についてお答えをさせていただきます。

総務省消防庁のホームページによりますと、救急車の出動件数は近年ほぼ一貫して増加しており、高齢化の進展等により、今後も当分増加することが見込まれています。しかし、救急車は地域の限られた資源であるため、このままでは真に緊急を要し、救急車が必要な方への対応が遅れてしまう可能性があります。そのため、救急車の適正な利用方法については、消防機関だけではなく、地域住民一人一人が問題意識を持って考えていただくことが必要です、と記載をされています。

また、別のページでは、こうしたケースで救急車が呼ばれました。本当に必要か考えてみましょうというページがございまして、その具体例として、蚊に刺されてかゆい、海水浴に行って日焼けした足がヒリヒリする、紙で指先を切った、血は止まっているが。といったことや、病院でもらった薬がなくなったと、そういったこと。ほかにもたくさんあるわけですが、そういった事例が並んでおります。

黒潮消防署に問い合わせますと、このような事例で救急車を呼ぶ人は、町内にはほとんどいないのではないかとございまして、救急車をタクシー代わりに使うということは適当ではありませんが、緊急時に救急車を利用することは当然のことですし、迷われている場合は黒潮消防署に気軽に相談をしてほしいとのこととございます。

次に、緊急時に車の配備はできないかとのご質問でございますが。緊急時の搬送のために救急車があるわけとございしますので、佐賀診療所や役場等に救急用の車を配備することは困難だというように考えております。

また、他の病院に流れないような方策を考えてほしいとのご質問でございますが。もとより、祥星会様にとっても佐賀診療所は非常に重要な事業として考えておられまして、多くの患者の皆さま方が来ていただけるように真剣に取り組んでおられるところでございます。

例えば、平日の新井先生のお休みの日には他の内科の先生を雇用して、平日に休診日ができないようにするという取り組みなどは、大変地味な取り組みではございますが、受診をされる患者の皆さまにとってすれば、平日昼間には必ず開いているという安心感と利便性は大きなものがあるのではないかとと思うところでございます。

現在の佐賀診療所がこれまでと比べ至らぬ点もあろうかと思いますが、認知症のための心療内科の開設や訪問看護ステーションの開設など、さまざまな取り組みをしていることについてご理解をいただいた上で、できること、できないことがあることについてご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

そしたらあれですか、救急車というものは、まあ消防の方へ急患の場合は簡単にといいますか、すぐ、電話入れたら対応してくれるということですか。

何か聞きよりますとやはり、今さっき蚊の話が出ましたけれど、まさか蚊に食われたきいうて救急車でやるようなことはまずないと思いますけれど。やはり急患で困って動けないような状況のときに連絡を入れたときに、いろんな理由を難しく書かれるようなことがあるのではないかとというような話も聞きます。

まあ、私も実態が分かりませんので、そういうようなことでお聞きしますが、まあ急患のときは必ず、遠慮なしに消防の方へ連絡を取っていただきたいということでよろしいですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの、蚊に刺されてかゆいというようなことはですね、実際に都会の方では、こういったようなことで救急車を呼ぶケースがあるということで消防署の方からお聞きをしております。もちろん、議員が言われたように、黒潮町内でこのようなことがあるということではございませんので。大きな都会の方では実際にあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、救急車を呼んでいろんなことを聞かれるというのは、救急の方、消防署の方として当然のことといえますか。そこにおられる方がどういう容態なのか、そういったことを素早く、できるだけ早く聴き取って、救急隊員の方にまた無線で連絡するとか、そういったことを当然しなければいけませんし。同時に、搬送する病院なんかもですね、それによって決めていくということも当然必要になってくるだろうと思います。

私も詳しいことを知っているわけではありませんけども、そういったことなんかも含めてですね、当然事前に、救急車が到着するまでに一定の情報を与えていただかないとですね、それはそれで消防署の方も困るということになるのではないかと考えております。

そういった中でですね、住民の方が緊急にそういう救急車を呼ぶことについて、それは当然のことであるということでごさいますね、先ほども申しましたが、迷われているとか不明の点がございましたら消防署に問い合わせさせていただきたいということを消防署の方も言っておりますので、ぜひまた消防署の方にお問い合わせいただけたらというように考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

先ほど、緊急時の車の配備はできないかということで、できないという答弁でございますが。

これから先、やはり佐賀を中心に、その何キロ四方、10 分で行けるとか 15 分で行ける、近距離の対応も考えないかんとときが来るがじゃないろうかと思っておりますので、このことはやはりひとつ頭の隅にですね。今後の車の使い方、先ほどデマンドの話もございましたけれど、緊急用に対応できるようなことができれば、なおありがたいということでございますので。

配備のことはもうちょっと検討していく余地はないですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

総務省消防庁のホームページに、非常備消防地域の市町村において役場職員等が医療機関への搬送を行う、いわゆる役場救急において、より適切な搬送サービスを提供するための活用が考えられるというような記述がございますが、これはあくまでも非常備消防地域の市町村において検討されることでございます。

非常備消防地域の市町村というのは、消防署が町内にないという所でごさいます、そういった所が全国に

30 幾つぐらいあるようでございます。そういった所についてはですね、例えば、タクシー会社に 24 時間の委託をしたり、あるいは、地域住民を臨時職員として雇用してですね、そういう役場救急の救急的な自動車を運用すると。そういったことを実際にしているようでございます。大半は離島だというようにも書かれております。

そういう役場救急というのは、救急車と違いましてできる範囲というのが狭められておりまして、救急車にはいろんな機器も載ってますし、いろんな対応ができるようになっておりますが、役場救急というような場合におきましてはですね、本当に限られた、まあ素人でもできる、一般人でも可能な範囲でしか当然できないということになってございます。

いずれにしても、常備消防がある本町においてはそういうことにはならないと思っておりますし、全国的にもそういう事例があるのは常備消防のない市町村ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私はですね、病院まで例えば自力で来れないような方、それから今、10 分も 15 分もかかるとかいう方なんかはどうやってじゃあ、一人暮らしで、高齢で、体も今動きが悪い、動けれん。でも、救急を頼みたい。まあ、消防ということがありましたわけですけど。消防も、必ずいつでもというわけにはいかん。満杯のときには出れん場合もある。そうした場合に、何らかの手だてでそういう配備。

例えば、その佐賀診療所内で運行できる車とか、そういうものがあれば、ああ、おばちゃん、困っちゃうがやったら私が連れに行っちゃあよ、というような感じで病院の関係者が迎えに行くとかいうことも頭の隅にあってはいいのではないかと思います。

どうですか、そういうことは。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答え致します。

現時点での佐賀診療所の方の方針といいますか考え方の中にはですね、救急車的なものを用意する考えまではございません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

しつこいですけど、考え方は現時点では持ってなければ、これから考えていこうかということは頭の隅に置いておいてくれということですので。

置くことはできないですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答え致します。

佐賀診療所は民間の病院でございまして、今議員が言われたことにつきましては、お伝えは致します。が、町として強制するということにはならないと思いますし、また、検討していただくとかいうことも含めてお伝えは致しますが、現時点で私のできるのはそういうことであるということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

あまり時間がなくなりますけど。

町長、私のような考え方がですね、執行部の中で一度ぐらい、車の問題については考えていく余地もあるねやというようなことはないですか。

執行部でもう、もうとにかく頭から断ち切ってですね、将来的にも、ああ、そういうことはできんねということなのか。まあそれもちよっと隅に置いて、時間ができたらまた考えていこうかというようなことはないですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

どの地域を想定されてのことなのか、また、あるいは町内全域ということでご質問いただいているのか、ちょっと理解できておりませんが。

これ、全域でこれ対応せよということになりますとですね、少し現実的なご提案なのかなと、ちょっと僕は不思議に思います。

例えば佐賀ということでございましたら、それをどこでさび分をするかということですね。人口が集中している所にのみ車を配備して、そうではない中山間の所はこれまでどおりということでありましたら、それもいかなものなのかなと思っております。

従いまして、そういうことを全部ひっくるめて消防署の位置というのが決まりまして。消防署の位置決めのときの議論は恐らくご存じだと思うんですけども、一番は、火災だとか人家だとかそういうことではなくて、救急搬送の平均的な時間から算出されたのが、あの消防署の位置でございます。それに救急車を配置しておるわけでございます。現在のところ、ある一定のエリアで今の井の岬の所にあの消防署を置いたというのは、そういったいろんな医療的根拠からのことでございます。

そう考えますと、なかなか単独地域に特殊なこの手だてを講じるということが、行政としてそれが仮に財源的にも可能であったにせよですね、それを踏み込むには相当の理論武装が必要なかなと思っておりまして。これ、議論せよということでございましたら議論せざるを得ないと思いますけれども、なかなか少しハードルが高いのかなと思います。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私は、佐賀を中心にしてですね、例えば包括支援センターなんかもそうですし。それから、高齢で、緊急電話ですかね、あれがあるがは。ポンと押したら周りの人を呼べるというやつがあるわけですけど。ああいう態勢のときに、包括支援センターとか介護に行ってる方がぱっと行けるのであれば、診療所辺りでも助けに行

くというか、そういう意味合いも含めてそういう配備をするのがいいのではないかなど。

それから、今言う熊野浦とか鈴とかいう距離のある所ですね。それでなおかつ、親戚もいない、単独で暮らしてるといような方なんかについての考えを入れたわけですけど。

ちょっと時間もなくなりましたので、またひとつですね、頭の隅でとにかくまずは考えていただきたいと思います。

続きまして第2問目、缶詰事業についてお聞きします。

黒潮町の缶詰事業についてお聞きします。1 番ですが、防災缶詰工場と書いてますが、これは防災缶詰製作所のことで、おわびします。への町の持ち出しはどれくらいか。

実績を当初から年度ごとに一覧表で示してください。財源内訳も分かるように。

ということで、お願い致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の 2、缶詰事業についてのご質問のうち、防災缶詰製作所への町の持ち出しはどれくらいかについてのご質問にお答え致します。

ご質問は、防災缶詰製作所への持ち出しということでございますけれども、ソフト事業も含めまして、缶詰事業に要した事業費ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平成 25 年度からお答え致します。

平成 25 年度の事業費は、約 1 億 480 万円でございます。

その財源と致しましては、地域の元気臨時交付金が 6,410 万円、緊急雇用事業に対する県補助金が 20 万 6,261 円、以上、6,430 万 6,261 円が特定財源でございます。

平成 25 年度に執行した主な事業と致しましては、委託料のうち、商品開発や販売計画作成支援、黒潮町地域特産品処理加工施設の設計監理費等に 928 万 1,000 円、同施設の工事費に 3,868 万 2,000 円、同じく備品購入に 3,193 万 4,700 円、第三セクター設立に係る出資金に 2,250 万円となっております。

続きまして、平成 26 年度の事業費は約 5,640 万円でございます。

その財源と致しましては、地域の元気臨時交付金が 1,414 万 8,000 円、過疎対策事業債が 770 万円、全国市町村振興協会からの助成金が 300 万円、緊急雇用事業に対する県補助金が 2,064 万 576 円。以上、4,548 万 8,576 円でございます。

平成 26 年度に執行した主な事業と致しましては、委託料のうち、緊急雇用創出臨時特例基金事業に 2,064 万 576 円、黒潮町地域特産品処理加工施設の工事費に 871 万 6,680 円、同施設の備品購入に 918 万 540 円、負担金補助及び交付金のうち、黒潮町特産品開発促進事業費補助金に 1,484 万 6,000 円となっております。

続きまして、平成 27 年度の事業費は約 3,440 万円でございます。

その財源と致しましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が 2,934 万 5,196 円、緊急雇用事業に対する県補助金が 227 万 9,960 円。以上、3,162 万 5,156 円が特定財源でございます。

平成 27 年度に執行致しました主な事業と致しましては、委託料のうち、まち・ひと・しごと創生事業費を活用した地域外商力を強化した商品開発および雇用創出事業等の委託料に 1,747 万 6,494 円、同じく、黒潮町地域特産品処理加工施設の工事費に 522 万 5,244 円、同施設の備品購入に 664 万 3,458 円となっております。

今年度の事業計画と致しましては、国のまち・ひと・しごと創生事業費を活用して、予算額で 2,440 万円の事業を計画しております。

主な計画は、黒潮町缶詰製作所機能強化事業委託料として1,150万円、黒潮町缶詰製作所機能強化事業関係工事費として500万円、同強化事業関係補助金として540万円の予算をお認めいただいております。

なお、今年度計画しているこれらの事業は、全額、国の交付金を充てますので、実質的な町の持ち出しの必要はございません。

これら4カ年の合計は、事業費が約2億2,000万円でございます。

これに対して、歳入は、交付金や助成金、補助金が1億6,581万9,993円でございます。

これらを差し引き致しますと、差額は約5,400万円でございますが、過疎対策事業債の借り入れが770万円でございますので、この償還額は793万4,421円でございます。

この償還額のうち、7割に当たる555万4,094円は交付税措置がされるため、町は負担しなくてよいことになっております。

これらを合算致しますと、この4年間の純粋な町の持ち出しは約4,900万円となります。

なお、これに対し、同期間内の純然たる町内への支出は約7,000万円となっております。

その内訳は、本事業による事業効果と致しまして、昨年度末で社員5人とパートスタッフ13人の雇用を生んでおります。創業時から本年8月末までの人件費の累計は約5,920万円であり、雇用対策としての機能を果たしていると考えております。

また、魚類、キノコ類、天日塩、黒糖などの原材料を町内から仕入れ、地域食材の活用も積極的に行っております。その金額は約1,110万円であり、こちらも地域の経済に効果が波及しております。

なお、これらは直接的効果であり、間接的効果の検証はできておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

ありがとうございます。忙しい中、資料を頂きましてありがとうございます。

1点、今日お聞きしますが。現在までの総額累計が2,200万。それから、その中で一財が、先ほど言われた4,900万、最終的に。これでよろしいわけですかね。

それとですね、皆さんには分かりにくいかもしれませんが、缶詰事業に要した費用というものが2億2,000万。それから、同じくその歳入も2億2,000万。ただし、一般財源はこの表では5,400万となっておりますが。

ここである缶詰事業に要した費用というのは、行政から会社に出したものという考え方でよろしいがですね。歳出したもので。

答えだけ。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

おっしゃるように、町予算の中から缶詰事業に支出した費用でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

この会社のあることによって、地域の特産品にしてももろもろの波及効果がありまして、頑張っておられる。私は個人的には伸びていただきたい会社でございますので、そのようには感じております。

ただ、今聞きますと、今までのトータルが2億2,000万、その中で財源が5,400万、一般財源が。ということでございます。まあ5,400万町から出してという感覚でとらえていいのかなとは思いますが。

それから、今言う雇用の問題も、5人雇用し13人スタッフを構えてるということでございますが。

2問目に移る前にちょっと。これ、ますます発展するためにはどうしたらいいかなという感じがあります。それから、まあ、もうこれ以上1問目は言いません。

2問目に移ります。2問目、すいません。

町長が社長として取り組んできて、現在に至っていますが、この工場ですね、製作所ですか、将来に対する社長としての評価と、それから行政側の町長としての評価が多少は違うと思いますが、実績が向上してもしなくても、行政のトップとして町民に効果を示さなければなりません。今後の計画や市場への対応、また、目標意欲についてどのように把握していますか。お聞き致します。

これはですね、会社を発展させるためには今の規模ではいけないのではないかと、私なりに思うのですが。また、この津波、地震の問題がありますので、早めに上げるならば高台に上げて大きくすべきではないかという気持ちもあります。

それから一番はですね、売り上げ実績の向上、生産コストの低減、雇用の安定と社員教育の体制強化、それから生産拡大と工場の設備拡充、販売先の安定拡大。今後、工場を大きくしていくつもりならば、このようなことも考えていかなければならないわけですけど。どうせやるなら、雇用対策も100人ぐらい以上目標を立てることも大きくは大事なことはないかと思います。

それからもし、今の見通しがまだ答えを聞かな分かりませんが、将来的に町長がいつこの会社から手を引かれるかいうことは3問目で聞きますけれど、大手の傘下に入るようなことも一つの考えの中にあるのか。

そこも併せてですね、お聞き致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは山崎議員のご質問にお答え致します。

今後の計画につきましては、まず、これ答弁が重複致しますけれども、営業外収益を除いた損益分岐をクリアすることが最優先でございまして、並行して、将来を展望し町内他社商品を売り込むために積極的に営業を行い、新店舗の開拓を進めてまいりたいということでございます。

ただし、気を付けなければならないのは、売りを立てるだけではなくて、一食品製造メーカーとしてこれまでに以上に安全操業に努め、これまでお付き合いいただいている店舗、あるいは、今後お付き合いをいただく方の信頼を損なうことがない。こういった経営に努めていくというのが大前提でございます。

それから、ご指摘をいただきました規模拡大のお話ですけども。この施設を立ち上げるときにですね、議会にも相当のお時間を割いて説明をさせていただいたと思っています。規模がちっちゃいためにスケールメリットが生かせず、なかなか単独での黒字化は厳しいというようなことで、将来的には規模拡大をという説明でこれまで事業の展開を進めてきたところですが。その後ですね、機器の増強、それから職員の資質向上、それから経費の削減、それから売りの伸び等をすべて勘案しますと、何とか施設単体で損益分岐がクリアできるという予測値を立てることができるまでになりました。

今の段階で、規模拡大をしてこのぐらいの規模に大きく広がりますというよりも、答弁重複致しますけれども、

まずは営業外収益を除いた損益分岐をクリアすること。これが、まず第一ではないかなと思っております。

まずこれがクリアできないと、議会の皆さんはじめ住民の皆さんにご理解がいただけないと思っておりまして、まずこれができてから次の展望をということではなかろうかと思っております。

社長職のことについては、3 問目でよろしい、はい。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

当面の経常収支のことを考えて、今の規模で赤字を出さないというようなことになるかと思えますけれど。

私は、この会社を何回か見らしてもろうて、今の製造現場で一つ一つ缶詰を作っていかれる。こういう工程では果たして成り立つのかなという、常に懸念もありますので、今みたいに事業拡大のことも考えていかないかんがではないかと、このように質問も致しましたが。

この間ですか、熊本で地震があってその 1 万 8,000 缶をやったために、給食センターの方でも、今年はもう缶詰に対する給食材料の考えは取れないというような話もございましたけれど。この防災缶詰の目的がですね、どの程度の想定になっているのかが少し見えづらいとございますので、こういう質問もさせてもらってるわけですけど。

どれぐらい、将来このストックをですね、缶詰作ってどれぐらい保存するのか。それも 4 年、5 年ごとに交換せないかんというような状況になるので、果たして大丈夫かなということも一点あります。そこらの問題は今後クリアできるのか。

まず、そこをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。立場が難しくてちょっと行き過ぎた答弁が出るかも分かりませんが、ちょっとご容赦いただければと思います。

当施設の製造能力は、通常運転で製造しますと 30 万缶がやっぱり限界です。従いまして、その中で利益構造をどう確立していくかということがまず大前提でございまして。それも、商品構成と売り上げ構成。売り上げでも、利益の取れる売り場と利幅の少ない所とさまざまございまして、その売り場の構成によって損益分岐がクリアできるというところまでの推測が立つまでになりました。これは何とかしてクリアしたいと思っております。

それから、ご質問ございました、当町で実施しております学校給食への利用でございしますが。教育委員会の方でもご検討いただいておりますが、つまり缶詰製作所は直接関係ないんですけれども、町が備蓄している缶詰で賞味期限間近になったものを廃棄するのが非常にもったいないので、せっかく防災を文化として育てようという観点から給食の中に盛り込んでですね、できるだけ税金のロスがないような形で回していけないか。防災で言うと、いわゆるところのローリングストックというやつですね。これの仕組みを検討しておりましたが、今回、熊本地震がございまして、町の備蓄分の中から 1 万 8,000 缶を熊本の益城町の方へお送りをさせていただきました。こちらにつきましては、中島議員のご質問だったと思えますけれども、国の求償に乘せる予定でございまして。乗らなければ、東日本の慣例からしますと特別交付税措置ということで、町の持ち出しは基本的にはございません。

しかしながら、町の備蓄にも限りがございます、そちらの方を出した関係ですね、今、直ちに給食センターでこういう使用を考えようという商品が現在備蓄できておりませんで、これがまた備蓄数量が目標値に達する年度になりましたら再度教育委員会の方にもお願いをして、給食センターの方でもその賞味期限の短くなったもの等々の有効活用を検討いただきたいと、そのように考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

町長、缶詰、先ほど 30 万缶、これ年間ですかね。

これを保管するような場所は、あそこには十分あるがですかね。保管場所ありますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

年間通じて 30 万缶しか作れないので、30 万缶がドーンと倉庫にあるという状況は発生しません。

で、自分たちはできるだけストックリスクを避けるために、一応経営指標としては 2 万缶から 3 万缶程度のストックで、いわゆる黄信号といいますか、少しストック過多で販売強化を掛けなければならないという、一つの判断基準にしておりますが。

当社の監査委員からのご指導では、当社の規模で、かつ資金ショートが起こらないような資金運用ができておれば、5 万缶程度の程度のストックは持っておくべきだというのはご指摘をいただいておりますけれども、実際のところ、そこまでのストックが積み上がるというところにはならないと思います。それよりもですね、ストックが積み上がるまでにどんどんどんどん売っていかないと、というのが最大の課題でございます。

繰り返しになりますが、30 万缶の製造能力で、すべて 30 万缶が倉庫の中にストックされるという状況は発生し得ないということでございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

我々にはちょっと、会社の中身が見えにくいのであれですけど。

今言うふうに、ストックは 2 万か 3 万かということで、それぐらいのスペースは十分あるということでしょう。いいわけですかね。2 万、3 万のストックはいつでも場所があって、そこへ置けるというような状況なのか。

それから、年間 30 万ということは、月にしたら何缶なるがですかね。3 万弱か、ということになりますけれど。それは、生産能力はフルでそういうことになるわけですか。余裕を持って 3 万缶とかいうようなことに、月では。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答え致します。

当施設が非常に高い管理レベルで運営をしていることはご承知のところだと思います。その中で社内規定がございまして、最終的に真空高圧釜に商品を入れるんですけれども、その一回当たりに入る量が 720 缶となっております。それ掛ける 2 回で 1,440。これを一日の製造量として設定をしております。これは、さまざまな商品企画書に掲示しなければならない記載であるとか、そういったものを割り戻す必要がございまして、こ

の社内ルールを適用することによって非常に円滑な事務作業が進んでるということで、設定は1,440でございます。

ただし、その1,440缶の中でもすべてが商品となるわけではなくて、交安検査といいまして、できた缶詰を当施設で2週間、ちょっと高い温度で検査を掛けます。その後、2週間後に開封をして食味等に変化がなければやっと商品になるということになりますので、その検査用の品。それから、さまざまな不具合が生じた商品。こういったものは当然商品にならないわけですし、1,440を作ったうちの1,400缶程度がマーケットに出回ることができる商品ということになります。

それから、30万缶詰というのはご指摘のとおり、ほぼフル稼働です。ただし、マーケットで勝負しようとする既存の商品だけでは絶対無理で、直ちに飽きがこられますので、年間数品目の新商品を開発しなければなりません。ただし、この商品開発には相当の時間がかかりまして、かつ工場もですね、今、できるだけ社員で休みの日を利用してということで、製造計画にあまり圧迫しないような工程は組んでおりますけれども、なかなかそうは言いまして社員のこともございますので、平日に商品開発の工程を回すこともございます。

そうなりますと稼働日数が圧縮されるため、大体月間で、お盆とか、お正月とか、ゴールデンウィークとか、長期の休暇がないような月には3万缶程度を製造する必要があると、こういったことになってございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

会社のことで、聞いてええのかどうか分かりませんが。

以前、何か説明の中で聞いたときには何とか良品印ですとか、無印やったか忘れたけど。そういうことと契約がされて、順調にこれから伸びていくであろうというような話も聞きましたけれど、そういうこととの連携はいまだに続きようがですか。もう既にないわけですか。

それから、そういう大手がいっぱい缶詰工場あるわけですけど、その大手との対応で、例えば今の会社はもうこれぐらいの規模ですとずっと続けていって、大手と吸収して、将来的には大手と一緒にやっていくというようなことになるのか。

そこらの見通しは、今のところはないわけですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

特定の企業名はちょっと公表できませんけれども、これまで説明させていただいた所からはOEMの受注を想定して経営計画を組んでおりましたが、OEMは品管レベルが自分たちが達しなくてクリアできませんでした。これは議会へ報告させていただいたところです。

現在は当町のオリジナル商品として、自分たちのPBとして店舗に並べていただくように交渉を検討しているところです。

それから、大手のお話ですけども。大手の存在というのは、自分たちにとりましてどちらかというところがありたい所ですし、これ多分10年前だと、うちのこの工場をやろうという構想にはなかったと思います。大手がさまざまな、営業であったりとか商品開発を含めて、高価格帯の缶詰市場を切り開いてきた。自分たちはそこに乗っかっているわけですし、それは非常に感謝をするところですが。今のところですね、大手同業他社からのOEMの依頼等々はございませんし、自分たちのそういった所要形態で継続していこうという検討はして

おりません。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それでは3 問目に入ります。

3 問目ですが、社長の責任と町長の責任をどのように判断していますか。お聞きします。

また、できればですね、早い年度で社長を代わり、行政側から町長として工場に意見をしていくべきではないかと考えますがどうですか、という質問でございます。

私は、今、黒潮町において山積した問題もいろいろありますし、それから今回の決算なんかも見てもやはり、それから普段の職員の忙しさなんかも見てもですね、町長がやっぱり行政に十分専念できる。そういう状況にあって、この会社をしっかりと支えていくというのがいいのではないかなという、そういう考え方で質問していますけれど。

両方を兼任されてですね、それぞれ忙しい。それぞれに頭を悩ます。こういうところがあまり良くないのではないかなという気が致しますので、町長にそこらあたりの話を聞きたいと思いますが。

まず、いつまで社長を続けていかれるつもりかどうかをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは山崎議員のご質問にお答えします。

ご案内のとおり、現在は代表取締役となっておりますけれども、山崎議員のご質問の趣旨とは若干ずれますが、現場サイドからしますと、現場に常駐する社長が必要であることは私たちも自覚をしているところです。

その後任の登用につきましては、現在の社員の育成ならびに外部人材の登用等、さまざまな選択肢を検討してまいらなければならないと考えております。

それから、代表取締役をやらせていただいておりますが、基本的に定例会議は時間外および休日での対応ということで、行政一般業務については過度にご迷惑をお掛けしないような配慮をしながらやっているとでございます。

しかしながら、最も自分では駄目だということはですね、やはり先ほど申し上げましたように現場に常駐して熟知した社長が必要であると思っております。特に今程度の規模でございますと、隅から隅まで全部一人の人間で分かることができますので、そういった人材を登用する必要があるかと思っております。

任期いつまでということはですね、今のところ、何年の何月何日までですというのもなかなか申し上げにくいですが。一般論で申しますと、任期外れると当て職での代表取締役ですので、任期超えてから代表取締役に座り続けるということはございません。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私がこんな質問すると、間違っ取られると困るわけですけど。

要は、この行政の山積みする課題に取り組む方がベターであって、それでなおかつその会社の方にも、この行政から見てもっと叱咤（しった）激励するような立場にあった方が、社長でおるよりはやりやすいのではないかなという気持ちですので、間違いのないようにお酌み取り願いたいと思いますが。

その上で、いつまでというような言葉を出すとまた語弊があるかも知れませんが、この会社が、例えば今先ほどの経常収支とか損失がなくなるとか、そういう状況が安定したときには考えてみることもあると思うのであれば、お聞かせいただいたらありがたいと思います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほども申し上げましたように、現場には常駐社長が必要であろうかと思っております。これまでさまざまな企画を挙げていたり、あるいは首長職としての信頼を持った営業を掛けていたりということが武器でありましたが、これからは、もっと工場のことが熟知できていてという人材が常駐して社長業を務めるべきだと。それが、ひいて言えばその会社のためにもなるかと思っております。

ただし、期限がいつまでというのは現在のところなかなか申し上げにくいところがございますけれども、できるだけそういった後任の人材登用をしっかりと育成、それから外部含めて検討していきたいと、そのように考えております。

それから、少し齟齬（そご）があってははいけませんので。

缶詰製作所だけではないんですけれども、この産業施策ですね。自分たちにとりましては有効求人倍率が非常に高くなりまして、もしかすると産業振興施策の必要性が若干、認識的に薄れてきているのではないかと非常に危惧（きぐ）をすることがございます。今だからこそやらなければならない産業振興施策という位置付けがございまして、理由は2つございます。

一つはですね、やはり若者定住。しかしながらこちらは、雇用の場がございすというだけで定住が図れるというような環境にはございません。つまり、ある一定お望みの職種を設けるか、あるいは、必ずしも望まれた職種ではないけれども、お給料が高いかと。こういったこと。

それからもう一つは、賃金上昇圧力を産業振興施策によって圧力を掛け続けるということです。これはどういうことかといいますと、これを始めたころは有効求人倍率は高知県で0.4台。それから幡多管内においては当然それよりもさらに下というような、非常に厳しい雇用情勢でございました。従いまして、短期的にパートも含めてとにかく雇用の場を確保しなければならないと。そういったこともあってこの事業は立ち上げましたけれども、現在は少し、人材確保にも非常に難があるというぐらい、有効求人倍率は上がってまいりました。しかしながら、ここですね、この缶詰だけではなくてさまざまな産業振興施策をかぶせることで、とにかく被雇用者の売り手市場をつくり上げるということです。それによって、経営側に賃金上昇圧力を掛けていくと。そうやって初めて、今日も答弁しましたが消費性向が思い切り消費性向に振れて、それが域内に還流して初めて乗数効果として住民の皆さまに恩恵が行き渡ると。こういうことでございますので、むしろ僕は、もうほんとに10年、20年、もしかしたら何十年に一度のタイミング、あるいはチャンスが来ているのではないかと。この機を逃すと、本当にお勤めの方のお給料は上がらないし、あるいはパートの皆さんも、どちらかという環境が恵まれない状況の中でお働き続けていただかなければならないと。ただし、やりようによっては、これからはこれを改善できる社会環境が国を挙げて整いつつありますので、今こそ、この産業振興施策を何重にもかぶせてやっていかなければならないタイミングだと思っております。

従いまして、この会社の方もですね、責任放棄で社長退任ということではなくて、しっかりと後任に継いいただけるようなめどがついて、そして、もしかしたらきちんとした人間が短期間に育つ、あるいは外部の有意義な人材がいたというようなことがありましたら、もちろんご納得いただいた上でということになりますけれども、後任の登用も進めてまいりたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ちょっと缶詰はこちらに置いちゃって、この缶詰工場のこういう費用とか財源とかいうものがいろいろとあるわけですけど、この黒潮町の中の企業体いいですか、まあ小さな商店から、小さな営業を営んでる方なんかもおるかと思いますが。こういうような国の施策を活用して、その小さな企業を興してですね、その中に従業員の1人も2人も増やしていけるような状況を町の中でつくっていけないかという考えもちらつくわけですけど。地方創生も併せてですね、そんなこともひとつ考えられないかなと思いますが。

町長、今はそんなあれはないですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご質問にお答え致します。

今ご提案いただきました案件についてはですね、県の補助とか、あるいは町単では対応はできるものがございますし、あるいは、直接の中小企業経営者向けの各種制度もございまして、そちらの活用が十分できようかと思えます。

ただし、今の地方創生の交付金の適用の枠組みの中ではですね、行政が関与する必要がございまして、単独で打たせていただく、あるいは純粋なトンネルでということはなかなか適用できないと。枠組的にはこういうことになっております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

はい、分かりました。

次いきます。

第3問目でございますが、環境整備についてお聞き致します。

幡多中央斎場の増築や備品等の整備をすべきと思いますが、町の考えをお聞きします。

この斎場はですね、我々住民の人生最後のまつりごとをする場所でありますが、ここでの対応。処理件数とか効果をお聞きしたいと思えます。今後の地震津波も踏まえての対応を聞きます、ということで。

まず、1 番目に過去の実績をお聞きします。件数と収容人数と収支の実績。できればデータを配付を願いたい。収支の状況を願いたいということで質問しております。

既に課長の方からデータは頂いておりますが、かいつまんで併せて答弁いただければありがたいと思えます。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは山崎議員のご質問の3、環境整備についての1番、過去の実績を聞くということで、件数、収容人数、そして収支の実績ということでご質問がありました。

収支の実績につきましては、先日データをお渡し致しました。

それではまず、過去の実績についてお答え致します。

なお、平成27年度の実績につきましては、幡多中央環境施設組合議会の決算の認定をまだ受けておりません。

ので、平成 22 年度から 26 年度までの実績をご報告させていただきます。それでですね、22 年から 26 年の 5 年間すべてをいうことはなかなか時間を要しますので、22 年と 26 年だけ述べさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(山崎議員から了承の意思あり)

はい、ありがとうございます。

それではまず支出について、維持管理費の実績でございますが。これは管理業務委託と致しまして、これ人件費でございます。あとそれと、電気、水道、灯油代、および施設維持修繕費などの合計額となっております。これが支出のすべてでございまして、平成 22 年度は 5,898 万 1,000 円でございます。26 年度は、5,563 万 2,000 円でございます。

それで、平成 22 年度に比べまして平成 26 年度が 334 万 9,000 円少なくなっておりますが、これは施設建設にかかります公債費の元金の減少によるものでございます。

次に、収入についてでございますが。当斎場の収入は、火葬場、そして式場等の使用料と、黒潮町と四万十市からの負担金、そして雑入であります。

それでは、火葬件数と式場等の利用件数、および使用料をお答えさせていただきます。

平成 22 年度は、火葬が 654 件ございました。平成 26 年度は、火葬が 760 件ございました。106 件の増加となっております。

平成 22 年度の式場等の利用実績は 708 件でございます。平成 26 年度の式場等の利用件数は 757 件でございます。46 件少なくなっております。

平成 22 年度の使用料金、収入でございますが、これが 1,877 万 6,000 円でございます。平成 26 年度は 2,008 万 7,000 円でございます。比べまして 133 万 1,000 円増額となっております。

この 5 年間の、平成 22 年度から平成 26 年度の平均火葬件数は 703 件でございます。平均式場等の利用件数は 722 件でございます。そして、この使用料の増減と維持管理費の増減によって、黒潮町と四万十市の分担金と負担金が決定されております。ちなみに、平成 26 年度は斎場管理分担金と致しまして、四万十市と黒潮町を合わせまして 1,434 万 3,000 円。そして、斎場建設負担金と致しまして 2,104 万 5,000 円。合計 3,538 万 8,000 円を両市町が負担し、収支を調整を致しました。

なお、ご質問の収容人数につきましては、当組合と致しまして告別式や忌明け等の人数を遺族から確認をしておりますので、データがございません。ご了承ください。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

今の課長の資料の説明によりますと、斎場は年間約 5,500 万円で維持管理されておると。それから、黒潮町が約そのうち 1,000 万。四万十市が約 2,500 万。それと、斎場使用料の 2,000 万。合わせて 5,500 万円で維持管理されてるという状況がよく分かりました。

それでですね、このような数字の実態は私初めてですので、これはこれでありがたく頂いておりますけれど。

黒潮町としては 1,000 万円出してこの斎場に寄与してるということでございますが、第 2 問でございますけれど、現状で苦情はないのか。地震津波も控えて対応できるのか。町の構想を聞きます。

私が現場でいろいろ感じるにですね、いすが足らないのではないかと、駐車場のスペースが狭いのではないかと、斎場の増築はできないのか、被害時のための考え方はこれからどうなるのかというような心配をしてお

りますので、このような質問を出しておりますので。

それぞれについて、まずお答えをいただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは山崎議員の2番目のご質問、現状で苦情はないのか、地震津波に備えて対応できるのか、いすが足りないのではないか、駐車場スペースが狭いのではないか、そして斎場の増築はできないかというご質問について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の苦情に関することにつきまして、式場内には現在、81脚のいすが用意されております。受付用に2脚、そして公衆電話を設置していたスペースに1脚で、合計84脚がございます。そのほかにも、式場ロビーには3人掛けのソファが2台、それから2人掛けのソファが4台あり、14人分が追加されます。

しかし、議員ご指摘のとおり、人数が増えまして100人を超える弔問客がお見えになりますと、いすがご用意できない状況にあります。以前にも、いすが足りないというご指摘をいただいております。従いまして、折り畳みのいすの購入を検討致しまして、式場内に設置が可能な数を計算して、そして組合議会へ提案できるよう四万十市と協議をしたいと思っております。

また、駐車場につきましては、白線を引いたスペースが57区画と、身体障がい者専用の駐車場が2区画あります。弔問客が多いときには白線部分以外の所へも駐車をお願いしていただきまして、それでも足りない場合はロータリーの中に駐車を可能にして、できるだけ多くの方が駐車できるように確保に努めております。

しかしながら、以上のご指摘を根本的に解決するためには式場の増築と駐車場の拡大工事が必要であると思っておりますが、多大なる費用が掛かると予想されておりますので、実施については困難な状況でございます。

現在の施設は20年が経過しておりまして老朽化が進んでいるため、現在、空調設備の更新工事を行っており、そして回廊の雨漏り改修工事と、それから雨水排水路の改修工事、そして何よりも大型火葬炉の更新工事など、大きな事業が懸案事項と致しまして山積しています。従いまして、四万十市と十分協議をした上で一つずつ解決していきたいと思っております。

そして、もう一つのご質問でございます。地震津波の被害対策について、南海トラフの巨大地震によりたくさんの犠牲者が出た場合には、なかなか幡多中央斎場だけでは対応ができません。従いまして、高知県の広域火葬計画に基づきまして県が情報を一元的に管理し、市町村と火葬場設置者、そして都道府県間の調整を行うこととされておりますので、黒潮町と致しましては町内の情報収集と整理を行い、広域火葬を円滑に実施するための措置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

まず、84個のその椅子があるということでございますが、この数は私は、あそこでこんなに数があるのかなという感じを受けましたが。

私がこの問題を出したのは、斎場へ行って、あそこで最後のみとりをする。静かに弔いをされてるときにですね、皆さん立っておらないかと。どこもほかの斎場がいっぱいで、あその中央斎場であることが多いわけですけど、皆さんがお通夜にしても葬儀にしても立って待っておらないかんとというのはですね、今80もあそこであれば、かなり賄うこともできるかなと思うたがですけれど。このいすがあることを業者なんかは知っち

ようがですかね。そこらは確認したことはないですか。あそこでお通夜なんかしたり葬式やったときに、腰掛け出して、皆さんどうぞというようなことはまずなかったし。今あるホールの方も、南側のホールですか、あ、西側になるのかな。ホールの方も、あそこも四角いイスがあるだけで、皆さん、あそこで立ち往生したように窓際に立ったりして過ごすことが多いわけです。

それから、実際の式場の方は、あの狭い中に置かれるイスが80なんぼいうがでしょうかね。

要はですね、あそこに葬儀に参列される方が多いときにはですね、皆さん立っておられるので、ぜひこのイスの問題は何とか解決するように協議をお願いしたいと思います。

それと、その置く場所、保管する場所があるのかどうかということもお聞きしておきますけれど、なければそれもまた考えないかんことなのです。

それから、駐車スペースの問題はですね、満タンになったときはあの中、斎場の前の広場にですね置かすようなこともあります。もうどうせなら置かすようにあそこへ、この円形の中に線でも引いてですね、事故のないような置き方。いつもあそこでどなたか雇ってですね、交通安全みたいなことで対応されてますけれど、そういうことも考え合わせていただきたいと思います。

それから斎場の増築というのはですね、今言うふうに、あそこへそのイスも並べることもできない。立っておらないかん状況がありますし、外へ出て、雨の日でも風の日でも外で待たないかんような状況も見受けられますので、大変窮屈に思うと思いますので。

この増築もですね、将来的に、今すぐどうこうはできんかも分かりませんが、やっぱり考えていく必要があると思います。

それから、その被害の関係もですね、津波とか地震のことで、そのひつぎを多く出さないかんというような状況のときに、この間、気仙沼でも聞いたわけですが、ひつぎを置く場所がなくてですね、体育館のすぐ隣の部屋に置かざるを得ないとかいう状況があったようでございます。今、我々の町では、こういうひつぎの問題、処理の問題をこれからどうしていくかも考えていかないかんと思いますが。

この近辺の、火葬場とかそういう斎場で置けるときであればいいですけど、高知県全体が津波じゃ地震で災害であるときに、さあどうするかということまで考えて対応をお願いしたいと思います。

で、あその山を、今ある現在の中央斎場の山辺りで広い所があれば、そういう置くべきスペースも造っておくとかいうことも大事ではないかなと考えますので。

そこも踏まえて、もう一度お聞きします。

議長（矢野昭三君）

本日の会議は、都合により延長します。

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

まず、イスの存在といいますか、それは業者が分かっているのかということについてでございますが、業者の皆さんは分かっていると思います。それで、81しかないのです。業者さんによってはそれ以上来るということが想定される場合は、業者が所有している折り畳みイスを持ち込んでくれる所もございます。

ただし、そういう業者頼みというようなことでは管理上あまりにもよろしくないなと思っておりますので、イスを購入して、それで保管場所を確保してですね。例えば台車ですか、そのようなものを用意して、いつでもほかの行事においても使えれるというような形の部分の、汎用性があるものにしていったらどうかというふうに考えております。

それで、保管場所につきましては、現場の方に尋ねましたところ、きちんとした倉庫がスペースがあるということでございますので、そちらの方に購入したいすは保管できるものと思っております。

それから、駐車場のスペースの確保についてでございます。ロータリー内へ車のスペースの白線を引いてはどうかということでございます。それもこれからの検討課題として考えていく必要があろうかと思いますが、現状ではこの 57 スペースの分で賄っていきたいというふうに考えております。

それから、式場のスペースの増築の件でございます。先ほども申しましたが、費用が、まだ全然計算はしておりませんのでどのぐらいの費用が掛かるのかということがちょっと想定をしておりません。そういう費用も計算してみる必要があろうかと思いますが、それよりもまず、現状の施設の管理上困っておる所を修繕するということが優先課題となってくると思いますので。空調設備とか、そして雨漏りの修理、それから雨水排水が十分水路ができておりませんのでその修理とか。それから、火葬炉がもう 20 年以上経過しておりますので、その火葬炉もやり直さないかんということができております。もしやるとするならば、増設するならばですね、その後になると思しますので、ちょっと中長期的な展望になろうかと思します。

そして、南海トラフの地震対策の件でございます。議員おっしゃるとおり、未曾有の大災害によりますと、ほんとに遺体安置所とかそういうものが不足しまして困ることが予想されます。ただし、当火葬場において遺体安置所を兼任するということについては、今のところ考えておりません。

それは、あそこの所がですね、やはり議員も申しましたように、遺体の検死、検案ということになりますと、検死は警察の方で行います。検案は医師の方で行うことになります。大災害のときにですね、なかなか医師の確保ということが困難だと思います。警察の方もなかなか対応が難しいという中で、あっちこっちにその遺体安置所を設置するということについてはですね、考えておりません。

また、もし遺体安置所を設置するとなると、佐賀地域と大方地域に限られた、1 カ所ないし 2 カ所というような形の部分でやることではないだろうかというふうに考えておりまして、指定する施設も現在検討中でございます。

また、当斎場につきましては、避難所としての機能という形の分はもう考えておりません。出口、田野浦には施設の整った三浦小学校がございまして、そちらの方を避難所としての指定をしておりますので、そういうことでございます。

ですから、当斎場につきましてはやはり、ご遺族の方が故人と最後に別れるほんとにもう神聖な所だと思います。また、心の安らぎを与えられるような所であると思しますので、やはり斎場と致しまして火葬場としての機能を充実させまして、静かな最後を迎えられるような場所としてふさわしい所していきたいというふうに考えておりますので、今のところ、そのように遺体安置所を兼用するということについては考えておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

その最後のひつぎの問題は、防災対策も含めてですね、今度の津波対策の関係も含めて、黒潮町で検討し考えていくのかどうかお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

遺体を収容するひつぎの件でございますが。実は27年、昨年ですね、応急期機能対策という形の部分で訓練を行いました。それは遺体安置所の設置をしまして、それで検死、検案をして、どういうふうにするかという訓練をしまして、そのときにひつぎも要るということで、実際にJAさんに協力していただきまして、ひつぎを持ってきて、それでひつぎに納める訓練を致しました。

大変、もし遺体が多くなった場合ですね、ひつぎが間に合わない可能性もございます。そのときは、遺体安置の袋というがございます。それを購入して、暫定的ではありますがその遺体安置の袋に納めさせていただいて、それでひつぎの準備が整いましたら、そちらの方に移すというような形になろうかと思います。

で、その遺体を納める袋につきまして、予算化をしなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

津波は起こらなければ分からないとこもありますけれど、今、予防ということで気仙沼なんかで話を聞きますと、この問題でひつぎが足りないとか、埋葬の業者がいらないとか、いろんな問題が出たようです。

こんな問題で私締めるのより、もっと明るい問題で締めた方が良かったと思いますけれど、以上で終わります。

議長（矢野昭三君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、17時15分まで休憩致します。

休 憩 17時 00分

再 開 17時 15分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、17時30分まで休憩致します。

休 憩 17時 15分

再 開 17時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

先ほどの宮川議員からの指定管理についてのご質問の際に、貸し出し時に利用料を設定させていただいておりますという答弁をさせていただきましたが、指定管理でございますので貸し出しという文言は適切ではないことになります。

従いまして、指定管理につきましては、ということに文言の訂正をお願いしたいと思っております。

おわびして訂正申し上げます。

議長（矢野昭三君）

これで、町長の発言を終わります。

お諮りします。

町長の発言のとおり、訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、町長の発言のとおり訂正することに、決定しました。

山崎正男君から発言を求められております。

これを許します。

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私の先ほどの質問の中で、固有名詞を使いまして品位を壊すようなことを申し上げました。

この点について、氏名の方を訂正しておわびしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

これで、山崎君の発言を終わります。

お諮りします。

山崎君の発言のとおり、取り消すことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、山崎君の発言のとおり訂正することに、決定しました。

日程第2、議案第25号、平成27年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第44号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまで、および議案第46号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結についてから、議案第54号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

それでは私の方から、委員会の審査報告を致します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告致します。

審査日時が平成28年9月12日、開催時間は13時から16時45分、出席議員は、山崎、森、坂本、澳本、小永、浅野の各委員でございます。

私の方からまず、総務教育常任委員会に付託されました案件についてご報告致します。

日にちを9月12日と9月13日の分も逃しておりましたので、9月13日は9時から17時4分でございますのでよろしくお願いします。

議案番号25でございますが、平成27年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入の全部、歳出2款および第3款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳出。歳出のうち、9款、10款、12款、13款、それと財産に関する調書のうち、総務教育常任委員会が所管する事項について審議致しました。

その中でですね、主に委員会の中で質問のあったことをかいつまんで申し上げます。

まず、ふるさと納税の件数と金額の質問がありまして、ふるさと納税は平成 25 年には 25 件で 292 万円、26 年は 40 件で 328 万 8,000 円、27 年は 1,760 件で 3,060 万 1,000 円ございました。

それから、租税債権管理機構の質問がありまして、再移管は何件か、新移管は幾らかということでございましたので確認しますと、再移管は 14 件で、新移管は 16 件とのことです。

租税債権管理機構に対する移管額は 1,115 万 4,000 円で、負担額が 306 万 7,000 円でございます。徴収額が 6,537 円に比べまして 300 万円を負担しているということでございます。

それから、10 周年の記念費用の総額は幾らかということですが、記念費用は 267 万 4,000 円が総額でございます。

次に、町史の大きさはどうかというこの質問でございまして、大きさは A4 で、720 ページを少し増すことになるとのことです。

その他、給食に防災缶詰は使うのかの質問で、今年は熊本災害に支援で出したので、教育委員会としては今年は利用できないということでございます。

次に、図書の指導はどうしているのかという質問でありまして、図書指導員 3 人で大中を除く 9 校を日替わりで回り、各学校の図書を整備していると。教育長の話によると、学校の先生には好評を得ているとのことです。

雑入で、公共バスの返還金は何かの質問がございました。これは、過去に高南交通との間で 5 年間の過払いがあり、協議をされて 3 年間で均等に納入した後で、今回一括で返還され、終了したものです。

次に、マイナンバーの運行についていつからの質問で、平成 29 年 7 月から運用開始されるとのことでございます。

それから、公債費の今後の財政運営はどうかとの質問で、今後、庁舎建設、保育所移転建設、公営住宅高台移転等の負担を考えると、財政運営は慎重にせざるを得ないというようなお話がありました。

本決算書を全般に見ますと、総務常任委員会に付託されて十分な審議をしたところですが、一部において、地方自治法第 220 条第 2 項の、款項間の流用と予算の年度内処理がされていないものがございました。副町長の方から、反省と陳謝の説明もありました。委員会としては、なお明確に、予算執行において管理職および職員は万全の点検と確認をし、信頼できる業務体制に取り組むことと、今後このようなことのないように、組織全体の注意義務とチェック体制の強化を図るように強く申し入れておきます。

決算全体を慎重に審議致しまして、決算の認定は全会一致で認定されました。

第 27 号でございますが、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について審議致しました。

業務報告の 386 ページから 387 ページに説明がありますので省略しますが、委員から、滞納の古いものはいつかの質問や、希望者は減っているのかとの質問があり、古くは平成 12 年分だとのことでございまして、また、希望者はそんなに変化はない、とのことでございました。

中には大学院生もいるのかという質問もありましたが、該当がないとのことです。

この宮川奨学資金の歳入全体では 1,880 万 3,000 円、歳出は 1,777 万 2,000 円、繰り越しが 103 万 1,000 円、基金残高が 709 万円、貸付金の戻入が 1,872 万 2,000 円、収入未済額が 414 万円、貸付金が 1,776 万円。

この人数の内訳では、高校生が 10 件、大学が 43 件で、合計 53 件が貸し付けの対象となっております。

この特別会計を審議の結果、全会一致で可決されました。

第 28 号でございます。平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本案は、歳入が15億813万3,000円でございます。そのうち給与が7億786万2,000円でございます。職員手当が5億6,103万3,000円、共済費が2億3,923万6,000円。職員手当のうち、職員手当が3億8,504万2,000円、市町村の事務組合の負担金が1億7,599万1,000円。共済費のうち、職員共済費が2億3,790万4,000円、公務災害基金負担金が133万2,000円となっております。

27年4月1日現在の職員は186人でございまして、昨年度、27年度の採用は11人、退職は11人でございます。中に、拳ノ川の医師も入っております。

公務災害が5人あったようでございます。

この案件については、審議の結果、全会一致で可決されました。

36号、平成27年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本件の決算内容は皆さまに配付のとおりでありまして、加入の状況の質問の中で、27年度のテレビ加入者は2,178世帯43パーセント、インターネット加入者は1,238世帯26.4パーセント、告知放送は4,879世帯96.8パーセントでございます。この加入率は、人口の減により計算上多少アップするとのことでございます。

本情報センターの繰上償還額は、元金約1,300万円、利息が約900万円となっております。

決算の総事業費は約2億6,300万円。内訳で、歳入は使用料と加入金で約8,700万円、繰入金が約1億7,400万円、諸収入が約200万円でございます。

歳出は、総務費に6,900万円、事業費に5,500万円、公債費に1億3,900万円となっております。

審議の結果、多数で可決されました。

38号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例について。

地方税法の一部を改正する条例等の法律が平成28年3月31日に公布されたことにより、条例を改正するものです。

内容は、既に皆さまの元に配付されているとおりでございます。私がここで何かと言うと条例の成否に関係してきますので、なるべくとどめてまとめて言いますが。

本条例の中身はですね、主なところは自動車税の文言を種別、率に改めた点が1点。それから、法人税の標準税率および制限税率が3.7パーセント引き下げられ、税率を10.4から6.7パーセントになったことです。また、グリーン特例を1年延長しまして、および環境性能割の導入に伴いまして軽自動車税を種別割りに名称変更したり、および適用条項等の規定を整備するものでございます。

本案を審議致しました結果、全会一致で可決されました。

39号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

本条例は既に課長から説明もありましたとおりでございますが、内容はですね、文言の変更でございます。この暴力団を暴力団等に、町民というのを町民等に改めるというものでございます。

審議の結果、全会一致で可決されました。

第42号、平成28年度黒潮町一般会計補正予算について。

第一表歳入歳出予算補正から、歳入のうち9款、10款、18款から21款まで、歳入のうち10款、15款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳入。それから、歳出2款のうち総務教育常任委員会が所管する歳入。歳出のうち、9款消防費、10款教育費と第三表の地方債補正が、委員会の中身でございます。

歳入は、副町長から既に説明していますので詳しいことは省略しますが、まあ順番を追って申しますと、歳入で9款は地方特例交付金で減収補てん特例交付金を84万3,000円減額するものでございます。これは交付金の確定によるもので対応しております。

それから、10款地方交付税、10款1の1の1の普通交付税でございますが、1億8,550万3,000円。これも

交付税の確定によるものでございます。

14 款国庫支出金、14 の 2 の 1 の 1 総務費補助金 48 万 9,000 円は個人番号カード交付事務費の補助金で、2 分の 1 の補助率でございます。

総務委員会でもちょっと分かりにくいところでありましたが、14 の 2 の 6 の消防費国庫補助金は 400 万円で、産業建設委員会の分だと考えておりますので省略します。

15 款県支出金、15 の 3 の 6 の 1 の教育総務費県委託金 32 万 7,000 円は、三浦小学校に充てる防災教育事業委託金です。

18 款繰入金の 1 目、2 目、4 目の関係ですが、財政調整基金繰入金が 5,397 万 7,000 円を減額、減債基金繰入金は 1 億円減額、施設等整備基金繰入金を 6,000 万減額というものです。これは交付税の確定によりまして、繰り入れを取りやめるものでございます。

19 款の繰越金の、19、1 の 1 の 1 の繰越金は 8,786 万 8,000 円は、決算による調整です。

20 款の諸収入、20 款、20 の 5 の 2 の 9 消防費雑入 200 万円は、自治省総合センター交付金でございます。

21 款町債、21 の 1 の 1 の 1 臨時財政対策債は、三角の 2,544 万円の減額です。

21 款町債の 1 の 1 の 2 の方ですが、総務管理費は新庁舎および周辺広場等整備事業の分で 5,280 万円。これは緊急防災特例債を適用されております。

21 款の町債、21 の 1 の 2 の 2 児童福祉費、佐賀保育所移転事業は 1,000 万円。これも緊急防災特例債を適用されております。

第三表の地方債補正、これは表のとおりでございます。

歳出につきまして申し上げます。

総務費の 2 の 1 の 1 の一般管理費、14 節の使用料及び賃借料 51 万 4,000 円ですが、これは現在ある古いものを、故障のために今回佐賀の電話機を新規に貸借するリース代で、10 月以降の対応の分でございます。

2 の 1 の 6 の規格費の 7 節賃金は、個人カード交付事務の 97 万 8,000 円。これは 10 月から 3 月までの 6 カ月分でありまして、2 分の 1 の補助を 48 万 9,000 円充てております。

2 の 1 の 11 情報化推進費、13 節委託料 6,485 万円。このうち、公共用ネットワーク設備改修委託が 375 万 9,000 円は、一部製品が使えなかった部分が出てきた場合の万一に故障したときに備えまして、代え部分がないといけないので今回購入するものです。

2 の 1 の 13 標的型メール訓練及び教育委託費 145 万円。これはウイルスによるインシデントを起こす事例が発生したため、被害はなかったのですが、そのため緊急用に職員を訓練する必要があり、教育委託費を組むものでございます。

ネット強靱化対応委託費 5,964 万 1,000 円。これはマイナンバー制度に対するシステムの構築で、完全実施に対応するためマイナンバーセキュリティー実施に向けた委託でございます。当初 1,000 万円計上でしたが、仕様の確認で 5,964 万 1,000 円となったものです。

2 の 1 の 11 の 15 工事請負費 171 万 7,000 円。このうち国土交通省の浮鞭測量橋工事に伴う通信確保工事が 113 万 1,000 円で、これは鞭の橋の中を通して光ケーブルが入っていた工事が、国はやってくれないので町がやるものでございます。

同じく工事請負費で、王迎団地回線増設工事 58 万 8,000 円。これは、最近になってこの団地の売れ行きが良いので、ここに配線した線が不足になったため増設する費用でございます。

2 の 1 の 11 の 18 備品購入費 27 万 7,000 円は、国土交通省浮鞭測量橋工事に伴う通信確保必需備品費でございます。工事請負費とセットで同じケーブル関係費用でございます。

消防費、9の1の4の11節の修繕料31万4,000円は、佐小中の照明灯のバッテリーを交換するものでございます。平成17年度にできたものでございまして、ソーラー電池の故障のため交換です。

今後もこのようなことは、10年ごとに交換が必要になるかも分かんないということでございます。

9の1の4の11需用費のうち消耗品費540万円は、備蓄缶詰を熊本に1万8,000個送った費用であり、国の求償を受ける予定でございます。

9の1の4の19節負担金補助及び交付金の補助金200万円は、自治総合センター交付金を充てるものでコミュニティ助成金でございます。自主防災組織育成支援補助金として使うものです。

教育費、10の1の2事務局費で8報奨費と11の需用費でございしますが、11月1日と2日に三浦小学校で防災キャンプを実施するための費用でございます。1泊2日で、子どもと保護者と地域が100名以上集まりまして、警察、消防も含めまして防災学習を実施するものです。

以上です。

審議の結果、全会一致で可決されました。

46号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結についてでございます。

今回は積載車両だけの契約でございまして、委員の中からメーカーの指定はないのかとの質問もありましたが、契約仕様書は設備内容等だけであり、メーカーの指定はないとのことでございます。それにしても高いものだな、との意見もございました。

審議の結果、全会一致で可決されました。

52号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の変更について。

本件は、県道大方大正線と町道仲分川に架かる天神橋が老朽化のため改修を行い、橋りょうの長寿命化を図るため、平成24年度策定の整備計画を変更するものです。

審議の結果、全会一致で可決されました。

53、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

本件は、平成27年度作成の総合整備計画書において、年度間の事業費調整と下馬荷地区の携帯電話の不感知地区の解消を図るために、整備計画を変更するものでございます。

審議の結果、全会一致で可決されました。

54号、高知県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

本件は、高知県市町村総合整備事務組合規約の変更で、事務所の移転によるものです。第4条中の地番が、5丁目2番3号を4丁目1番35号に改めるものです。

審議の結果、全会一致で可決されました。

以上でございます。私の方から報告を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

それでは産業建設厚生常任委員会の報告を致します。

産業建設厚生常任委員会に付託された議案は20議案です。9月12日午後1時半から午後5時まで、および9月13日午前9時から午後16時30分まで、町長および各担当課長出席の下、説明を受けた。

本議会で説明を受けたものや深く議論にならなかったものは除き報告致します。また、13日の午後から、指定管理者を指定する施設5カ所の視察を行いました。

まず、議案第25号、平成27年度黒潮町一般会計歳入歳出決算について報告致します。

未執行のものや特に不用額が大きいもの、また新たに取組んだ事業について、決算書および業務執行報告書を照らし合わせ、詳しく説明を受けました。

本議会で質疑があった、項をまたがる予算の流用の在り方について議論があり、指摘を致しました。先ほど、総務教育常任委員長の報告にもありましたが、内容が同じですので割愛をさせていただきます。

しかし委員長からは、できるだけ見積もりをしっかりと正しく予算執行することが大前提であり、精度を上げるように指示も致しました。

2款総務費についてです。ページ、99ページ、戸籍住民基本台帳費について、備品購入費の個人番号制度用プリンターについては、委員から、データが保存されない機種を選定したのか質問があった。

担当課長からは、データは保存されないがコピーリボンに印刷が残るので、この管理を徹底する、と答弁がございました。

続いて3款民生費につきましては、不用額が特に多いですが、年度末にならないと確定しない費用が多くありますので、この不用額につきましては致し方がない面もあるということでございます。

また、本会議でも質疑がありました、ページ、123ページの老人福祉費の賃金について、老人憩の家の月5日間、12カ月分の管理を任せているということです。

内容につきましては、デイサービス等町民館が手狭なので、憩の家を利用するための臨時職員の賃金となっています。

続いて、ページ147の4款衛生費につきまして、不用額が多かった塵芥処理費の件につきましては、燃料費が安く済んだためということの説明を受けております。

続きまして5款、ページ、149ページになりますが労働費について、障がい者雇用についてですが、委員の方から、町の割り当て分については達成しているかの質問がございましたが、執行部の方から、4名の雇用で町の割り当て分は達成しているというように説明を受けております。

続いて、6款農業振興費につきまして、ページ、153ページになります。委託料の地域の物流等支援事業につきましては27年度より委託事業になっていますが、利用料や利用者数が減っているが今後どうするのかというような意見が出ました。

担当課長からは、利用者や出荷量を増やすため説明会を開くなど、また、ロコミでの拡大を図っていったらという説明を受けております。

7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費につきましては、実績、組み込み減、不測の事態に対応するための予算による不用額が主なものになっています。

次に、財産に関する調書について、産業建設厚生常任委員会の所管するところの決算年度中に移動、増減があった財産について説明を受けましたが、特に議論にはなりませんでした。

以上、平成27年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、報告のとおり全会一致で承認致しました。

続いて、議案第 26 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに移ります。

委員からは、収入未済額について滞納の長期分や高額のものがある。これから高齢等により回収不可能になりかねない、と指摘があった。

担当課長から、納付への対応を強くしていくと答弁がございました。

討論はなく、全会一致で承認されました。

次に、議案第 29 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

委員から、検診の在り方について質問が出ました。胃がん検診をバリウムではなく最初から胃カメラの検診にすれば早期発見ができ、また医療費の抑制につながらないか、と質問が出ました。

担当課長からは、自治体での選択の余地はあるが、当町には医療機関が少ないので実施するには検討が必要と考える、と答弁がございました。

討論はなく、全会一致で承認致しました。

次に、議案第 30 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について。

27 年度も医師不足のため代診医師による診療を行っている、という報告でございます。

討論はなく、全会一致で承認致しました。

次に、議案第 31 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに移ります。

滞納分の徴収を進めるよう、委員から意見が出されました。

担当課長から、生活困窮の世代なので他の税との滞納の重複もあり、電話や訪問での対応をしっかりとしていく。多額になると返納が大変なので戦略的な対応をする、と答弁がございました。

討論はなく、全会一致で承認されました。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本会議で説明があったとおりです。

討論はなく、全会一致で承認致しました。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、この事業の使用料について水道の流量で算出しているので、水道料金の免税を受けている世帯にはこの使用料金も免税されているのか検討が必要ではないかと、委員の方から指摘がございました。

今後検討していく、という課長の答弁がございました。

ほかに討論はなく、全会一致で承認されました。

次に、議案第 34 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、討論はなく、全会一致で承認致しました。

次に、議案第 35 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、保険料の収入未済や滞納分は早期に徴収する、と担当課長からの説明がございました。

特に討論はなく、全会一致で承認致しました。

議案第 37 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定については、委員から、設計の委託料について質問がありました。職員に工事設計させることで業務の内容の把握や経験を積ませることができると思うが今後対応できないか、と質疑がありました。

町長からは、現在、時間と労力のバランスを考えると現在は厳しい、という答弁がございました。

討論はなく、全会一致で承認致しました。

次に、議案第 40 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例については、本会議で説明があったとおり討論はなく、全会一致で可決致しました。

次に、議案第 41 号、黒潮町観光推進事業休憩施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、委員から、使用目的が EM 培養施設と町のための施設なので行政財産としての管理していつては、という意見が出ました。

執行部の方から、県の事業で設置した施設だが、現在、財産処分としての許可も受けている。管理契約を結ぶので支障はないと考えている。何か支障が出るようなことがあれば今後検討していく必要がある、と答弁がございました。

討論はなく、全会一致で可決致しました。

次に、議案第 42 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についてに移ります。

ページ、14 ページからの歳入、12 款分担金及び交付金で土木費分担金、14 款国庫支出金の土木費国庫補助金につきましては、歳出に伴う交付金、補助金でございます。

15 款県支出金の民生費県補助金は、補助率がアップしたための歳入でございます、と説明がありました。

続いて、歳出に移ります。

ページ、20 ページ、4 款衛生費の環境衛生費の需用費は、町営の出口共同墓地の道路の舗装。また、負担金補助及び交付金につきましては、雌ネコ避妊手術 10 頭分の予算が組まれています。

また、工事請負費については、本会議で説明があったとおりで佐賀診療所の改修工事ですが、委員からは、しっかりとした予算計上、執行を行うように、と意見が出されております。

ページ 21、5 款労働費は、本会議で説明があったとおりです。

7 款商工費は、ビオスおおがたの浄化槽の修繕料ということになっております。

8 款についても、本会議で説明があったとおりです。

お戻りいただいて、ページ、9 ページの第二表繰越明許費についても、本会議で質疑、説明があったとおり討論はなく、全会一致で可決するものと致しました。

続いて、議案第 43 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてに移ります。

これも本会議で説明があったとおりです。27 年度の療養給付費の額は決定したもので、返還金等の繰り出しになっております。

特に討論はなく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 44 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についても、本会議で説明があったとおりでございます。今年度は 1,488 万 5,000 円を基金に積み立てたということでございます。

特に討論はなく、全会一致で可決致しました。

議案第 47 号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定についてに移ります。

これも本会議で説明があったとおりでございますが、委員からは、この施設、機械は老朽化をしてきているので、今後の対策についてどのようにするか質問がありました。

担当課長からは、払い下げを含め今後検討していく、と答弁がございました。

特に討論はなく、全会一致で可決致しました。

議案第 48 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定については、討論なく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 49 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定については、これも討論なく、全会一致で可決致しました。

議案第 50 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についても、本会議で説明があった

とおり討論なく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第 51 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定については、今回、この指定管理者の指定の議案だけが公募による指定管理を行っている。意識を持って運営してもらうために公募によらない指定にしては、と意見が出されました。

担当室長からは、選定の透明性を確保するため、今後、収益を生む施設については原則として公募による指定を行っていく、と答弁がございました。

討論なく、全会一致で可決致しました。

以上、報告を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、黒潮町観光推進事業休憩施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 54 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 26 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 27 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 28 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 29 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 30 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 34 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 35 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 36 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 37 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 38 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、黒潮町観光推進事業休憩施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議員提出議案第 2 号、参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書についてを議題とします。

これから、提案趣旨説明を求めます。

議員提出議案第 2 号、参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、森治史君。

10 番（森 治史君）

皆さんのお手元の方にレジュメが回っておると思います。参議院選挙の合区の解消を求める意見書でございます。

平成 28 年 7 月に行われた第 24 回参議院議員通常選挙において、県政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらしました。

これは一票の格差を是正するために都道府県単位で果たしてきた役割を無視し導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる民主主義の崩壊をも意味し、合区解消を求める声が大きくなっております。

いま一度、国会でわが国の民主主義において都道府県が果たしてきた役割を尊重し、参議院議員選挙制度改革の議論を起し、都道府県ごとに集約された意見が参議院を通じて国政に反映される仕組みを取るべきである。

ついては、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据えて最高裁の判例を踏まえ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を求めるものであり、その要望と致しまして、

一、参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。

一、人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割りのみで選挙割りは、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって、地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。

一、今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るために、各都道府県から選挙ごとに最低 1 名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政に届くように制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

黒潮町議会議長、矢野昭三で、相手先は、参議院議員議長、衆議院議員議長、内閣総理大臣、総務大臣が提出先となっております。

以上、終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 2 号、参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

議員提出議案第2号、参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議員提出議案第2号、参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成28年9月第11回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、本定例会に提案させていただきましたすべての議案につきまして認定、可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

本議会を通じて賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (矢野昭三君)

以上で、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年9月第11回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 18時 43分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 矢野 昭三

署名議員 小永 正裕

署名議員 森 裕史